

地方財政の状況

令和8年3月

総務省

「地方財政の状況」についてのお問い合わせは、総務省自治財政局
財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ <https://www.soumu.go.jp/>

目次

はじめに

第1部 令和6年度の地方財政の状況

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 地方財政の役割 | 3 |
| (1) 国・地方を通じた財政支出の状況 | 3 |
| (2) 国民経済と地方財政 | 5 |
| ア 国内総生産と地方財政 | 5 |
| イ 公的支出の状況 | 6 |
| 2 地方財政の概況 | 7 |
| (1) 令和6年度決算のポイント..... | 7 |
| (2) 決算規模..... | 7 |
| (3) 決算収支..... | 9 |
| ア 実質収支 | 9 |
| イ 単年度収支及び実質単年度収支 | 10 |
| (4) 歳入..... | 11 |
| (5) 歳出..... | 13 |
| ア 目的別歳出..... | 13 |
| イ 性質別歳出..... | 16 |
| (6) 財政構造の弾力性..... | 19 |
| ア 経常収支比率 | 19 |
| イ 実質公債費比率..... | 20 |
| (7) 将来の財政負担 | 21 |
| ア 地方債現在高 | 21 |
| イ 債務負担行為額..... | 22 |
| ウ 積立金現在高 | 22 |
| エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担..... | 23 |
| オ 普通会計が負担すべき借入金残高..... | 24 |
| カ 将来負担比率 | 24 |
| 3 地方財源の状況 | 26 |
| (1) 租税の状況 | 26 |
| (2) 地方歳入..... | 27 |
| ア 地方税..... | 27 |

1
2
34
5
6
7
8
1
2
3
4
5
6
7

| | |
|------------------------|-----------|
| イ 地方譲与税 | 32 |
| ウ 地方特例交付金等 | 32 |
| エ 地方交付税 | 33 |
| オ 国庫支出金 | 34 |
| カ 都道府県支出金 | 35 |
| キ 地方債 | 35 |
| ク その他の収入 | 36 |
| 4 地方経費の内容 | 37 |
| (1) 生活・福祉の充実 | 37 |
| ア 社会福祉行政 | 37 |
| イ 労働行政 | 39 |
| (2) 教育と文化 | 40 |
| (3) 土木建設 | 41 |
| (4) 産業の振興 | 42 |
| ア 農林水産行政 | 42 |
| イ 商工行政 | 43 |
| (5) 保健衛生 | 44 |
| (6) 警察と消防 | 45 |
| ア 警察行政 | 45 |
| イ 消防行政 | 46 |
| 5 地方経費の構造 | 47 |
| (1) 義務的経費 | 47 |
| ア 人件費 | 47 |
| イ 扶助費 | 49 |
| ウ 公債費 | 49 |
| (2) 投資的経費 | 50 |
| ア 普通建設事業費 | 50 |
| イ 災害復旧事業費 | 53 |
| (3) その他の経費 | 54 |
| ア 物件費 | 55 |
| イ 維持補修費 | 55 |
| ウ 補助費等 | 55 |
| エ 繰出金 | 56 |
| オ 積立金 | 56 |
| 6 公営企業等の状況 | 57 |
| (1) 公営企業等 | 57 |
| ア 令和6年度地方公営企業等の決算のポイント | 57 |
| イ 概況 | 57 |

| | | |
|------------------------------|----|---|
| ウ 事業別状況 | 65 | |
| (2) 国民健康保険事業 | 75 | |
| ア 都道府県 | 76 | |
| イ 市町村（事業勘定） | 77 | |
| ウ 市町村（直診勘定） | 79 | |
| (3) 後期高齢者医療事業 | 79 | |
| ア 市町村 | 79 | |
| イ 後期高齢者医療広域連合 | 79 | |
| (4) 介護保険事業 | 81 | |
| ア 保険事業勘定 | 81 | |
| イ 介護サービス事業勘定 | 83 | |
| (5) その他の事業 | 83 | |
| ア 収益事業 | 83 | 3 |
| イ 交通災害共済事業 | 83 | 4 |
| ウ 公立大学附属病院事業 | 83 | 5 |
| (6) 第三セクター等 | 84 | 6 |
| 7 東日本大震災の影響 | 85 | 7 |
| (1) 普通会計 | 85 | 8 |
| ア 東日本大震災分の決算の状況 | 85 | 1 |
| イ 特定被災県及び特定被災市町村等の決算の状況 | 86 | 2 |
| (2) 公営企業会計等 | 86 | 1 |
| 8 健全化判断比率等の状況 | 87 | 2 |
| (1) 実質赤字比率 | 87 | 3 |
| (2) 連結実質赤字比率 | 87 | 4 |
| (3) 実質公債費比率 | 87 | 5 |
| (4) 将来負担比率 | 88 | 6 |
| (5) 資金不足比率 | 88 | 7 |
| (6) 個別団体の財政健全化 | 88 | |
| 第2部 令和7年度及び令和8年度の地方財政 | | |
| 1 令和7年度の地方財政 | 91 | |
| (1) 地方財政計画 | 91 | |
| ア 通常収支分 | 91 | |
| イ 東日本大震災分 | 93 | |
| (2) 令和7年度補正予算及び一般会計予備費の使用 | 95 | |
| ア 令和7年度補正予算（第1号）とそれに伴う財政措置等 | 95 | |
| イ 令和7年度一般会計予備費の使用 | 97 | |

| | |
|---------------------------|-----|
| 2 令和8年度の地方財政 | 98 |
| (1) 地方財政計画 | 98 |
| ア 通常収支分 | 98 |
| イ 東日本大震災分 | 100 |
| (2) 公営企業等に関する財政措置 | 103 |
| ア 公営企業 | 103 |
| イ 国民健康保険事業 | 104 |
| ウ 後期高齢者医療制度 | 105 |

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

| | |
|--|-----|
| 1 物価高等への対応 | 109 |
| (1) 物価高・官公需の価格転嫁への対応 | 109 |
| ア 補正予算等の対応 | 109 |
| イ 当初予算の対応 | 109 |
| ウ 物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底 | 109 |
| (2) 地方公務員の給与改定 | 110 |
| 2 地域未来戦略の推進 | 111 |
| (1) 地域未来戦略の推進 | 111 |
| (2) 持続可能な地域社会の実現に向けた地方創生の取組 | 111 |
| ア 地方への人の流れの創出・拡大 | 111 |
| イ 地域経済の好循環による付加価値の創造等 | 112 |
| ウ 過疎対策の推進 | 112 |
| 3 防災・減災、国土強靱化及び公共施設等の適正管理の推進等 | 113 |
| (1) 防災・減災、国土強靱化の推進等 | 113 |
| ア 防災・減災、国土強靱化の推進 | 113 |
| イ 上下水道の老朽化対策の推進 | 114 |
| (2) 公共施設等の適正管理の推進 | 114 |
| 4 地域におけるDX・GXの推進 | 115 |
| (1) マイナンバー制度及びマイナンバーカードの取得支援・利用の推進 | 115 |
| (2) 自治体DXの推進 | 115 |
| ア 自治体DX推進計画等 | 115 |
| イ 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けた デジタル人材の確保・育成 | 116 |
| ウ 自治体フロントヤード改革 | 116 |
| エ 地方公共団体の情報システムの標準化 | 116 |
| (3) 地域社会DXの推進 | 117 |
| (4) デジタル活用推進事業費の拡充 | 117 |

| | | |
|----------------------------------|-----|--|
| (5) 地域におけるGXの推進 | 118 | |
| 5 社会保障の充実及びいわゆる教育無償化への対応等 | 119 | |
| (1) 社会保障の充実等 | 119 | |
| (2) こども・子育て政策の強化 | 121 | |
| ア こども・子育て支援加速化プラン | 121 | |
| イ こども・子育て政策に係る地方単独事業の推進 | 121 | |
| ウ 児童虐待防止対策体制の強化等 | 121 | |
| (3) いわゆる教育無償化への対応等 | 122 | |
| ア いわゆる教育無償化への対応 | 122 | |
| イ 高等学校教育改革等推進事業債の創設 | 122 | |
| 6 財政マネジメントの強化 | 124 | |
| (1) 地方公会計の整備・活用及び地方財政の「見える化」の推進 | 124 | |
| (2) 公営企業の経営改革 | 124 | |
| ア 公営企業の更なる経営改革の推進 | 125 | |
| イ 水道・下水道事業における広域化等の推進 | 126 | |
| ウ 公立病院経営強化の推進 | 126 | |
| (3) 経営・財務マネジメントの強化 | 126 | |
| 7 地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進 | 127 | |
| (1) 地方自治制度の見直し | 127 | |
| (2) 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携 | 127 | |
| (3) 地方公務員行政に係る取組 | 128 | |
| ア 地方公共団体の人材確保・育成 | 128 | |
| イ 会計年度任用職員制度 | 129 | |
| (4) 地方税制の動向 | 129 | |
| ア 個人住民税 | 129 | |
| イ 自動車関係諸税 | 130 | |
| (5) 地方分権改革の推進 | 130 | |

図表索引

第1部 令和6年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 第1図 | 国・地方を通じた目的別歳出純計額構成比の推移 | 3 |
| 第2図 | 国・地方を通じた目的別歳出純計額の状況（令和6年度） | 4 |
| 第3図 | 部門別国内総生産の状況（令和6年度） | 5 |
| 第4図 | 公的支出の状況（令和6年度） | 6 |

2 地方財政の概況

| | | |
|------|------------------------------|----|
| 第1表 | 地方公共団体の純計決算額の状況 | 8 |
| 第5図 | 決算規模の推移 | 8 |
| 第2表 | 団体区分別決算額の状況 | 9 |
| 第3表 | 実質収支の状況 | 9 |
| 第6図 | 実質収支の推移 | 10 |
| 第4表 | 単年度収支及び実質単年度収支の状況 | 10 |
| 第5表 | 歳入純計決算額の状況 | 11 |
| 第7図 | 歳入純計決算額の構成比の推移 | 12 |
| 第8図 | 団体区分別歳入決算額の構成比の状況（令和6年度） | 12 |
| 第6表 | 目的別歳出純計決算額の状況 | 13 |
| 第7表 | 目的別歳出純計決算額の構成比の推移 | 14 |
| 第9図 | 団体区分別の目的別歳出決算額の構成比の状況（令和6年度） | 14 |
| 第8表 | 一般財源の目的別歳出充当状況 | 15 |
| 第10図 | 一般財源充当額の目的別構成比の推移 | 15 |
| 第9表 | 性質別歳出純計決算額の状況 | 16 |
| 第11図 | 性質別歳出純計決算額の構成比の推移 | 17 |
| 第12図 | 団体区分別の性質別歳出決算額の構成比の状況（令和6年度） | 17 |
| 第10表 | 一般財源の性質別歳出充当状況 | 18 |
| 第13図 | 一般財源充当額の性質別構成比の推移 | 18 |
| 第14図 | 団体区分別経常収支比率の推移 | 19 |
| 第11表 | 経常収支比率の段階別分布状況 | 20 |
| 第15図 | 団体区分別実質公債費比率の推移 | 20 |
| 第16図 | 実質公債費比率の段階別分布状況（令和6年度） | 21 |
| 第12表 | 地方債現在高の状況 | 22 |
| 第13表 | 債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況 | 22 |

| | | |
|--------|------------------------------|----|
| 第 14 表 | 積立金現在高の状況 | 23 |
| 第 17 図 | 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移 | 23 |
| 第 18 図 | 普通会計が負担すべき借入金残高の推移 | 24 |
| 第 19 図 | 団体区分別将来負担比率の推移 | 25 |
| 第 20 図 | 将来負担比率の段階別分布状況（令和 6 年度） | 25 |

3 地方財源の状況

| | | |
|--------|--|----|
| 第 21 図 | 国税と地方税の状況（令和 6 年度） | 26 |
| 第 22 図 | 国税と地方税の推移 | 27 |
| 第 15 表 | 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況 | 27 |
| 第 23 図 | 地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び 固定資産税の人口 1 人当たり税収額の指数 | 29 |
| 第 24 図 | 道府県税収入額の税目別内訳の状況（令和 6 年度） | 30 |
| 第 25 図 | 道府県税収入額の推移 | 31 |
| 第 26 図 | 市町村税収入額の税目別内訳の状況（令和 6 年度） | 31 |
| 第 27 図 | 市町村税収入額の推移 | 32 |
| 第 28 図 | 普通交付税不交付団体数の推移 | 34 |
| 第 16 表 | 国庫支出金の状況 | 34 |
| 第 17 表 | 地方債の発行状況 | 35 |
| 第 18 表 | その他の収入の状況 | 36 |

4 地方経費の内容

| | | |
|--------|--------------------------|----|
| 第 29 図 | 民生費の目的別内訳の状況（令和 6 年度） | 37 |
| 第 30 図 | 民生費の性質別内訳の状況（令和 6 年度） | 38 |
| 第 31 図 | 民生費の推移 | 39 |
| 第 32 図 | 労働費の性質別内訳の状況（令和 6 年度） | 39 |
| 第 33 図 | 教育費の目的別内訳の状況（令和 6 年度） | 40 |
| 第 34 図 | 教育費の性質別内訳の状況（令和 6 年度） | 41 |
| 第 35 図 | 土木費の目的別内訳の状況（令和 6 年度） | 41 |
| 第 36 図 | 土木費の性質別内訳の状況（令和 6 年度） | 42 |
| 第 37 図 | 農林水産業費の目的別内訳の状況（令和 6 年度） | 43 |
| 第 38 図 | 農林水産業費の性質別内訳の状況（令和 6 年度） | 43 |
| 第 39 図 | 商工費の性質別内訳の状況（令和 6 年度） | 44 |
| 第 40 図 | 衛生費の目的別内訳の状況（令和 6 年度） | 44 |
| 第 41 図 | 衛生費の性質別内訳の状況（令和 6 年度） | 45 |
| 第 42 図 | 警察費の性質別内訳の状況（令和 6 年度） | 45 |
| 第 43 図 | 消防費の性質別内訳の状況（令和 6 年度） | 46 |

5 地方経費の構造

| | | |
|--------|-------------------------|----|
| 第 44 図 | 人件費の費目別内訳の状況（令和6年度） | 47 |
| 第 45 図 | 職員給の推移 | 48 |
| 第 46 図 | 職員給の部門別構成比の状況（令和6年度） | 48 |
| 第 47 図 | 地方債現在高及び地方債利子の推移 | 49 |
| 第 19 表 | 普通建設事業費の推移 | 50 |
| 第 48 図 | 公共施設等適正管理推進事業債等の発行額の推移 | 51 |
| 第 49 図 | 普通建設事業費の目的別内訳の状況（令和6年度） | 51 |
| 第 50 図 | 補助事業費の目的別内訳の状況（令和6年度） | 52 |
| 第 51 図 | 単独事業費の目的別内訳の状況（令和6年度） | 53 |
| 第 52 図 | 災害復旧事業費の状況（令和6年度） | 54 |
| 第 20 表 | その他の経費の状況 | 54 |
| 第 53 図 | 物件費の推移 | 55 |
| 第 54 図 | 積立金及び積立金取崩し額の状況（令和6年度） | 56 |

6 公営企業等の状況

| | | |
|--------|----------------------|----|
| 第 55 図 | 公営企業等の事業数の状況（令和6年度） | 58 |
| 第 21 表 | 事業全体に占める公営企業等の割合 | 58 |
| 第 56 図 | 決算規模の推移 | 59 |
| 第 22 表 | 公営企業等の経営状況 | 60 |
| 第 57 図 | 料金収入の状況（令和6年度） | 60 |
| 第 58 図 | 建設投資額の推移 | 61 |
| 第 59 図 | 企業債発行額の状況（令和6年度） | 61 |
| 第 60 図 | 損益計算書の状況 | 62 |
| 第 61 図 | 貸借対照表の状況 | 63 |
| 第 23 表 | 法適用企業の経営状況 | 63 |
| 第 24 表 | 資金不足額の状況 | 65 |
| 第 25 表 | 水道事業（法適用企業）の経営状況 | 66 |
| 第 62 図 | 経常収支比率 | 67 |
| 第 63 図 | 料金回収率 | 67 |
| 第 64 図 | 他会計繰入金 | 67 |
| 第 26 表 | 工業用水道事業の経営状況 | 67 |
| 第 27 表 | 交通事業（法適用企業）の経営状況 | 68 |
| 第 28 表 | 交通事業のうちバス事業の経営状況 | 69 |
| 第 29 表 | 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況 | 69 |
| 第 30 表 | 電気事業（法適用企業）の経営状況 | 70 |
| 第 31 表 | ガス事業の経営状況 | 71 |

| | | |
|--------|---------------------------------------|----|
| 第 32 表 | 病院事業の経営状況 | 72 |
| 第 65 図 | 経常収支比率 | 73 |
| 第 66 図 | 修正医業収支比率 | 73 |
| 第 67 図 | 他会計繰入金 | 73 |
| 第 33 表 | 下水道事業の経営状況 | 73 |
| 第 68 図 | 経常収支比率 | 74 |
| 第 69 図 | 経費回収率 | 74 |
| 第 70 図 | 他会計繰入金 | 74 |
| 第 34 表 | その他の公営企業の経営状況（令和 6 年度） | 75 |
| 第 71 図 | 国民健康保険事業の歳入決算額の状況（都道府県）（令和 6 年度） | 76 |
| 第 72 図 | 国民健康保険事業の歳出決算額の状況（都道府県）（令和 6 年度） | 77 |
| 第 73 図 | 国民健康保険事業の歳入決算額の状況（市町村（事業勘定））（令和 6 年度） | 78 |
| 第 74 図 | 国民健康保険事業の歳出決算額の状況（市町村（事業勘定））（令和 6 年度） | 78 |
| 第 75 図 | 後期高齢者医療事業の歳入決算額の状況（令和 6 年度） | 80 |
| 第 76 図 | 後期高齢者医療事業の歳出決算額の状況（令和 6 年度） | 80 |
| 第 77 図 | 介護保険事業の歳入決算額の状況（保険事業勘定）（令和 6 年度） | 82 |
| 第 78 図 | 介護保険事業の歳出決算額の状況（保険事業勘定）（令和 6 年度） | 82 |
| 第 35 表 | 経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等の状況（令和 6 年度） | 84 |

7 東日本大震災の影響

| | | |
|--------|-------------------------------|----|
| 第 36 表 | 普通会計における東日本大震災分の歳入歳出純計決算額の状況 | 85 |
| 第 37 表 | 特定被災県及び特定被災市町村等における決算額の状況 | 86 |
| 第 38 表 | 特定被災県及び特定被災市町村等における地方債現在高等の状況 | 86 |

第2部 令和7年度及び令和8年度の地方財政

1 令和7年度の地方財政

第39表 令和7年度地方財政計画歳入歳出一覧

その1 通常収支分94

その2 東日本大震災分95

2 令和8年度の地方財政

第40表 令和8年度地方財政計画歳入歳出一覧

その1 通常収支分102

その2 東日本大震災分103

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

5 社会保障の充実及びいわゆる教育無償化への対応等

第79図 令和8年度における「社会保障の充実」(概要)119

第80図 令和8年度における「人づくり革命」(概要)120

第81図 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(概要)120

6 財政マネジメントの強化

第41表 公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和6年度実績)125

7 地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進

第82図 令和7年の地方からの提案等に関する主な対応方針131

はじめに

本報告は、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、以下の3部から構成されている。

第1部では、令和6年度の地方財政について、地方財政状況調査等に基づき、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、令和6年度決算に基づく健全化判断比率等の状況等を明らかにしている。

第2部では、令和7年度及び令和8年度の地方財政の動向について取りまとめている。

第3部では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について取りまとめている。

- ・各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- ・（*）を付記した用語は、「用語の説明」に定義を記載している。
- ・提出された法律案、検討状況等については、特に断りがない限り、令和8年2月末の状況を基に記述している。
- ・各項目の詳細な計数等は、関連資料集に集録してある（以下のURL又は二次元バーコード参照）。



1

第1部

令和6年度の地方財政の状況

1

地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに応じて様々な行政活動を行っている。

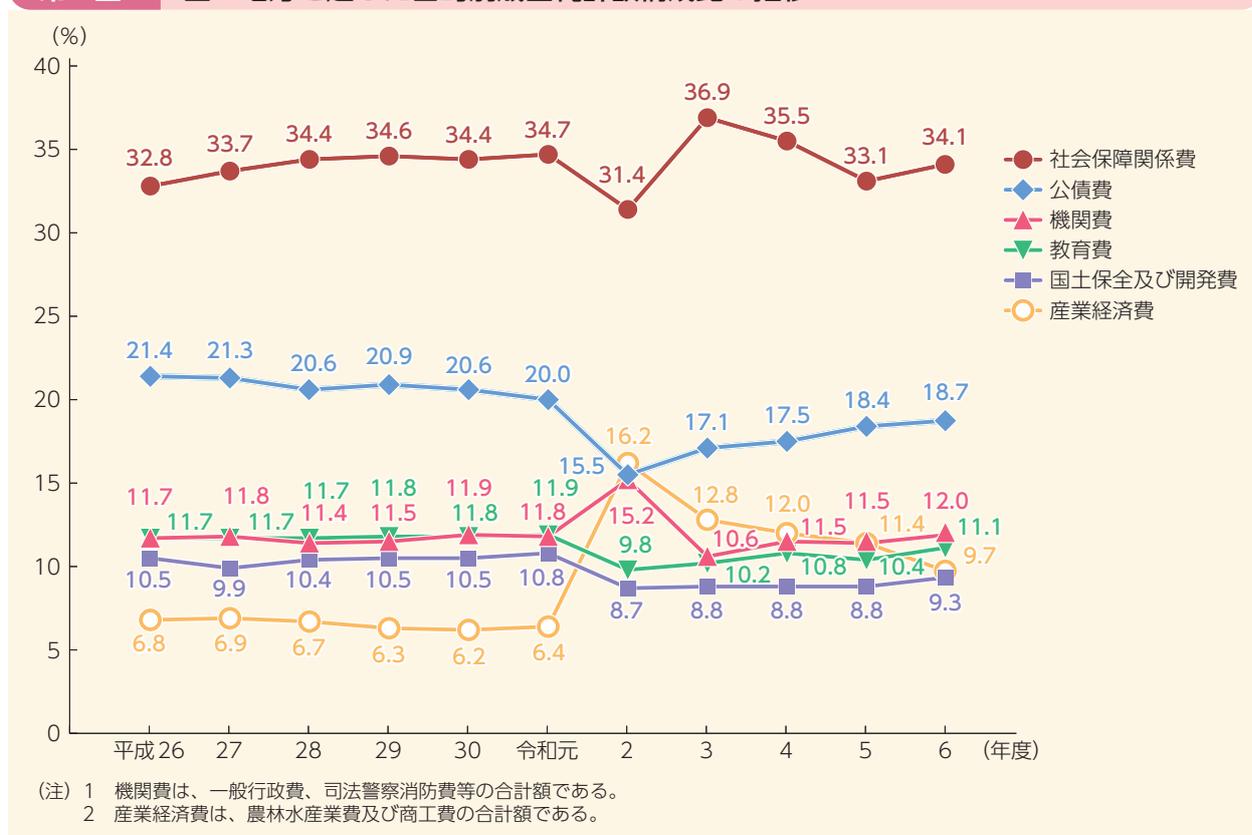
地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上、大きな役割を担っている。

(1) 国・地方を通じた財政支出の状況

国・地方を通じた財政支出について、令和6年度の国（一般会計及び6つの特別会計*1の純計）と地方（普通会計（*））の歳出純計額は203兆6,506億円で、前年度と比べると、産業経済費の減少等により、1.1%減となっている。

目的別歳出純計額の構成比の推移は、第1図のとおりである。

第1図 国・地方を通じた目的別歳出純計額構成比の推移

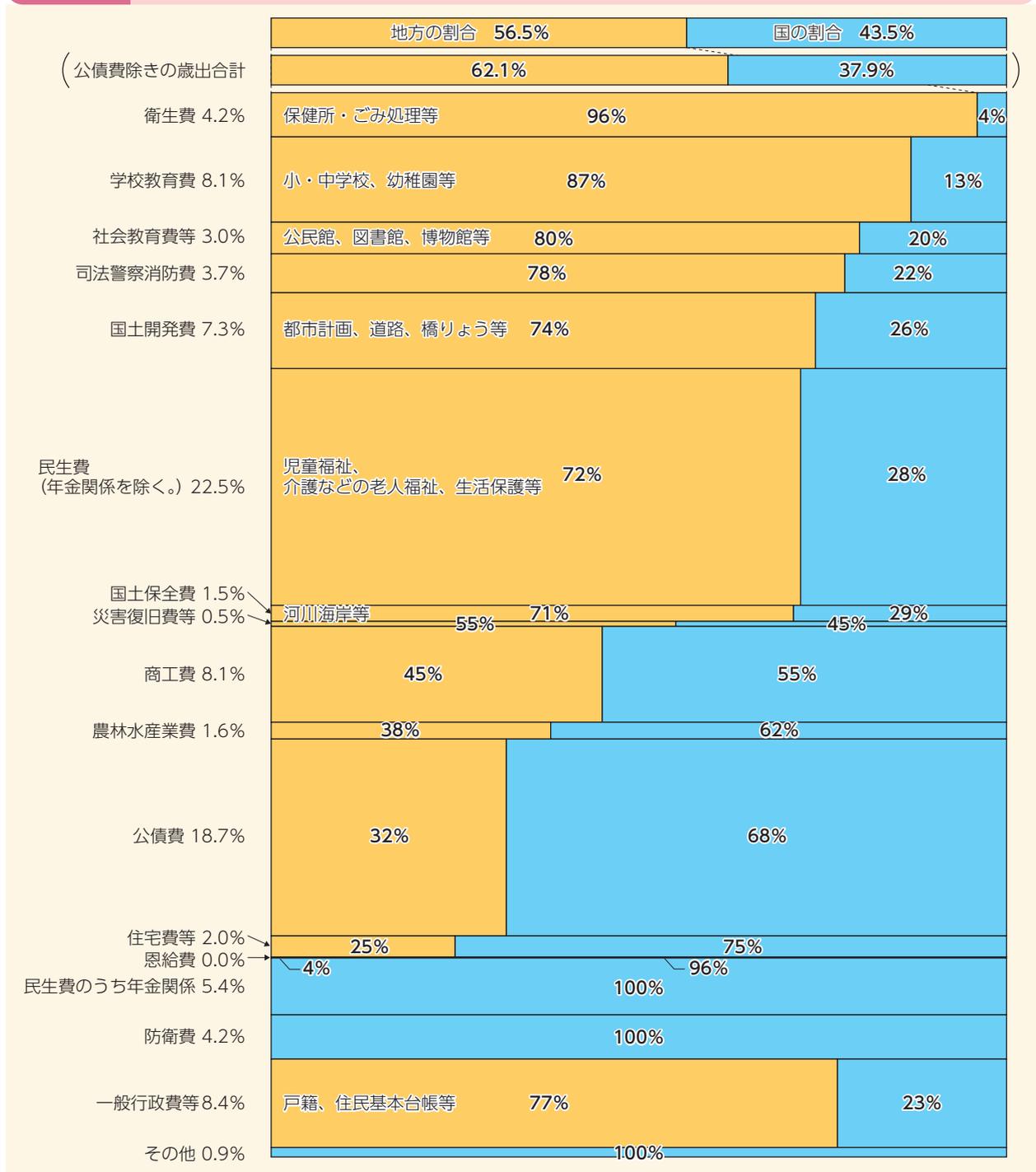


* 1 交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計（子ども・子育て支援勘定のみ）、食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定のみ）、自動車安全特別会計（空港整備勘定のみ）及び東日本大震災復興特別会計

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が88兆5,413億円（全体の43.5%）、地方が115兆1,093億円（同56.5%）で、前年度と比べると、国が6.1%減、地方が3.1%増となっている。

また、目的別歳出純計額の状況について、国と地方に分けて示したものが第2図である。防衛費、民生費のうち年金関係のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費、民生費（年金関係を除く。）等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことがわかる。

第2図 国・地方を通じた目的別歳出純計額の状況（令和6年度）



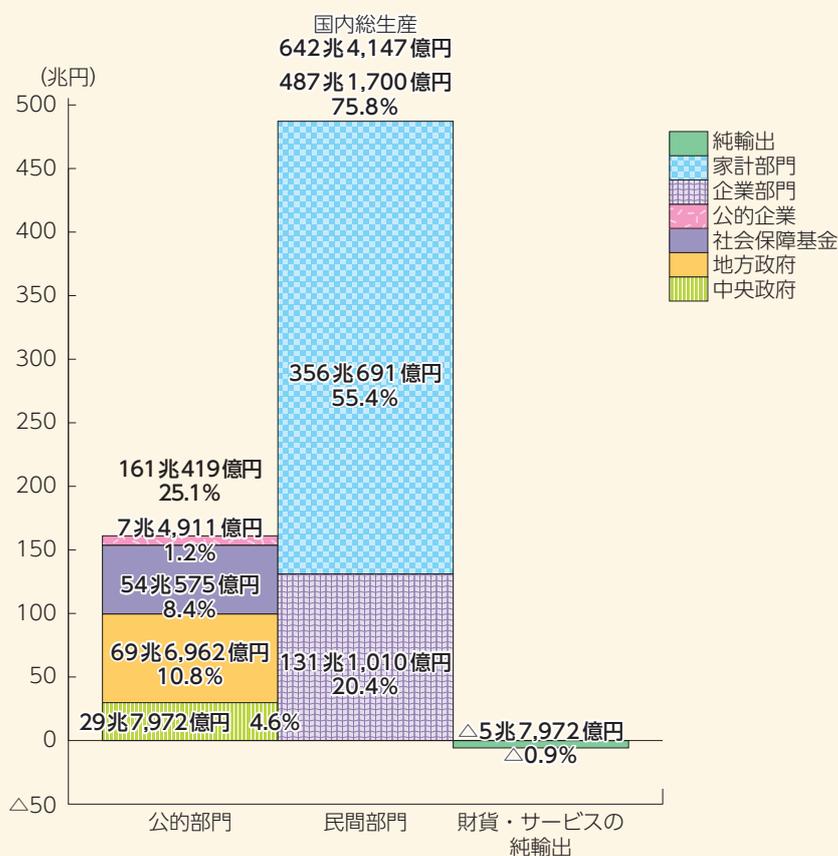
(2) 国民経済と地方財政

国内総生産（支出側、名目。以下同じ。）のうち、中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的企業からなる公的部門は、資金の調達及び財政支出等を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たす経済活動主体である。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

ア 国内総生産と地方財政

令和6年度における部門別国内総生産の状況は、第3図のとおりである。地方政府は国内総生産のうちの10.8%を占め、中央政府の約2.3倍となっている。

第3図 部門別国内総生産の状況（令和6年度）

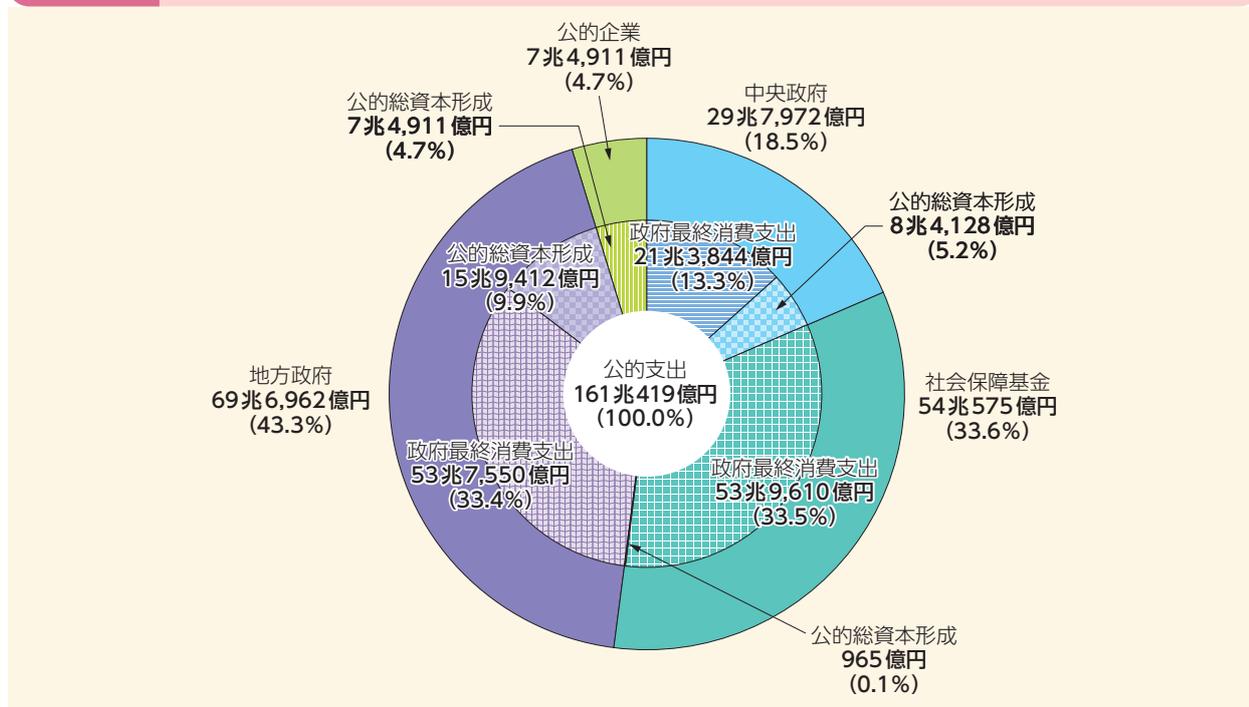


(注) 1 内閣府「2024年度（令和6年度）国民経済計算年次推計」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。なお、「2024年度（令和6年度）国民経済計算年次推計」に基づき、国民経済計算上の中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的企業を「公的部門」としている。
 2 社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計（*）に属するもの等が含まれている。
 上記は、第4図において同じ。

イ 公的支出の状況

令和6年度の公的部門による公的支出^{*2}の内訳は第4図のとおりであり、地方政府による支出が43.3%（前年度42.7%）を占め、最も大きな割合となっている。

第4図 公的支出の状況（令和6年度）



また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度と比べると0.4ポイント上昇の41.6%、公的総資本形成においては前年度と比べると0.9ポイント上昇の49.9%となっている。

* 2 国・地方の歳入に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引に当たる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳入純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

2 地方財政の概況

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動等に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門とそれ以外の部門（水道、交通、病院等の公営企業（*）や国民健康保険等の部門）に分け、前者を「普通会計」、後者を「公営事業会計」として区分している。

普通会計決算については、平成23年度から、「通常収支分」（全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの）と「東日本大震災分」（東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係るもの）とを区分して整理しており、その概要は以下のとおりである。

(1) 令和6年度決算のポイント

令和6年度の地方財政は、物価高や人件費の増、金利の上昇などによる歳出の増加傾向が鮮明になっている。近年の堅調な税収動向等を背景に、地方の債務残高は減少傾向にあるが、社会保障関係費や人件費の増加、物価の上昇による歳出に対する増加圧力の高まりに留意が必要である。

主なポイントとしては、下記のとおりである。

- ・人件費（職員給）は、近年の給与改定の影響により、令和5年度、6年度において大きく増加している。（→47～48ページ参照）
- ・物価高の影響等により、物件費（*）が増加傾向にある。（→55ページ参照）
- ・高齢化の進行やこども・子育て政策の強化等の影響により、民生費が増加傾向にある。（→38～39ページ参照）
- ・地方債で緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理推進事業債等の活用が増加しており、各地方公共団体は防災・減災対策や老朽化対策等の取組を進めている。（→50～51ページ参照）
- ・近年の低金利の影響により、地方債利子は大きく減少してきたが、足下の金利上昇に伴い令和6年度の地方債利子は増加に転じた。（→49ページ参照）
- ・企業収益の増等により、法人関係二税などが増加し、地方税収は増加傾向にある。（→30～32ページ参照）
- ・健全化判断比率（*）は低下傾向にあり、普通会計が負担すべき借入金残高は減少傾向にあるものの、依然として高い水準にある。（→20～25ページ参照）

(2) 決算規模

令和6年度の地方公共団体（47都道府県、1,718市町村、23特別区（*）、1,129一部事務組合（*）、113広域連合（*）（以下一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。）、計3,030団体）の普通会計の純計決算額（*）の状況は、**第1表**のとおり、歳入120兆2,491億円

(前年度116兆6,936億円)、歳出115兆9,823億円(同112兆4,220億円)となっており、前年度と比べると、地方公務員の給与改定や物価高等の影響により歳入・歳出いずれも増加している。

第1表 地方公共団体の純計決算額の状況

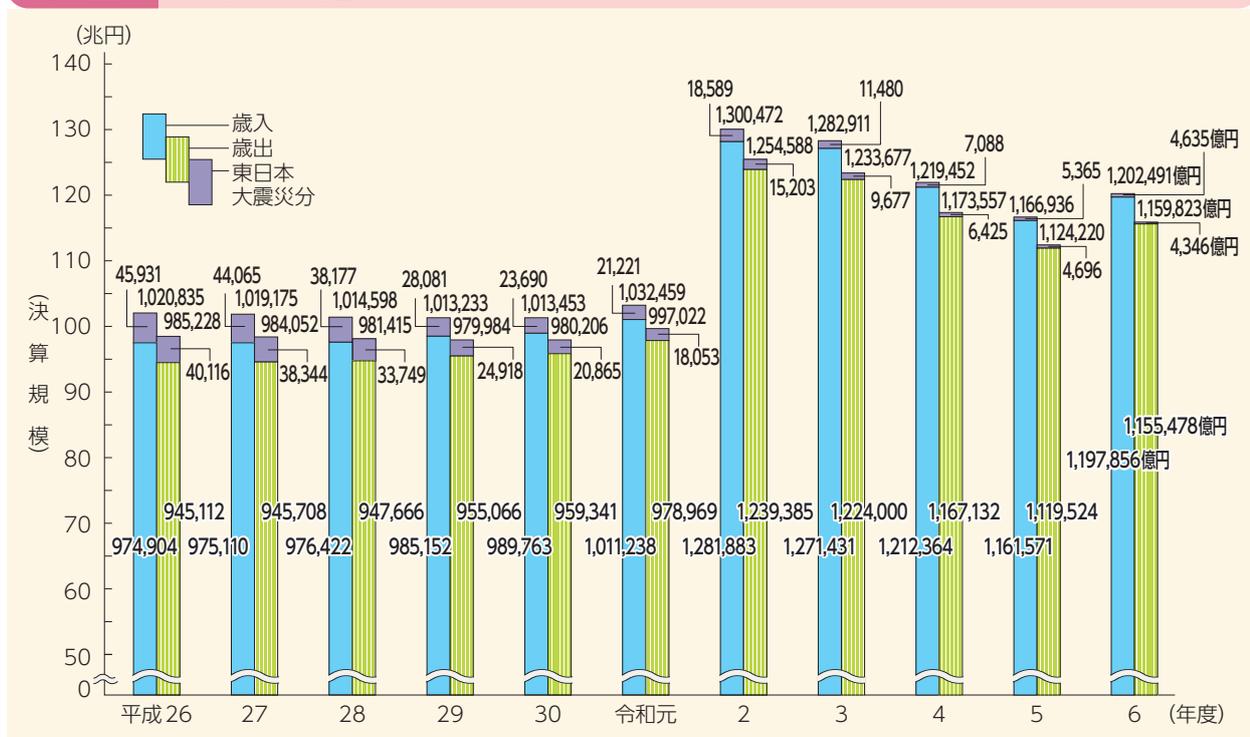
(単位 億円・%)

| 区 分 | 決 算 額 | | 増 減 額 | 増 減 率 |
|---------|-----------|-----------|--------|-------|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | | |
| 歳 入 | 1,202,491 | 1,166,936 | 35,556 | 3.0 |
| 通常収支分 | 1,197,856 | 1,161,571 | 36,285 | 3.1 |
| 東日本大震災分 | 4,635 | 5,365 | △730 | △13.6 |
| 歳 出 | 1,159,823 | 1,124,220 | 35,603 | 3.2 |
| 通常収支分 | 1,155,478 | 1,119,524 | 35,953 | 3.2 |
| 東日本大震災分 | 4,346 | 4,696 | △350 | △7.5 |

歳入については、国庫支出金(*)が減少したものの、地方税や地方交付税(*)の増加等により、前年度と比べると3.0%増となっている。歳出については、人件費や扶助費(*)の増加等により、前年度と比べると3.2%増となっている。

また、決算規模の推移は第5図のとおりであり、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症対策関連経費等の影響により歳入及び歳出は大幅に増加し、令和3年度以降は減少傾向にあったが、令和6年度は地方公務員の給与改定や物価高等の影響により増加に転じた。

第5図 決算規模の推移



決算額の状況を団体区分別にみると、第2表のとおりである。都道府県の歳入及び歳出、市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下第1部及び第2部において同じ。）の歳入及び歳出は、いずれも前年度と比べると増加している。

第2表 団体区分別決算額の状況

(単位 億円・%)

| 区 分 | 決 算 額 | | 増 減 額 | 増 減 率 |
|-------------|-----------|-----------|--------|-------|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | | |
| 歳 入 | | | | |
| 都 道 府 県 | 597,939 | 584,890 | 13,049 | 2.2 |
| 市 町 村 (純計額) | 721,360 | 692,851 | 28,509 | 4.1 |
| 政令指定都市 (*) | 169,995 | 163,891 | 6,105 | 3.7 |
| 特 別 区 | 50,455 | 48,870 | 1,585 | 3.2 |
| 中 核 市 (*) | 108,332 | 105,401 | 2,931 | 2.8 |
| 施行時特例市 (*) | 25,309 | 24,061 | 1,248 | 5.2 |
| 都 市 (*) | 276,583 | 264,385 | 12,198 | 4.6 |
| 町 村 (*) | 83,325 | 79,986 | 3,339 | 4.2 |
| 一部事務組合等 | 22,466 | 20,574 | 1,892 | 9.2 |
| 合 計 (純計額) | 1,202,491 | 1,166,936 | 35,556 | 3.0 |
| 歳 出 | | | | |
| 都 道 府 県 | 579,232 | 566,473 | 12,759 | 2.3 |
| 市 町 村 (純計額) | 697,398 | 668,552 | 28,846 | 4.3 |
| 政令指定都市 | 167,441 | 161,300 | 6,141 | 3.8 |
| 特 別 区 | 48,090 | 46,806 | 1,284 | 2.7 |
| 中 核 市 | 105,279 | 102,252 | 3,028 | 3.0 |
| 施行時特例市 | 24,409 | 23,118 | 1,291 | 5.6 |
| 都 市 | 266,354 | 254,010 | 12,343 | 4.9 |
| 町 村 | 79,519 | 76,118 | 3,401 | 4.5 |
| 一部事務組合等 | 21,411 | 19,265 | 2,146 | 11.1 |
| 合 計 (純計額) | 1,159,823 | 1,124,220 | 35,603 | 3.2 |

(注) 市町村（純計額）は、市町村の決算額の単純合計から、一部事務組合等とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したもの。

(3) 決算収支

ア 実質収支

実質収支（*）の状況は、第3表のとおりである。

第3表 実質収支の状況

(単位 億円)

| 区 分 | 令和6年度 | | 令和5年度 | | 増減 | |
|---------|-------|--------|-------|--------|-----|-------|
| | 団体数 | 実質収支 | 団体数 | 実質収支 | 団体数 | 実質収支 |
| 都 道 府 県 | 47 | 9,241 | 47 | 8,535 | — | 706 |
| 市 町 村 | 2,983 | 18,326 | 2,992 | 18,463 | △ 9 | △ 137 |
| 合 計 | 3,030 | 27,567 | 3,039 | 26,998 | △ 9 | 569 |

(注) 市町村の実質収支は単純合計である。第6図において同じ。

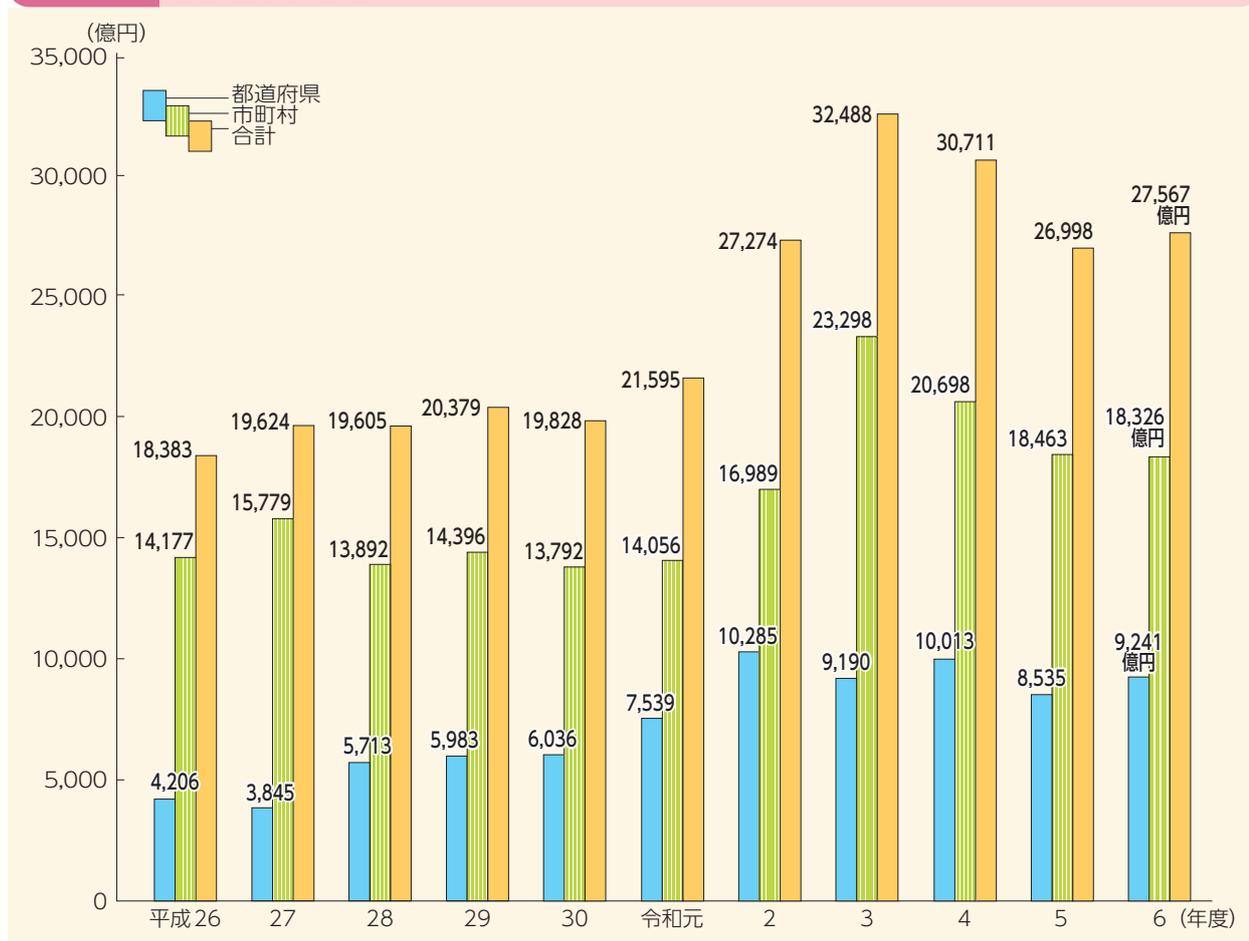
令和6年度の実質収支は2兆7,567億円の黒字であり、昭和31年度以降黒字となっている。

団体区分別にみると、都道府県においては9,241億円の黒字であり、平成12年度以降黒字となっている。市町村においては1兆8,326億円の黒字であり、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支が赤字である団体は、一部事務組合で1団体となっている。

なお、実質収支の推移は第6図のとおりである。

第6図 実質収支の推移



① 単年度収支及び実質単年度収支

単年度収支(*)及び実質単年度収支(*)の状況は第4表のとおりであり、令和6年度の単年度収支は582億円の黒字、実質単年度収支は2,281億円の黒字となっている。

第4表 単年度収支及び実質単年度収支の状況

(単位 億円)

| 区 分 | 単年度収支 | | | 実質単年度収支 | | |
|------|-------|--------|-------|---------|--------|-------|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 増減額 | 6年度 | 5年度 | 増減額 |
| 都道府県 | 706 | △1,478 | 2,184 | 4,313 | △987 | 5,301 |
| 市町村 | △124 | △2,229 | 2,105 | △2,032 | △2,638 | 606 |
| 合計 | 582 | △3,707 | 4,289 | 2,281 | △3,625 | 5,906 |

(4) 歳入

歳入純計決算額は120兆2,491億円で、前年度と比べると3.0%増となっている。

歳入純計決算額の主な内訳の状況は、**第5表**のとおりである。

第5表 歳入純計決算額の状況

(単位 億円・%)

| 区 分 | 決 算 額 | | 構 成 比 | | 増 減 額 | 増 減 率 |
|--------------------|-----------|-----------|-------|-------|---------|--------|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 | | |
| 地 方 税 | 462,691 | 446,209 | 38.5 | 38.2 | 16,482 | 3.7 |
| 地 方 譲 与 税 (*) | 30,962 | 27,752 | 2.6 | 2.4 | 3,211 | 11.6 |
| 地方特例交付金等 (*) | 11,332 | 2,169 | 0.9 | 0.2 | 9,163 | 422.5 |
| 地 方 交 付 税 | 199,346 | 190,070 | 16.6 | 16.3 | 9,277 | 4.9 |
| 小計 (一般財源 (*)) | 704,332 | 666,199 | 58.6 | 57.1 | 38,132 | 5.7 |
| (一般財源+臨時財政対策債 (*)) | 708,621 | 675,645 | 58.9 | 57.9 | 32,977 | 4.9 |
| 国 庫 支 出 金 | 201,862 | 211,165 | 16.8 | 18.1 | △ 9,303 | △ 4.4 |
| 地 方 債 | 88,506 | 86,421 | 7.4 | 7.4 | 2,085 | 2.4 |
| うち臨時財政対策債 | 4,289 | 9,445 | 0.4 | 0.8 | △ 5,156 | △ 54.6 |
| そ の 他 | 207,792 | 203,150 | 17.3 | 17.4 | 4,641 | 2.3 |
| 合 計 | 1,202,491 | 1,166,936 | 100.0 | 100.0 | 35,556 | 3.0 |

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。第7図、第8図において同じ。

地方税は、企業収益の増等による法人関係二税（住民税（法人分）及び事業税（法人分））の増等により、前年度と比べると3.7%増となっている。

地方譲与税は、企業収益の増等による特別法人事業譲与税の増加等により、前年度と比べると11.6%増となっている。

地方特例交付金等は、個人住民税における定額減税の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための定額減税減収補填特例交付金の創設等により、前年度と比べると422.5%増となっている。

地方交付税は、国税収入の決算等に伴う増加等により、前年度と比べると4.9%増となっている。

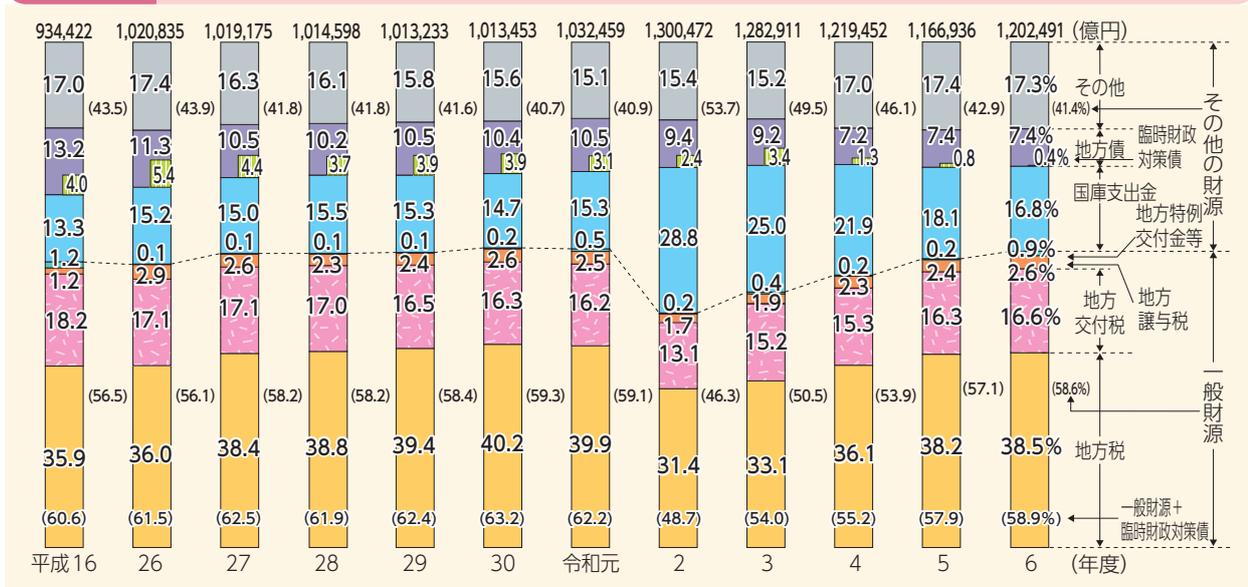
その結果、一般財源は、前年度と比べると5.7%増となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額は4.9%増となっている。

国庫支出金は、特例的な財政措置の終了による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減少等により、前年度と比べると4.4%減となっている。

地方債は、臨時財政対策債が減少したものの、災害復旧事業債や緊急防災・減災事業債、教育・福祉施設等整備事業債の増加等により、前年度と比べると2.4%増となっている。

歳入純計決算額の構成比の推移は、**第7図**のとおりである。

第7図 歳入純計決算額の構成比の推移



地方税の構成比は、上昇の傾向にあったが、令和2年度に国庫支出金の増加等により大きく低下し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

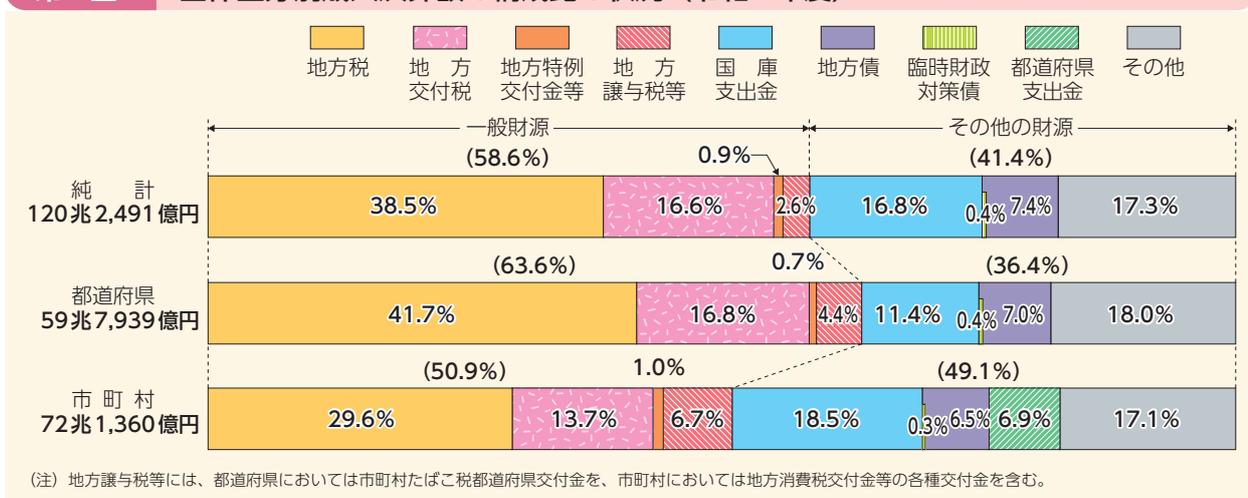
地方交付税の構成比は、地方税の増加等により低下の傾向にあったが、令和2年度に大きく低下し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

国庫支出金の構成比は、15%前後で推移していたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増加等により大きく上昇し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

一般財源の構成比は、上昇の傾向であったが、令和2年度に大きく低下し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

歳入決算額の構成比を団体区分別にみると、第8図のとおりである。

第8図 団体区分別歳入決算額の構成比の状況 (令和6年度)



(5) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、以下のとおりである。

ア 目的別歳出

(ア) 目的別歳出

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費（*）等に大別することができる。歳出純計決算額は115兆9,823億円で、前年度と比べると3.2%増となっている。

歳出純計決算額の主な目的別内訳の状況は、**第6表**のとおりである。

第6表 目的別歳出（*）純計決算額の状況 (単位 億円・%)

| 区 分 | 決 算 額 | | 構 成 比 | | 増減額 | 増減率 |
|-------------|-----------|-----------|-------|-------|---------|--------|
| | 令和 6年度 | 令和 5年度 | 6年度 | 5年度 | | |
| 総 務 費 | 125,508 | 114,791 | 10.8 | 10.2 | 10,717 | 9.3 |
| 民 生 費 | 327,398 | 313,190 | 28.2 | 27.9 | 14,208 | 4.5 |
| 衛 生 費 | 81,473 | 86,051 | 7.0 | 7.7 | △ 4,577 | △ 5.3 |
| 労 働 費 | 2,728 | 2,687 | 0.2 | 0.2 | 42 | 1.6 |
| 農 林 水 産 業 費 | 33,050 | 33,687 | 2.8 | 3.0 | △ 636 | △ 1.9 |
| 商 工 費 | 74,963 | 84,164 | 6.5 | 7.5 | △ 9,201 | △ 10.9 |
| 土 木 費 | 129,265 | 124,124 | 11.1 | 11.0 | 5,141 | 4.1 |
| 消 防 費 | 22,889 | 21,038 | 2.0 | 1.9 | 1,851 | 8.8 |
| 警 察 費 | 35,192 | 33,418 | 3.0 | 3.0 | 1,774 | 5.3 |
| 教 育 費 | 193,525 | 177,358 | 16.7 | 15.8 | 16,167 | 9.1 |
| 公 債 費 | 121,807 | 122,705 | 10.5 | 10.9 | △ 897 | △ 0.7 |
| そ の 他 | 12,024 | 11,009 | 1.0 | 1.0 | 1,015 | 9.2 |
| 合 計 | 1,159,823 | 1,124,220 | 100.0 | 100.0 | 35,603 | 3.2 |

教育費は、地方公務員の給与改定や定年引上げに伴う退職手当の増加等により、前年度と比べると9.1%増となっている。

民生費は、認定こども園等を対象とした財政支援（施設型給付）における人件費の単価改定や児童手当制度の拡充による児童福祉費の増加等により、前年度と比べると4.5%増となっている。

総務費は、地方公務員の給与改定や定年引上げに伴う退職手当の増加等により、前年度と比べると9.3%増となっている。

商工費は、制度融資の減少等により、前年度と比べると10.9%減となっている。

目的別歳出純計決算額の構成比の推移は、**第7表**のとおりである。社会保障関係費の増加を背景に、全区分の中で民生費が最も大きな割合を占めている。

第7表

目的別歳出純計決算額の構成比の推移

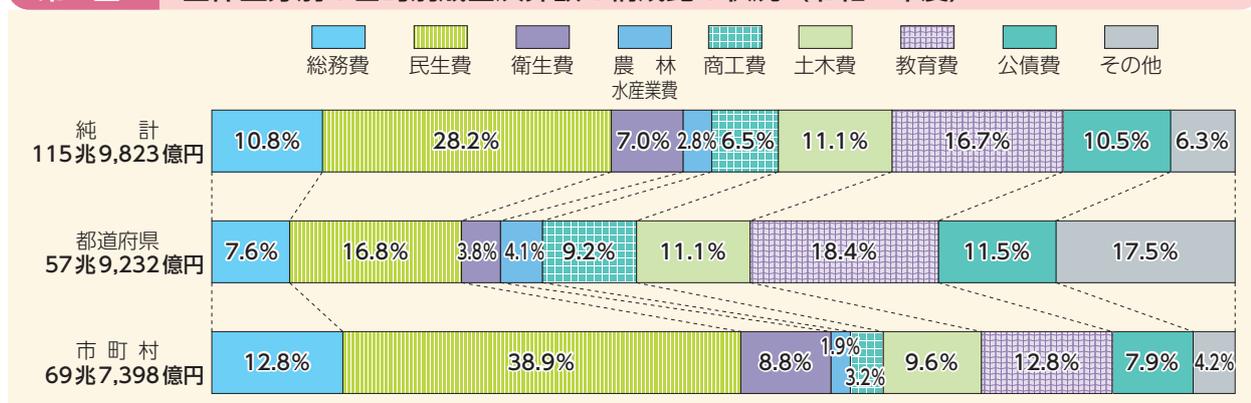
(単位 %)

| 区 分 | 平成 26年度 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和 元年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------------|------------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総 務 費 | 10.0 | 9.8 | 9.1 | 9.3 | 9.5 | 9.7 | 18.0 | 10.1 | 10.1 | 10.2 | 10.8 |
| 民 生 費 | 24.8 | 25.7 | 26.8 | 26.5 | 26.2 | 26.6 | 22.9 | 25.4 | 25.8 | 27.9 | 28.2 |
| 衛 生 費 | 6.2 | 6.4 | 6.4 | 6.4 | 6.4 | 6.4 | 7.3 | 9.2 | 10.4 | 7.7 | 7.0 |
| 労 働 費 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 農 林 水 産 業 費 | 3.4 | 3.3 | 3.2 | 3.4 | 3.3 | 3.3 | 2.7 | 2.7 | 2.9 | 3.0 | 2.8 |
| 商 工 費 | 5.6 | 5.6 | 5.3 | 5.0 | 4.9 | 4.8 | 9.2 | 12.1 | 8.8 | 7.5 | 6.5 |
| 土 木 費 | 12.2 | 11.9 | 12.2 | 12.2 | 12.1 | 12.2 | 10.1 | 10.3 | 10.6 | 11.0 | 11.1 |
| 消 防 費 | 2.2 | 2.1 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.1 | 1.7 | 1.6 | 1.7 | 1.9 | 2.0 |
| 警 察 費 | 3.2 | 3.3 | 3.3 | 3.3 | 3.4 | 3.4 | 2.6 | 2.7 | 2.8 | 3.0 | 3.0 |
| 教 育 費 | 16.9 | 17.1 | 17.1 | 17.2 | 17.2 | 17.6 | 14.4 | 14.4 | 15.1 | 15.8 | 16.7 |
| 公 債 費 | 13.6 | 13.1 | 12.8 | 12.9 | 12.6 | 12.2 | 9.6 | 10.3 | 10.6 | 10.9 | 10.5 |
| そ の 他 | 1.5 | 1.3 | 1.5 | 1.5 | 2.1 | 1.5 | 1.2 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 合 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 歳 出 合 計 | 985,228 | 984,052 | 981,415 | 979,984 | 980,206 | 997,022 | 1,254,588 | 1,233,677 | 1,173,557 | 1,124,220 | 1,159,823 |

目的別歳出決算額の構成比を団体区分別にみると、第9図のとおりである。

第9図

団体区分別の目的別歳出決算額の構成比の状況（令和6年度）



都道府県においては、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により、教育費が最も大きな割合を占め、以下、民生費、公債費、土木費の順となっている。

市町村においては、児童福祉、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により、民生費が最も大きな割合を占め、以下、総務費、教育費、土木費の順となっている。

(イ) 一般財源の充当状況

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。

第8表 一般財源の目的別歳出充当状況

(単位 億円・%)

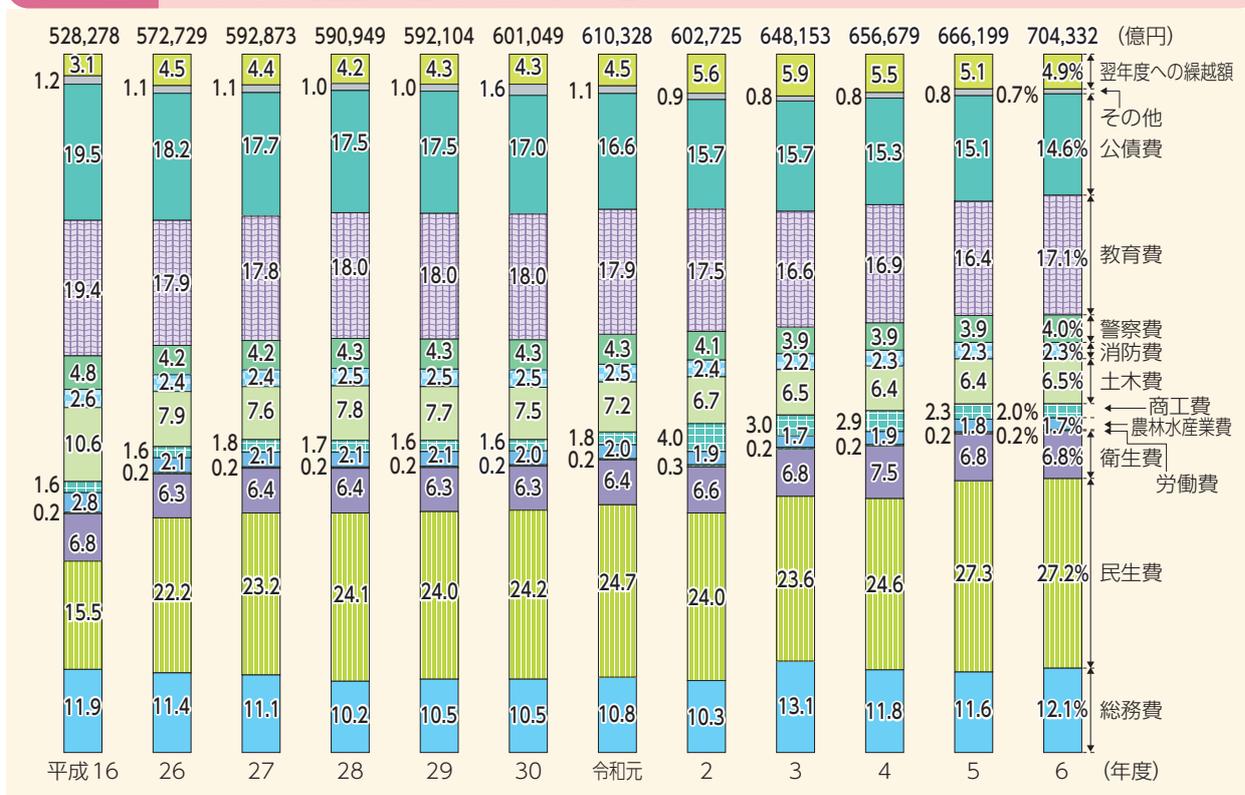
| 区 分 | 令和6年度 | | 令和5年度 | |
|-------------|---------|-------|---------|-------|
| | 決 算 額 | 構 成 比 | 決 算 額 | 構 成 比 |
| 総 務 費 | 85,007 | 12.1 | 77,527 | 11.6 |
| 民 生 費 | 191,330 | 27.2 | 181,786 | 27.3 |
| 衛 生 費 | 47,614 | 6.8 | 45,349 | 6.8 |
| 労 働 費 | 1,503 | 0.2 | 1,437 | 0.2 |
| 農 林 水 産 業 費 | 12,071 | 1.7 | 12,190 | 1.8 |
| 商 工 費 | 14,242 | 2.0 | 15,159 | 2.3 |
| 土 木 費 | 45,481 | 6.5 | 42,394 | 6.4 |
| 消 防 費 | 16,452 | 2.3 | 15,360 | 2.3 |
| 警 察 費 | 27,961 | 4.0 | 26,151 | 3.9 |
| 教 育 費 | 120,334 | 17.1 | 109,099 | 16.4 |
| 公 債 費 | 102,561 | 14.6 | 100,850 | 15.1 |
| そ の 他 | 5,068 | 0.7 | 5,006 | 0.8 |
| 翌年度への繰越額 | 34,705 | 4.9 | 33,890 | 5.1 |
| 一 般 財 源 計 | 704,332 | 100.0 | 666,199 | 100.0 |

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第10図において同じ。

目的別歳出純計決算額の構成比（第6表参照）と比べると、公債費、教育費、総務費等は一般財源充当額の構成比が大きく、商工費、土木費、農林水産業費等は一般財源充当額の構成比が小さくなっている。

一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第10図のとおりである。

第10図 一般財源充当額の目的別構成比の推移



イ 性質別歳出

(ア) 性質別歳出

地方公共団体の経費は、その経済的性質によって、義務的経費（*）、投資的経費（*）及びその他の経費に大別することができる。

歳出純計決算額の主な性質別内訳の状況は、第9表のとおりである。

第9表 性質別歳出（*）純計決算額の状況

(単位 億円・%)

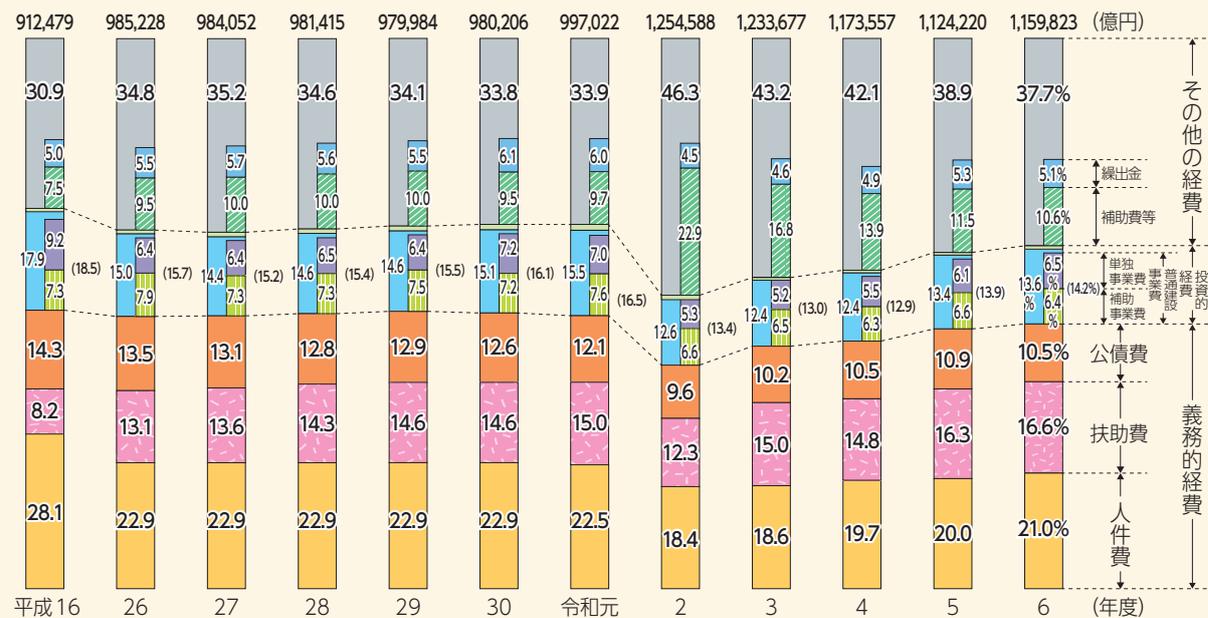
| 区 分 | 決 算 額 | | 構 成 比 | | 増減額 | 増減率 |
|------------|-----------|-----------|-------|-------|---------|-------|
| | 令和 6年度 | 令和 5年度 | 6年度 | 5年度 | | |
| 義務的経費 | 557,891 | 530,820 | 48.1 | 47.2 | 27,071 | 5.1 |
| 人件費 | 243,676 | 224,599 | 21.0 | 20.0 | 19,076 | 8.5 |
| 扶助費 | 192,622 | 183,753 | 16.6 | 16.3 | 8,869 | 4.8 |
| 公債費 | 121,594 | 122,467 | 10.5 | 10.9 | △ 874 | △ 0.7 |
| 投資的経費 | 164,814 | 156,348 | 14.2 | 13.9 | 8,466 | 5.4 |
| 普通建設事業費 | 158,231 | 150,791 | 13.6 | 13.4 | 7,440 | 4.9 |
| うち補助事業(*)費 | 74,796 | 73,894 | 6.4 | 6.6 | 902 | 1.2 |
| うち単独事業(*)費 | 75,522 | 69,137 | 6.5 | 6.1 | 6,385 | 9.2 |
| 災害復旧事業費 | 6,583 | 5,557 | 0.6 | 0.5 | 1,026 | 18.5 |
| 失業対策事業費 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 17.6 |
| その他の経費 | 437,118 | 437,052 | 37.7 | 38.9 | 66 | 0.0 |
| うち補助費等(*) | 122,661 | 129,769 | 10.6 | 11.5 | △ 7,108 | △ 5.5 |
| うち繰出金(*) | 58,896 | 59,346 | 5.1 | 5.3 | △ 451 | △ 0.8 |
| 合 計 | 1,159,823 | 1,124,220 | 100.0 | 100.0 | 35,603 | 3.2 |

義務的経費は、地方公務員の給与改定や定年引上げに伴う退職手当の増加等による人件費の増加、認定こども園等を対象とした財政支援（施設型給付）における人件費の単価改定や児童手当制度の拡充などによる扶助費の増加等により、前年度と比べると5.1%増となっている。

投資的経費は、教育費や土木費に係る単独事業費の増加等による普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると5.4%増となっている。

性質別歳出純計決算額の構成比の推移は、第11図のとおりである。

第11図 性質別歳出純計決算額の構成比の推移



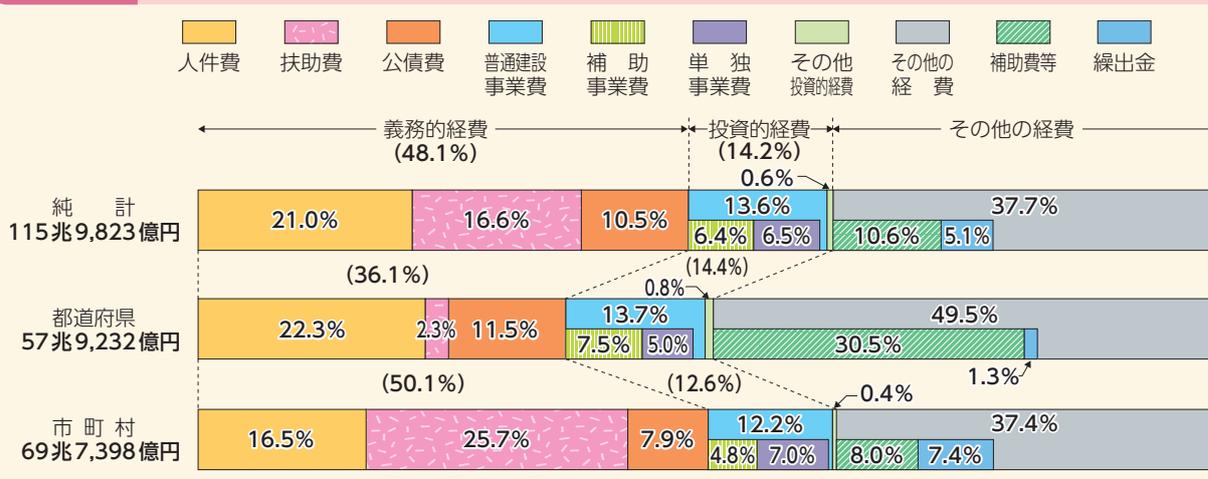
(注) () 内の数値は、投資的経費の構成比である。

義務的経費の構成比は、50%前後で推移していたが、令和2年度にその他の経費の構成比が上昇したことにより大きく低下し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

その他の経費の構成比は、35%前後で推移していたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策に係る補助費等の増加等により大きく上昇し、その後は令和元年度以前の水準に戻る方向へ推移している。

性質別歳出決算額の構成比の状況を団体区分別にみると、第12図のとおりである。

第12図 団体区分別の性質別歳出決算額の構成比の状況 (令和6年度)



(イ) 一般財源の充当状況

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、第10表のとおりである。

第10表 一般財源の性質別歳出充当状況

(単位 億円・%)

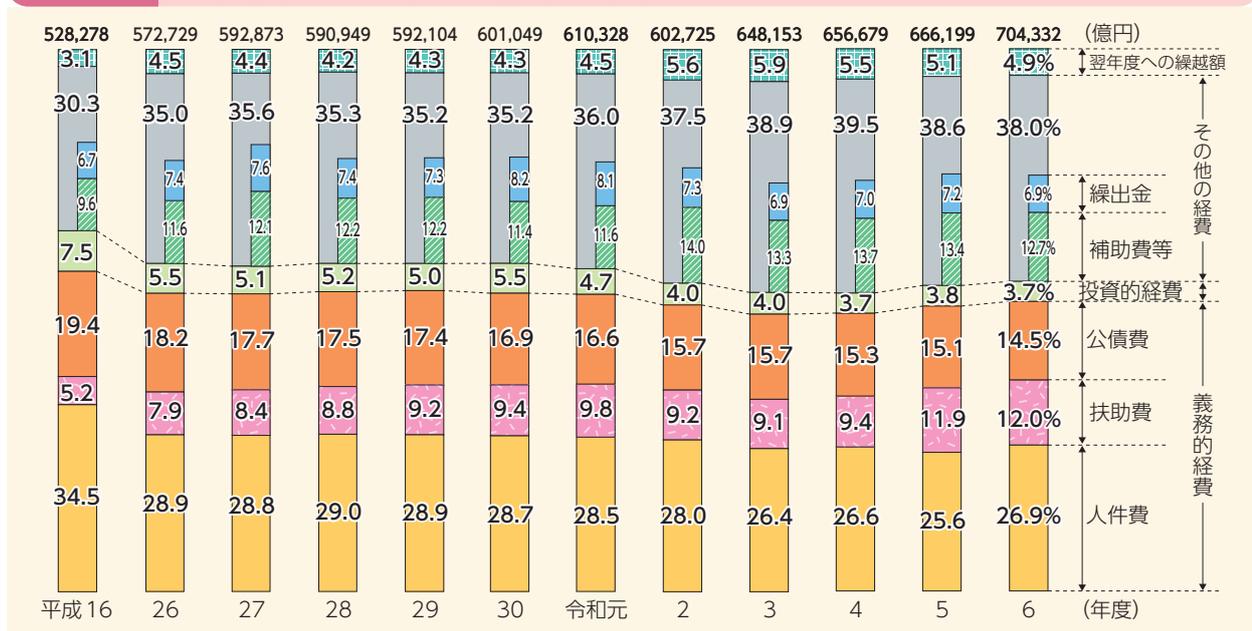
| 区 分 | 令和6年度 | | 令和5年度 | |
|-----------------|---------|-------|---------|-------|
| | 決 算 額 | 構 成 比 | 決 算 額 | 構 成 比 |
| 義 務 的 経 費 | 376,177 | 53.4 | 350,047 | 52.5 |
| 人 件 費 | 189,617 | 26.9 | 170,235 | 25.6 |
| 扶 助 費 | 84,205 | 12.0 | 79,166 | 11.9 |
| 公 債 費 | 102,355 | 14.5 | 100,646 | 15.1 |
| 投 資 的 経 費 | 26,125 | 3.7 | 25,027 | 3.8 |
| 普 通 建 設 事 業 費 | 25,613 | 3.6 | 24,513 | 3.7 |
| 災 害 復 旧 事 業 費 | 512 | 0.1 | 514 | 0.1 |
| 失 業 対 策 事 業 費 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| そ の 他 の 経 費 | 267,324 | 38.0 | 257,236 | 38.6 |
| う ち 補 助 費 等 | 89,561 | 12.7 | 89,021 | 13.4 |
| う ち 繰 出 金 | 48,601 | 6.9 | 48,018 | 7.2 |
| 翌 年 度 へ の 繰 越 額 | 34,705 | 4.9 | 33,890 | 5.1 |
| 一 般 財 源 計 | 704,332 | 100.0 | 666,199 | 100.0 |

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含む。第13図において同じ。

性質別歳出純計決算額の構成比（第9表参照）と比べると、義務的経費は一般財源充当額の構成比が大きくなっており、投資的経費は一般財源充当額の構成比が小さくなっている。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第13図のとおりである。

第13図 一般財源充当額の性質別構成比の推移



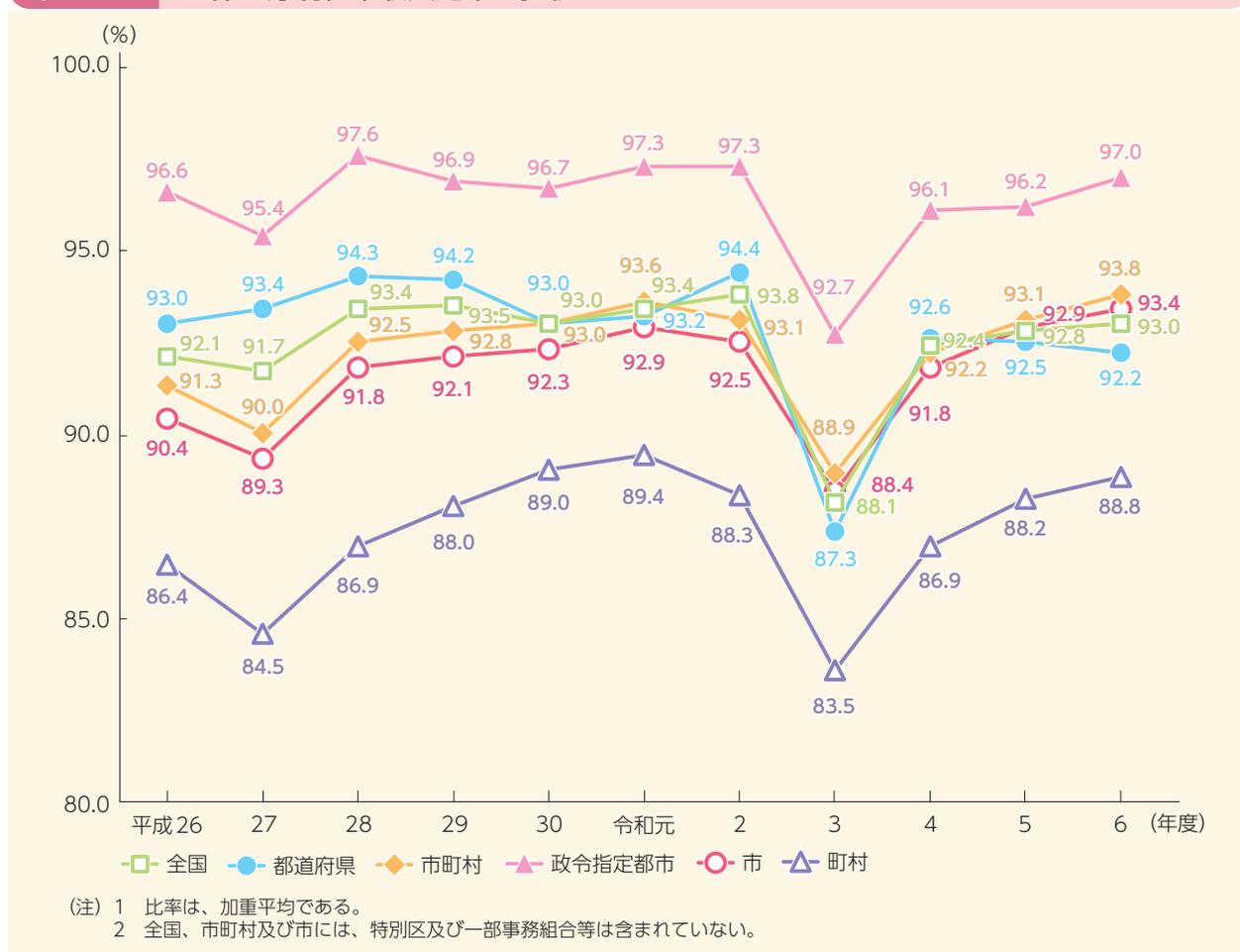
(6) 財政構造の弾力性

ア 経常収支比率

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つが、経常収支比率(*)である。

団体区分別の経常収支比率の推移は第14図のとおりであり、令和6年度の経常収支比率(特別区及び一部事務組合等を除く加重平均)は、地方公務員の給与改定や定年引上げに伴う退職手当の増加等による人件費の増加などにより、経常経費充当一般財源が増加したことなどから、前年度と比べると0.2ポイント上昇の93.0%となっている。

第14図 団体区分別経常収支比率の推移



経常収支比率の段階別分布状況（団体数）は、第11表のとおりである。

第11表 経常収支比率の段階別分布状況

| 区分 | 70%未満 | 70%以上 80%未満 | 80%以上 90%未満 | 90%以上 100%未満 | 100%以上 | 合計 |
|-------|----------|----------------|----------------|-----------------|----------|---------------|
| 令和6年度 | | | | | | |
| 都道府県 | — (—) | — (—) | 8 (17.0) | 39 (83.0) | — (—) | 47 (100.0) |
| 市町村 | 10 (0.6) | 91 (5.3) | 547 (31.8) | 1,038 (60.4) | 32 (1.9) | 1,718 (100.0) |
| 合計 | 10 (0.6) | 91 (5.2) | 555 (31.4) | 1,077 (61.0) | 32 (1.8) | 1,765 (100.0) |
| 令和5年度 | | | | | | |
| 都道府県 | — (—) | — (—) | 10 (21.3) | 37 (78.7) | — (—) | 47 (100.0) |
| 市町村 | 17 (1.0) | 99 (5.8) | 647 (37.7) | 926 (53.9) | 29 (1.7) | 1,718 (100.0) |
| 合計 | 17 (1.0) | 99 (5.6) | 657 (37.2) | 963 (54.6) | 29 (1.6) | 1,765 (100.0) |
| 増減 | | | | | | |
| 都道府県 | — | — | △ 2 | 2 | — | — |
| 市町村 | △ 7 | △ 8 | △ 100 | 112 | 3 | — |
| 合計 | △ 7 | △ 8 | △ 102 | 114 | 3 | — |

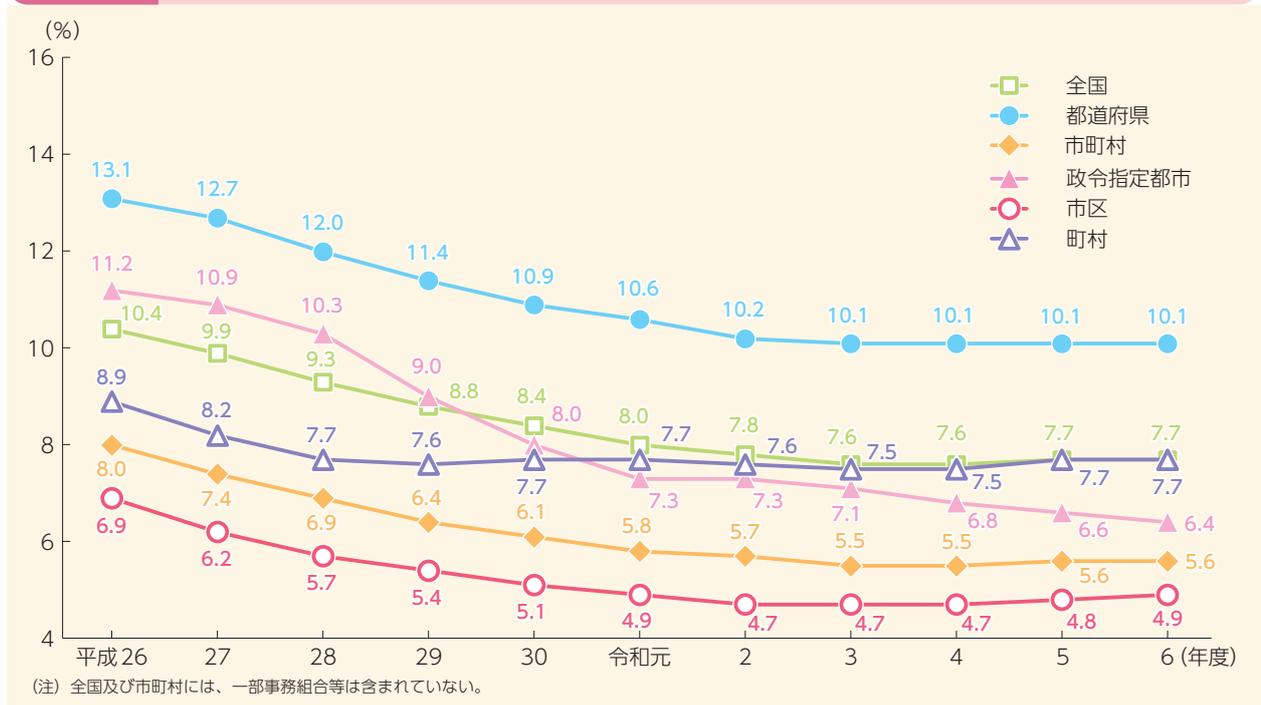
(注) 1 () 内の数値は、構成比である。
2 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。

イ 実質公債費比率

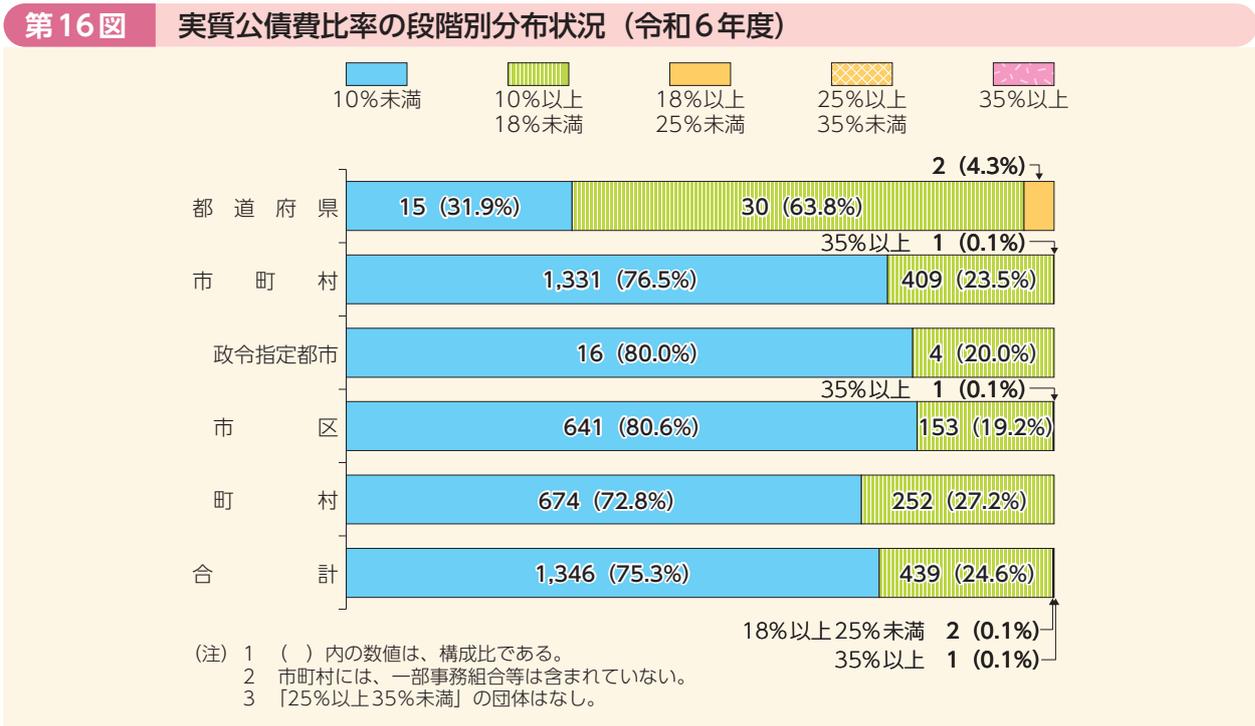
地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費に係る負担の度合いを判断するための指標に、実質公債費比率（*）がある。

団体区分別の実質公債費比率の推移は第15図のとおりであり、令和6年度の実質公債費比率（一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度と同率の7.7%となっている。

第15図 団体区分別実質公債費比率の推移



また、実質公債費比率の段階別分布状況は、**第16図**のとおりである。



2
地方財政の概況

(7) 将来の財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみならず、地方債、債務負担行為（*）等のように将来の財政負担となるものや、財政調整基金（*）等の積立金のように将来の財政運営に資する財源を留保するものの状況についても、併せて把握する必要がある。これらの状況は、以下のとおりである。

ア 地方債現在高

地方公共団体における地方債現在高の状況は**第12表**のとおりであり、令和6年度末における地方債現在高は137兆991億円で、臨時財政対策債の現在高の減少等により、前年度末と比べると1.8%減となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高は91兆3,796億円で、災害復旧事業債や緊急防災・減災事業債、教育・福祉施設等整備事業債等の発行額が増加したことにより、前年度末と比べると0.9%増となっている。

なお、地方財政状況調査においては、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金（*）への積立額は歳出の公債費に計上するとともに、地方債現在高に当該積立額相当分を含まない扱いとしているが、これを含む場合の地方債現在高は151兆964億円となっている。

第12表 地方債現在高の状況

(単位 億円・%)

| 区 分 | 令和6年度末 | | | 令和5年度末 | 増減額 | 増減率 |
|-----------------------|---------|---------|-----------|-----------|---------|------|
| | 都道府県 | 市町村 | 計 | | | |
| 地方債現在高 | 827,593 | 543,398 | 1,370,991 | 1,396,175 | △25,185 | △1.8 |
| 地方債現在高 (臨時財政対策債除き) | 539,087 | 374,708 | 913,796 | 905,714 | 8,082 | 0.9 |

イ 債務負担行為額

地方公共団体は、翌年度以降の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。
この債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の状況は、第13表のとおりである。

第13表 債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況

(単位 億円・%)

| 区 分 | 令和6年度 | | | 令和5年度 | 増減率 |
|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|---------|-------|
| | 都道府県 | 市町村 | 計 | | |
| 物件の購入等に係るもの | 39,106 (60.0) | 67,111 (40.2) | 106,217 (45.8) | 95,452 | 11.3 |
| 債務保証又は損失補償に係るもの | 1,488 (2.3) | 1,620 (1.0) | 3,108 (1.3) | 3,958 | △21.5 |
| そ の 他 | 24,613 (37.7) | 98,013 (58.8) | 122,625 (52.9) | 113,838 | 7.7 |
| 合 計 | 65,207 (100.0) | 166,744 (100.0) | 231,951 (100.0) | 213,248 | 8.8 |

(注) 1 ()内の数値は、構成比である。

2 「債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

ウ 積立金現在高

地方公共団体の積立金現在高の状況は第14表のとおりであり、令和6年度末における積立金現在高は29兆4,802億円で、前年度末と比べると2.1%増となっており、これは主として、地方税が当初見込みから増加したことを踏まえ、各地方公共団体が、将来の普通交付税の減額精算のための備えとして積み立てたもの、令和6年度補正予算（第1号）により「臨時財政対策債償還基金費」として普通交付税が増額交付されたことにより、制度的に基金残高の増加が想定されているもの等によるものである。

その内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は前年度末と比べると2.8%増、地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金（満期一括償還地方債に係るものを除く。）は3.4%増、公共施設の整備など将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金（*）は1.5%増となっている。

第14表 積立金現在高の状況

(単位 億円・%)

| 区 分 | 令和6年度末 | | | 令和5年度末 | | | 増減率 | | |
|-----------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|------|------|-----|
| | 都道府県 | 市町村 | 計 | 都道府県 | 市町村 | 計 | 都道府県 | 市町村 | 計 |
| 財政調整基金 | 27,567 (28.0) | 70,219 (35.7) | 97,786 (33.2) | 24,798 (26.0) | 70,365 (36.4) | 95,163 (33.0) | 11.2 | △0.2 | 2.8 |
| 減債基金 | 13,917 (14.2) | 17,021 (8.7) | 30,938 (10.5) | 13,308 (14.0) | 16,606 (8.6) | 29,915 (10.4) | 4.6 | 2.5 | 3.4 |
| その他特定目的基金 | 56,848 (57.8) | 109,230 (55.6) | 166,078 (56.3) | 57,226 (60.0) | 106,420 (55.0) | 163,645 (56.7) | △0.7 | 2.6 | 1.5 |
| 合 計 | 98,332 (100.0) | 196,470 (100.0) | 294,802 (100.0) | 95,332 (100.0) | 193,391 (100.0) | 288,723 (100.0) | 3.1 | 1.6 | 2.1 |

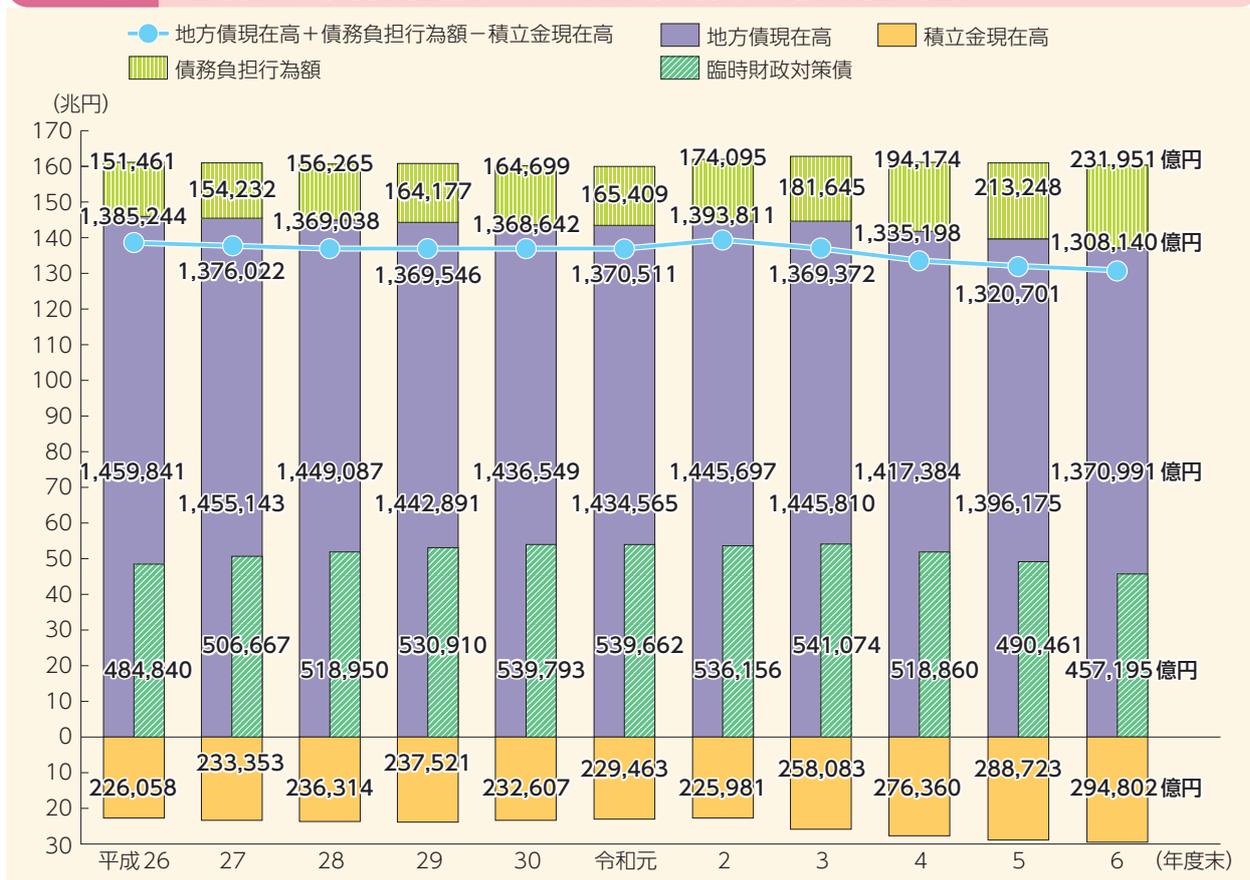
(注) () 内の数値は、構成比である。

Ⅱ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第17図のとおりである。令和6年度末においては、地方債現在高は1.8%減、債務負担行為額は8.8%増、積立金現在高は2.1%増となったことにより、地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は130兆8,140億円で、前年度末と比べると1.0%減となっている。

団体区分別にみると、都道府県においては79兆4,468億円、市町村においては51兆3,672億円で、前年度末と比べると、それぞれ2.3%減、1.1%増となっている。

第17図 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移

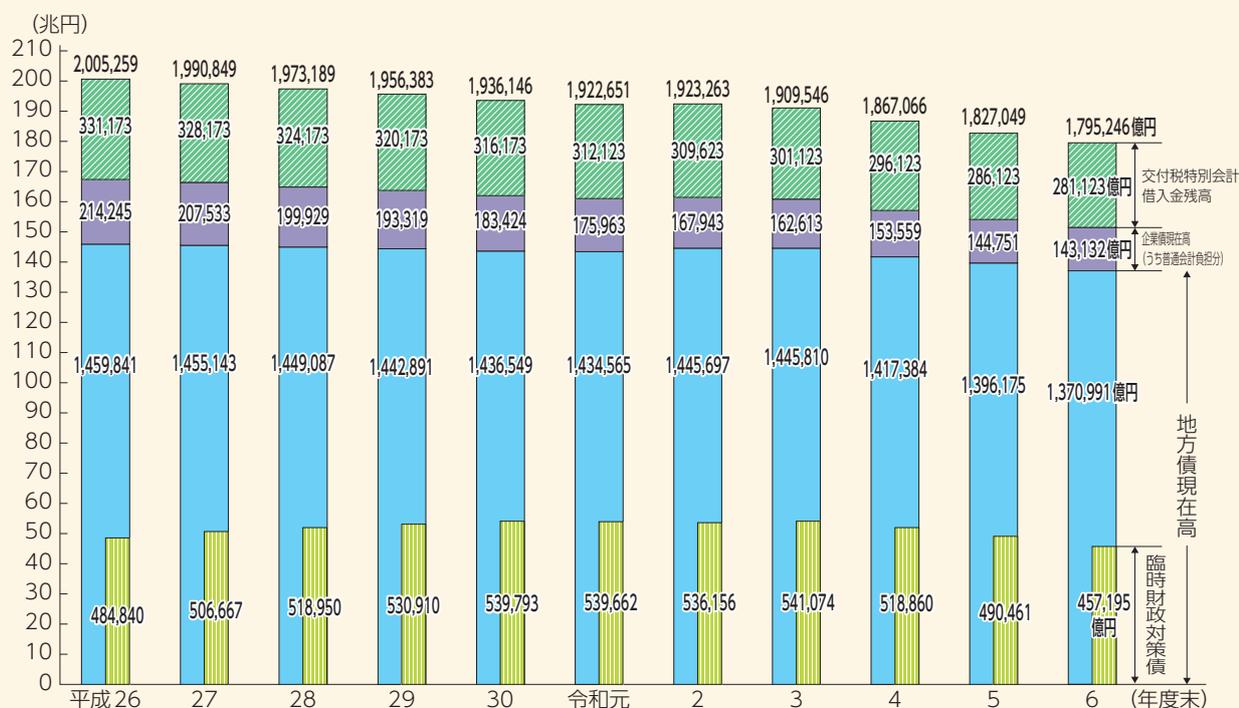


オ 普通会計が負担すべき借入金残高

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金や、公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、地方債現在高に交付税特別会計借入金残高と企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、**第18図**のとおりである。近年は減少傾向にあるものの、依然として170兆円を超える高い水準にあり、令和6年度末における普通会計が負担すべき借入金残高は179兆5,246億円で、地方債現在高の減少等により、前年度末と比べると1.7%減となっている。

第18図 普通会計が負担すべき借入金残高の推移



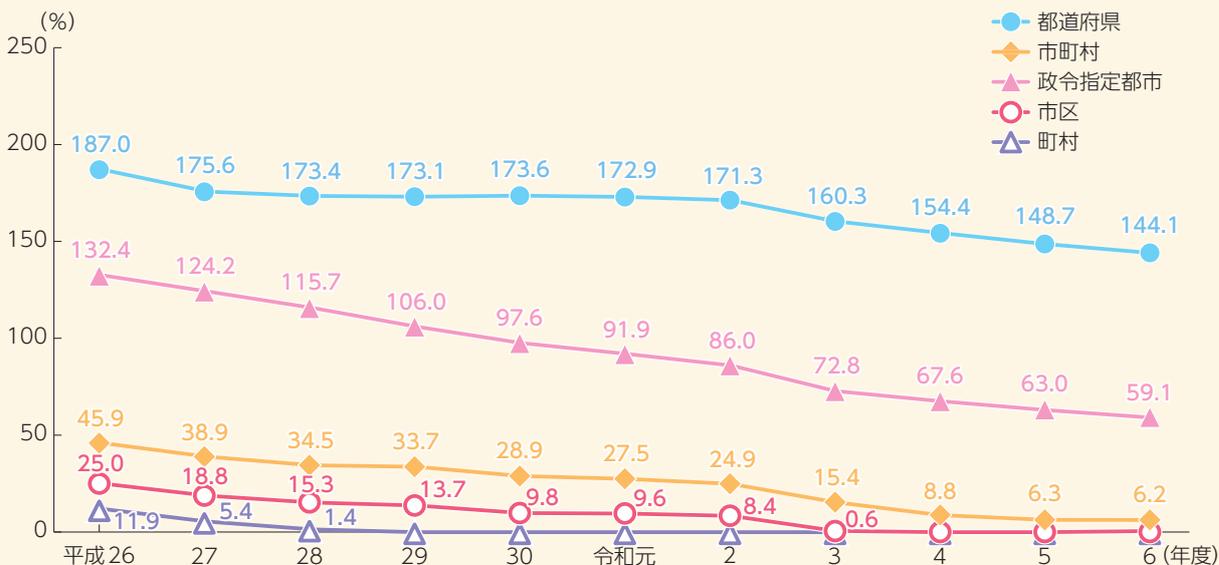
(注) 企業債現在高（うち普通会計負担分）は、地方公営企業決算状況調査をベースとした推計値である。

カ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等（*）の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標が将来負担比率（*）である。

団体区分別の将来負担比率の推移は**第19図**のとおりであり、令和6年度の将来負担比率（加重平均）は、都道府県が前年度と比べると4.6ポイント低下の144.1%、市町村（一部事務組合等を除く。）が0.1ポイント低下の6.2%となっている。

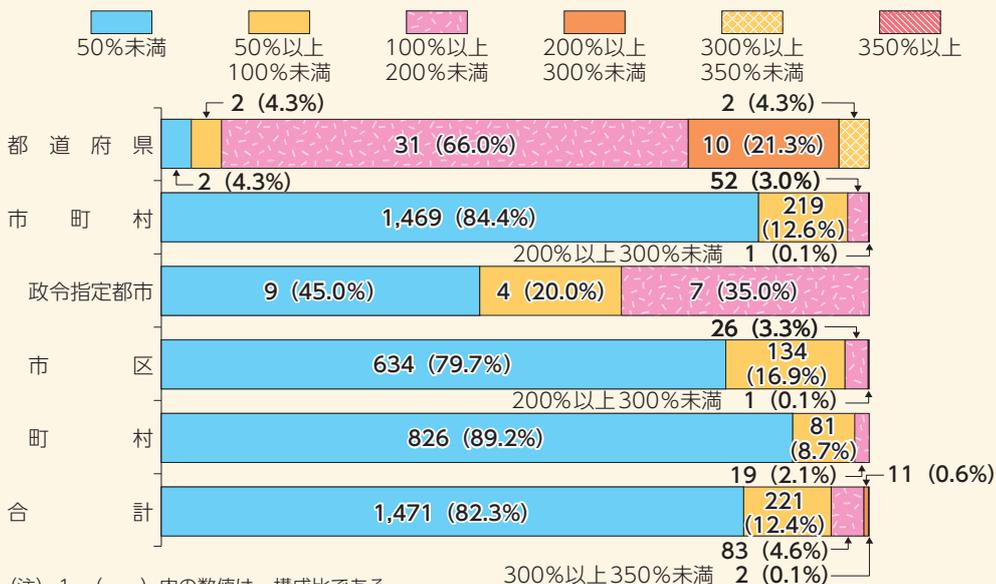
第19図 団体区別将来負担比率の推移



(注) 1 市区においては令和4年度から、町村においては平成29年度から充当可能財源等が将来負担額を上回っている。
 2 市町村には、一部事務組合等は含まれていない。

また、将来負担比率の段階別分布状況は、第20図のとおりである。

第20図 将来負担比率の段階別分布状況（令和6年度）



(注) 1 () 内の数値は、構成比である。
 2 市町村には、一部事務組合等は含まれていない。
 3 「350%以上」の団体はなし。

3

地方財源の状況

国税と地方税を合わせた租税の状況及び地方歳入（普通会計）の状況は、以下のとおりである。

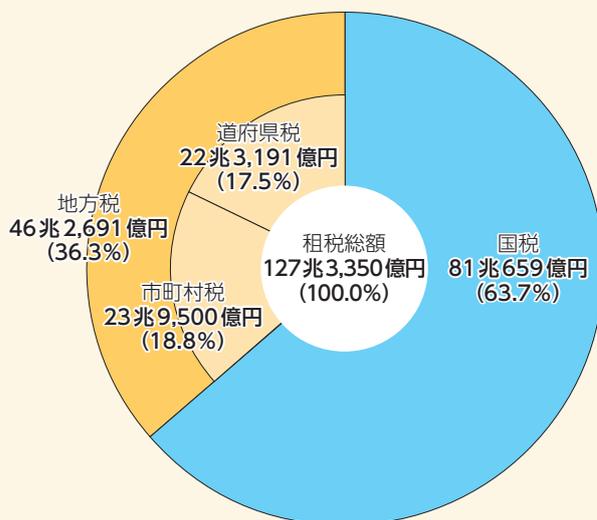
(1) 租税の状況

国税と地方税を合わせた租税として徴収された額は127兆3,350億円で、前年度と比べると4.4%増となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、令和6年度においては、前年度と比べると0.6ポイント上昇の28.2%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ27.8%（2022暦年計数）、イギリス37.8%（同）、ドイツ33.1%（同）、フランス44.3%（同）となっている。

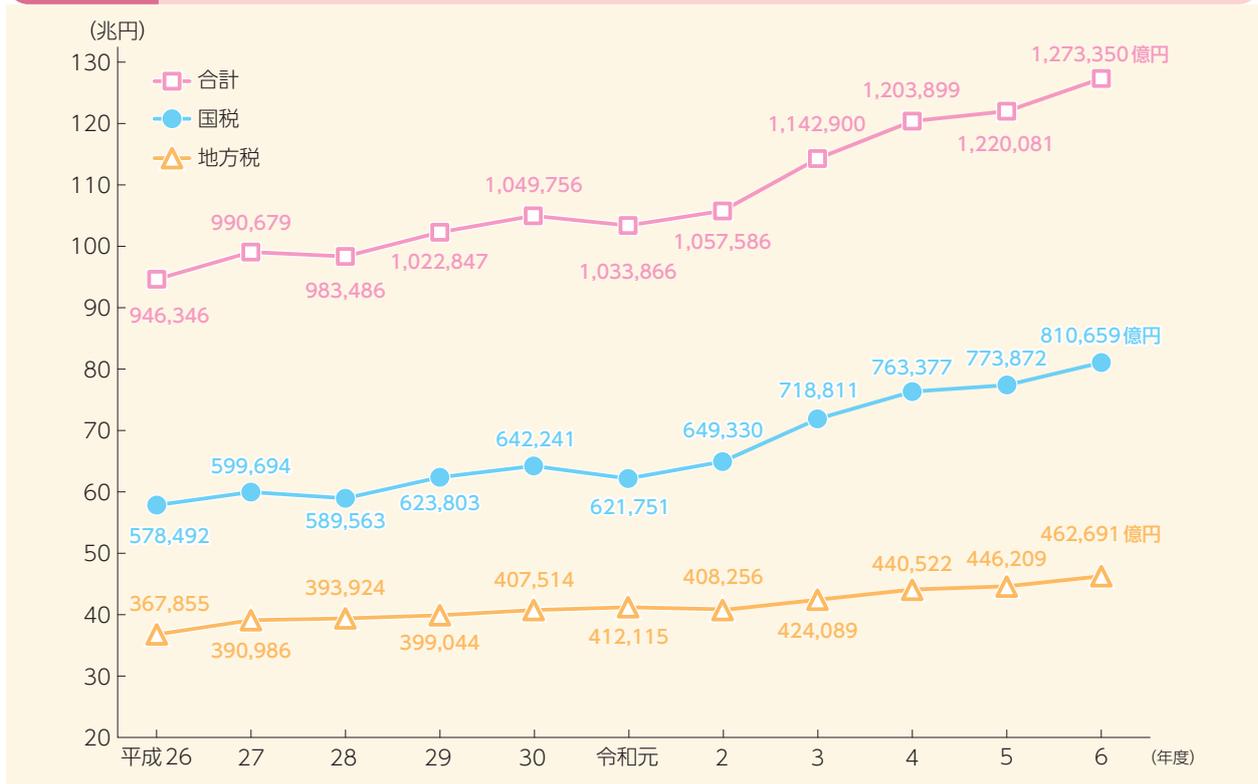
次に、国税と地方税の状況を見ると、**第21図**のとおりであり、租税総額に占める割合は、国税63.7%（前年度63.4%）、地方税36.3%（同36.6%）となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金等を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は、国44.7%（同45.4%）、地方55.3%（同54.6%）となっている。なお、国税と地方税の推移は**第22図**のとおりであり、地方税は平成24年度以降増加傾向にある。

第21図 国税と地方税の状況（令和6年度）



(注) 東京都が徴収した市町村税相当額は、市町村税に含み、道府県税に含まない。第24図～第27図において同じ。

第22図 国税と地方税の推移



1
2
3 地方財源の状況
4
5
6
7
8

(2) 地方歳入

ア 地方税

地方税の決算額は46兆2,691億円で、前年度と比べると3.7%増となっている。

地方税収入額の64.3%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、第15表のとおりである。また、各税目の収入額を前年度と比べると、企業収益の増等を背景として法人関係二税は8兆8,300億円で、前年度と比べると11.8%増となっている（住民税（法人分）は15.3%増。事業税（法人分）は10.2%増。）。地方消費税も消費支出の増加等により10.4%増となっている。

第15表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

(単位 億円・%)

| 区分 | 収入額 | | 構成比 | | 増減率 |
|-------|---------|---------|-------|-------|------|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 | |
| 住民税 | 167,096 | 165,007 | 36.1 | 37.0 | 1.3 |
| 個人分 | 137,740 | 139,544 | 29.8 | 31.3 | △1.3 |
| 法人分 | 29,356 | 25,463 | 6.3 | 5.7 | 15.3 |
| 事業税 | 61,350 | 55,838 | 13.3 | 12.5 | 9.9 |
| 個人分 | 2,406 | 2,337 | 0.5 | 0.5 | 3.0 |
| 法人分 | 58,944 | 53,501 | 12.7 | 12.0 | 10.2 |
| 地方消費税 | 69,143 | 62,632 | 14.9 | 14.0 | 10.4 |
| 地方税合計 | 462,691 | 446,209 | 100.0 | 100.0 | 3.7 |

(注) 住民税（個人分）は、配当割、株式等譲渡所得割及び利子割を含む。

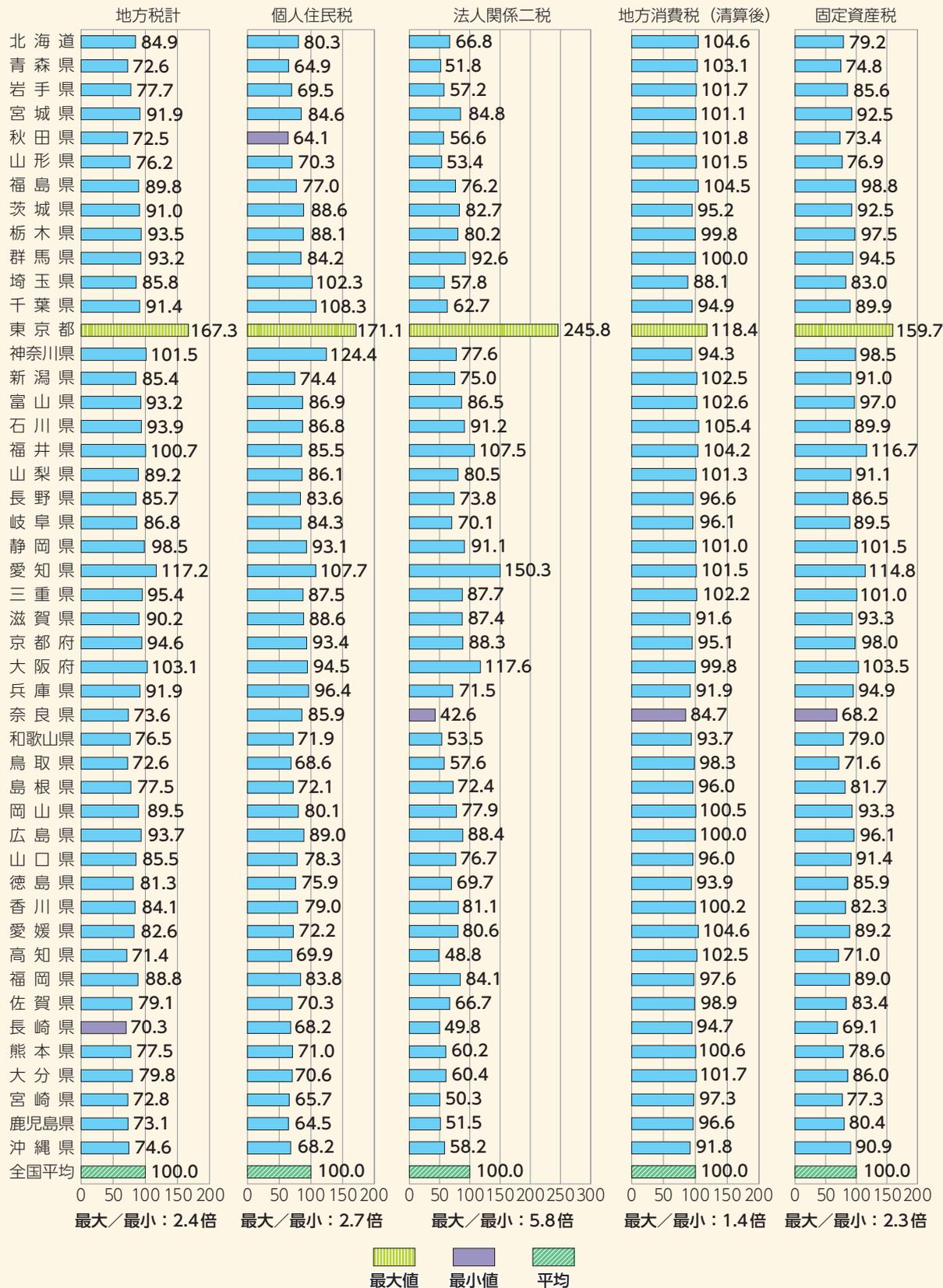
地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数をみると、**第23図**のとおりであり、地方税計については、最も大きい東京都が167.3、最も小さい長崎県が70.3で、約2.4倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、個人住民税については、最も大きい東京都が171.1、最も小さい秋田県が64.1で、約2.7倍の格差となっている。法人関係二税については、最も大きい東京都が245.8、最も小さい奈良県が42.6で、約5.8倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が118.4、最も小さい奈良県が84.7で、約1.4倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が159.7、最も小さい奈良県が68.2で、約2.3倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合いについては、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さい。

第23図 地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、令和6年度)



(注) 1 「最大/最小」は、都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 2 地方税計の税収額は、特別法人事業譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 3 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 4 法人関係二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(特別法人事業譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。
 5 地方消費税については、令和6年度決算における清算前の税収を、令和6年度決算に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。
 6 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 7 人口は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

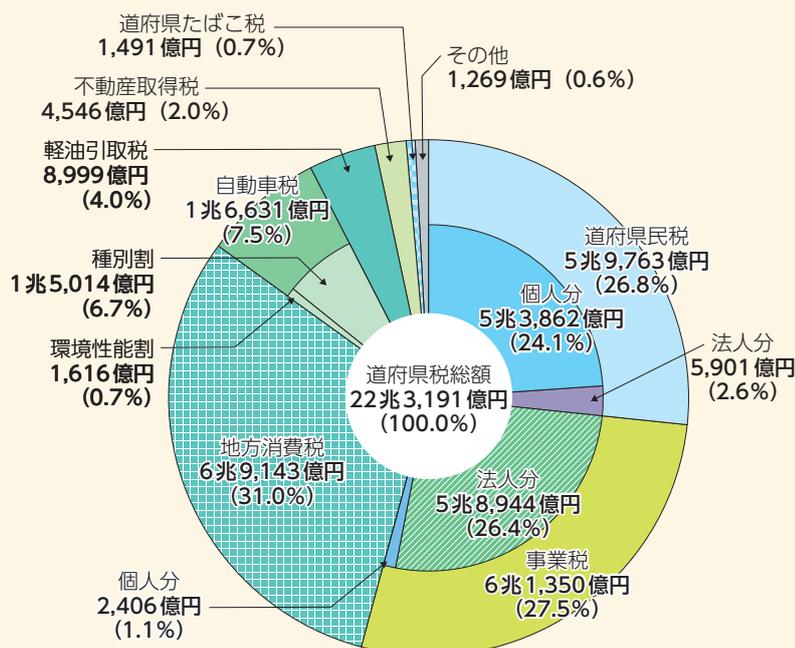
(ア) 道府県税の収入状況

都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた道府県税の収入額は22兆3,191億円で、道府県民税（法人分）、事業税（法人分）の増加等により、前年度と比べると6.8%増となっている。

道府県税収入額の税目別内訳の状況は、**第24図**のとおりである。

このうち、法人関係二税は6兆4,845億円で、道府県税総額に占める割合は29.1%となっている。

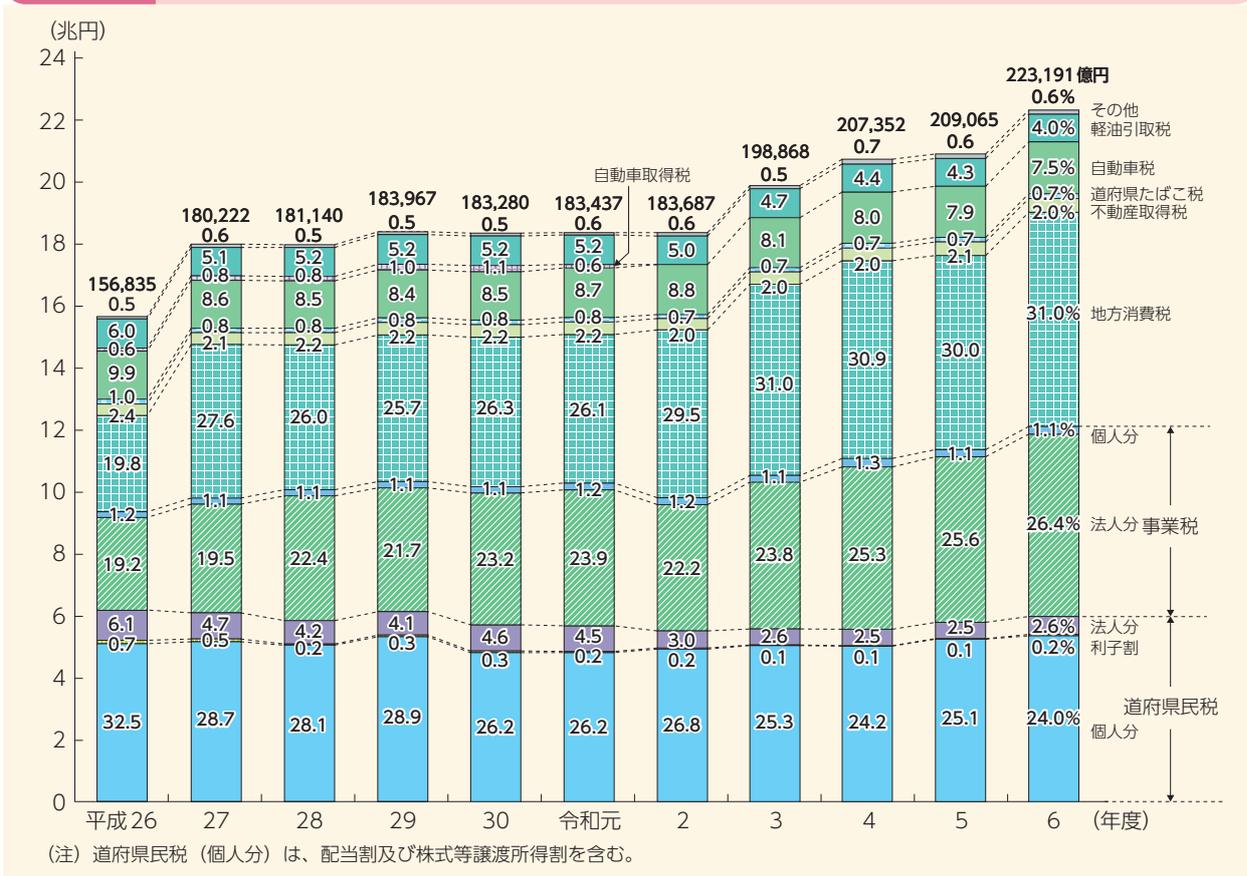
第24図 道府県税収入額の税目別内訳の状況（令和6年度）



(注) 道府県民税（個人分）は、配当割、株式等譲渡所得割及び利子割を含む。

道府県税収入額の推移は、**第25図**のとおりであり、企業収益の増等により、法人関係二税などが増加し、道府県税収入額は増加傾向にある。

第25図 道府県税収入額の推移

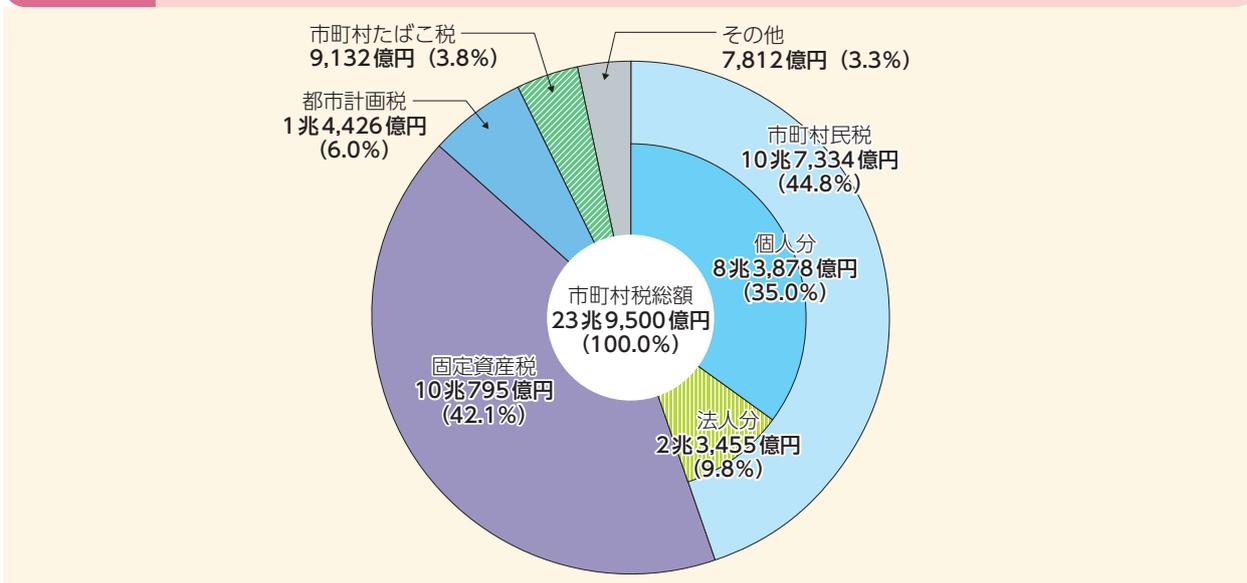


(イ) 市町村税の収入状況

市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた市町村税の収入額は23兆9,500億円で、地価の上昇等による固定資産税の増加や企業収益の増等による市町村民税 (法人分) の増加等により、前年度と比べると1.0%増となっている。

市町村税収入額の税目別内訳の状況は、第26図のとおりである。

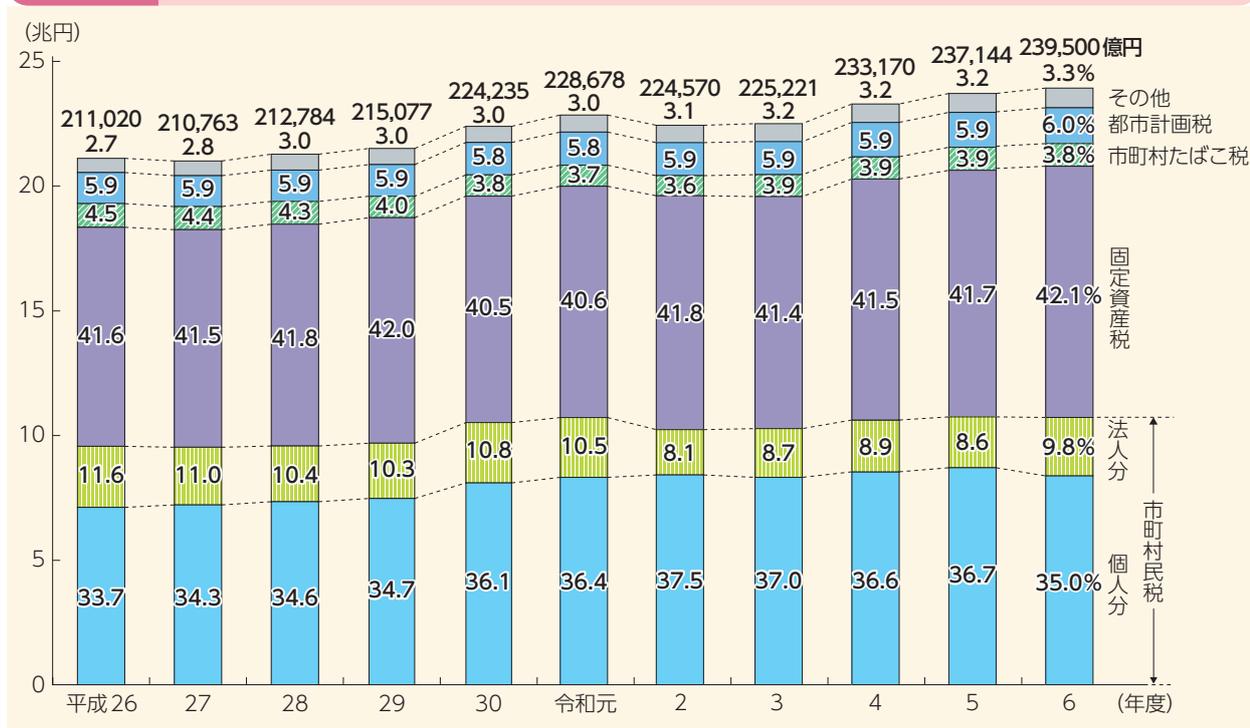
第26図 市町村税収入額の税目別内訳の状況 (令和6年度)



- 1
- 2
- 3 地方財源の状況
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

市町村税収入額の推移は、第27図のとおりであり、固定資産税や市町村民税（法人分）の増加により、市町村税収入額は増加傾向にある。

第27図 市町村税収入額の推移



イ 地方譲与税

地方譲与税は、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税であり、特別法人事業譲与税等がある。

地方譲与税の決算額は3兆962億円で、企業収益の増による特別法人事業譲与税の増加等により、前年度と比べると11.6%増となっている。

地方譲与税の主な内訳をみると、特別法人事業譲与税が2兆4,870億円（対前年度比14.4%増）、森林環境譲与税が629億円（同25.8%増）となっている。

ウ 地方特例交付金等

地方特例交付金等の決算額は1兆1,332億円で、個人住民税における定額減税の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための定額減税減収補填特例交付金の創設等により、前年度と比べると422.5%増となっている。

地方特例交付金等の内訳をみると、定額減税減収補填特例交付金が9,233億円、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金が1,975億円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が124億円となっている。

Ⅰ 地方交付税

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

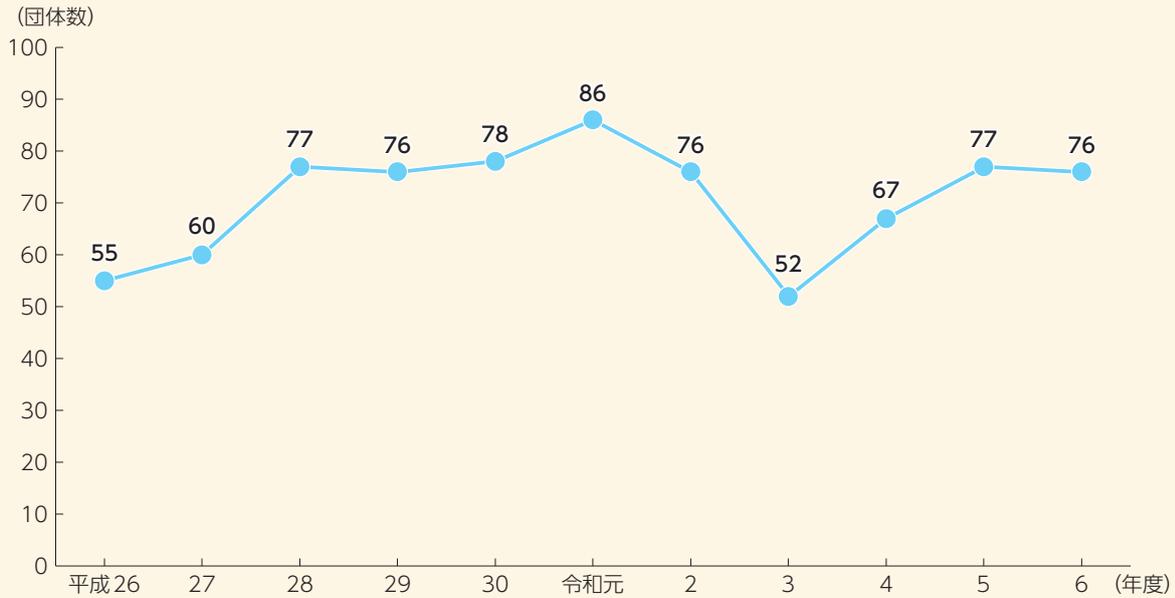
地方交付税の決算額は19兆9,346億円で、前年度と比べると4.9%増となっている。地方交付税の内訳をみると、普通交付税18兆6,000億円、特別交付税1兆2,597億円、震災復興特別交付税(*)750億円となっている。

また、団体区分別にみると、都道府県においては10兆670億円で、前年度と比べると3.8%増、市町村においては9兆8,676億円で、前年度と比べると6.0%増となっており、その地方交付税総額に占める割合は、都道府県においては50.5%（前年度51.0%）、市町村においては49.5%（同49.0%）となっている。

普通交付税（基準財政需要額(*)が基準財政収入額(*)を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されるもの）の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県では東京都の1団体である。市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この段落において同じ。）では前年度より1団体減少し、75団体となっており、団体数の推移は第28図のとおりである。また、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の令和6年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては全1,718団体に、それぞれ交付されている。

なお、令和6年度当初において地方公共団体に交付される通常収支分の地方交付税の総額は、地方財政計画(*)において、前年度と比べると、3,060億円増（1.7%増）の18兆6,671億円とした。また、国の令和6年度補正予算（第1号）において、国税収入の決算等に伴い令和6年度分の地方交付税の額が2兆748億円の増額となったことを受け、このうち1兆1,926億円を令和6年度に増額交付することとした。具体的には、普通交付税の調整額を復活するとともに、地方公共団体が、経済対策の事業等を円滑に実施するために必要な経費を算定するため、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」を創設することとしたほか、地方公務員の給与改定に必要な経費を算定するため、基準財政需要額の費目に「給与改定費」を創設することとした。さらに、令和7年度及び令和8年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費を算定するため、基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基金費」を創設することとした。

第28図 普通交付税不交付団体数の推移



(注) 団体数は、再算定が行われた年度については、再算定によるものである。

オ 国庫支出金

国庫支出金の状況は、第16表のとおりである。国庫支出金の決算額は20兆1,862億円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減少等により、前年度と比べると4.4%減となっている。

第16表 国庫支出金の状況

(単位 億円・%)

| 区分 | 令和6年度 | | | | | | 令和5年度 | | 増減額 | 増減率 |
|--------------------------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|----------|--------|
| | 都道府県 | | 市町村 | | 純計額 | | 純計額 | | | |
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | | |
| 義務教育費負担金 | 13,191 | 19.3 | 3,003 | 2.2 | 16,194 | 8.0 | 15,595 | 7.4 | 599 | 3.8 |
| 生活保護費負担金 | 1,327 | 1.9 | 26,375 | 19.7 | 27,702 | 13.7 | 27,481 | 13.0 | 221 | 0.8 |
| 児童保護費等負担金 | 1,335 | 2.0 | 19,996 | 15.0 | 21,331 | 10.6 | 18,750 | 8.9 | 2,582 | 13.8 |
| 障害者自立支援給付費等負担金 | 1,005 | 1.5 | 17,806 | 13.3 | 18,810 | 9.3 | 17,441 | 8.3 | 1,369 | 7.9 |
| 児童手当等交付金 | - | - | 14,170 | 10.6 | 14,170 | 7.0 | 11,560 | 5.5 | 2,610 | 22.6 |
| 普通建設事業費支出金 | 15,360 | 22.5 | 8,516 | 6.4 | 23,876 | 11.8 | 23,292 | 11.0 | 585 | 2.5 |
| 社会資本整備総合交付金 | 7,524 | 11.0 | 5,597 | 4.2 | 13,121 | 6.5 | 13,360 | 6.3 | △ 239 | △ 1.8 |
| 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等 | 266 | 0.4 | 415 | 0.3 | 681 | 0.3 | 31,347 | 14.8 | △ 30,666 | △ 97.8 |
| 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 | 3,881 | 5.7 | 17,626 | 13.2 | 21,507 | 10.7 | 12,139 | 5.7 | 9,368 | 77.2 |
| その他 | 24,344 | 35.7 | 20,124 | 15.1 | 44,469 | 22.0 | 40,200 | 19.0 | 4,268 | 10.6 |
| 合計 | 68,234 | 100.0 | 133,628 | 100.0 | 201,862 | 100.0 | 211,165 | 100.0 | △ 9,303 | △ 4.4 |

(注) その他には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

国庫支出金の内訳をみると、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金が2兆1,507億円となり、前年度と比べると9,368億円増加し、国庫支出金総額の10.7%を占めている。

カ 都道府県支出金

市町村が都道府県から交付を受ける都道府県支出金（*）の決算額は5兆42億円で、児童保護費等負担金、障害者自立支援給付費等負担金の増加等により、前年度と比べると4.2%増となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが64.5%、都道府県費のみのものが35.5%となっている。

キ 地方債

地方債の発行状況は、第17表のとおりである。地方債の決算額は8兆8,506億円で、臨時財政対策債等が減少したものの、災害復旧事業債や緊急防災・減災事業債、教育・福祉施設等整備事業債等が増加し、前年度と比べると2.4%増となっている。

第17表 地方債の発行状況

(単位 億円・%)

| 区 分 | 令和6年度 | | | | | | 令和5年度 | | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 都道府県 | | 市 町 村 | | 純 計 額 | | 純 計 額 | | | |
| | 発行額 | 構成比 | 発行額 | 構成比 | 発行額 | 構成比 | 発行額 | 構成比 | | |
| 公 共 事 業 等 債 | 9,477 | 22.7 | 3,148 | 6.7 | 12,626 | 14.3 | 12,639 | 14.6 | △ 13 | △ 0.1 |
| 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 | 5,625 | 13.5 | 1,710 | 3.6 | 7,335 | 8.3 | 7,071 | 8.2 | 264 | 3.7 |
| 公営住宅建設事業債 | 976 | 2.3 | 1,076 | 2.3 | 2,052 | 2.3 | 1,805 | 2.1 | 247 | 13.7 |
| 災害復旧事業債 | 1,805 | 4.3 | 1,738 | 3.7 | 3,543 | 4.0 | 2,089 | 2.4 | 1,454 | 69.6 |
| 教育・福祉施設等整備事業債 | 885 | 2.1 | 7,973 | 17.0 | 8,858 | 10.0 | 7,503 | 8.7 | 1,355 | 18.1 |
| 一 般 単 独 事 業 債 | 13,682 | 32.8 | 18,976 | 40.4 | 32,658 | 36.9 | 29,203 | 33.8 | 3,455 | 11.8 |
| うち地方道路等整備事業債 | 2,149 | 5.1 | 1,690 | 3.6 | 3,839 | 4.3 | 4,184 | 4.8 | △ 345 | △ 8.2 |
| うち旧合併特例事業債 | 39 | 0.1 | 3,154 | 6.7 | 3,193 | 3.6 | 2,580 | 3.0 | 612 | 23.7 |
| うち緊急防災・減災事業債 | 938 | 2.2 | 4,013 | 8.5 | 4,951 | 5.6 | 3,561 | 4.1 | 1,390 | 39.0 |
| うち公共施設等適正管理推進事業債 | 1,995 | 4.8 | 3,744 | 8.0 | 5,739 | 6.5 | 5,494 | 6.4 | 245 | 4.5 |
| うち緊急自然災害防止対策事業債 | 2,453 | 5.9 | 1,955 | 4.2 | 4,408 | 5.0 | 3,865 | 4.5 | 542 | 14.0 |
| うち緊急浚渫推進事業債 | 874 | 2.1 | 239 | 0.5 | 1,113 | 1.3 | 1,049 | 1.2 | 64 | 6.1 |
| うち脱炭素化推進事業債 | 376 | 0.9 | 535 | 1.1 | 911 | 1.0 | 431 | 0.5 | 480 | 111.3 |
| うちこども・子育て支援事業債 | 16 | 0.0 | 55 | 0.1 | 72 | 0.1 | - | - | 72 | 皆増 |
| 辺 地 対 策 事 業 債 | - | - | 510 | 1.1 | 510 | 0.6 | 470 | 0.5 | 41 | 8.7 |
| 過 疎 対 策 事 業 債 | - | - | 5,111 | 10.9 | 5,111 | 5.8 | 4,944 | 5.7 | 167 | 3.4 |
| 行 政 改 革 推 進 債 | 1,056 | 2.5 | 339 | 0.7 | 1,395 | 1.6 | 1,082 | 1.3 | 313 | 28.9 |
| 退 職 手 当 債 | 50 | 0.1 | 3 | 0.0 | 52 | 0.1 | - | - | 52 | 皆増 |
| 財 源 対 策 債 | 4,618 | 11.1 | 2,166 | 4.6 | 6,784 | 7.7 | 6,938 | 8.0 | △ 154 | △ 2.2 |
| 減 収 補 填 債 | - | - | 20 | 0.0 | 20 | 0.0 | 29 | 0.0 | △ 9 | △30.0 |
| 臨 時 財 政 対 策 債 | 2,286 | 5.5 | 2,003 | 4.3 | 4,289 | 4.8 | 9,445 | 10.9 | △5,156 | △54.6 |
| 調 整 債 | 586 | 1.4 | 266 | 0.6 | 851 | 1.0 | 774 | 0.9 | 77 | 10.0 |
| 減収補填債特例分（*） | - | - | 13 | 0.0 | 13 | 0.0 | 25 | 0.0 | △ 12 | △47.7 |
| そ の 他 | 730 | 1.7 | 1,928 | 4.1 | 2,408 | 2.7 | 2,405 | 2.8 | 3 | 0.1 |
| 合 計 | 41,776 | 100.0 | 46,981 | 100.0 | 88,506 | 100.0 | 86,421 | 100.0 | 2,085 | 2.4 |

団体区別にみると、都道府県においては4兆1,776億円で、前年度と比べると3.8%減、市町村においては4兆6,981億円で、前年度と比べると8.7%増となっている。また、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は7.4%で、前年度と同率となっている。

㊦ その他の収入

その他の収入の状況は、**第18表**のとおりである。決算額は20兆7,792億円で、貸付金元利収入等が減少したものの、基金からの繰入金の増加等により、前年度と比べると2.3%増となっている。

第18表

その他の収入の状況

(単位 億円・%)

| 区 分 | 令和6年度 | | | | | | 令和5年度 | | 増減額 | 増減率 |
|---------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|---------|
| | 都道府県 | | 市 町 村 | | 純 計 額 | | 純 計 額 | | | |
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | | |
| 使 用 料 (*) | 6,076 | 5.6 | 8,562 | 7.7 | 14,638 | 7.0 | 14,681 | 7.2 | △ 43 | △ 0.3 |
| うち 授 業 料 | 2,071 | 1.9 | 167 | 0.2 | 2,238 | 1.1 | 2,281 | 1.1 | △ 43 | △ 1.9 |
| うち公営住宅使用料 | 2,155 | 2.0 | 2,982 | 2.7 | 5,137 | 2.5 | 5,172 | 2.5 | △ 36 | △ 0.7 |
| 手 数 料 (*) | 1,771 | 1.6 | 3,772 | 3.4 | 5,543 | 2.7 | 5,478 | 2.7 | 65 | 1.2 |
| 繰 入 金 | 19,663 | 18.3 | 27,948 | 25.3 | 47,611 | 22.9 | 39,563 | 19.5 | 8,048 | 20.3 |
| うち他会計からの繰入金 | 230 | 0.2 | 878 | 0.8 | 1,108 | 0.5 | 1,025 | 0.5 | 83 | 8.1 |
| うち基金からの繰入金 | 19,433 | 18.1 | 27,016 | 24.4 | 46,448 | 22.4 | 38,480 | 18.9 | 7,969 | 20.7 |
| 諸 収 入 | 55,163 | 51.3 | 25,817 | 23.3 | 74,533 | 35.9 | 78,990 | 38.9 | △ 4,457 | △ 5.6 |
| うち 預 金 利 子 | 45 | 0.0 | 27 | 0.0 | 73 | 0.0 | 5 | 0.0 | 67 | 1,227.7 |
| うち貸付金元利収入 | 45,900 | 42.7 | 11,614 | 10.5 | 57,216 | 27.5 | 62,647 | 30.8 | △ 5,431 | △ 8.7 |
| 繰 越 金 | 18,073 | 16.8 | 21,496 | 19.4 | 39,569 | 19.0 | 42,369 | 20.9 | △ 2,800 | △ 6.6 |
| 分 担 金 ・ 負 担 金 | 2,728 | 2.5 | 4,995 | 4.5 | 3,761 | 1.8 | 3,853 | 1.9 | △ 92 | △ 2.4 |
| 財 産 収 入 | 3,659 | 3.4 | 4,692 | 4.2 | 8,351 | 4.0 | 6,069 | 3.0 | 2,281 | 37.6 |
| 寄 附 金 | 449 | 0.4 | 13,338 | 12.1 | 13,787 | 6.6 | 12,147 | 6.0 | 1,639 | 13.5 |
| 合 計 | 107,583 | 100.0 | 110,620 | 100.0 | 207,792 | 100.0 | 203,150 | 100.0 | 4,641 | 2.3 |

4 地方経費の内容

普通会計の歳出決算額について、主な行政目的に従って、生活・福祉の充実、教育と文化、土木建設、産業の振興、保健衛生、警察と消防に分けてその状況をみると、以下のとおりである。

(1) 生活・福祉の充実

ア 社会福祉行政

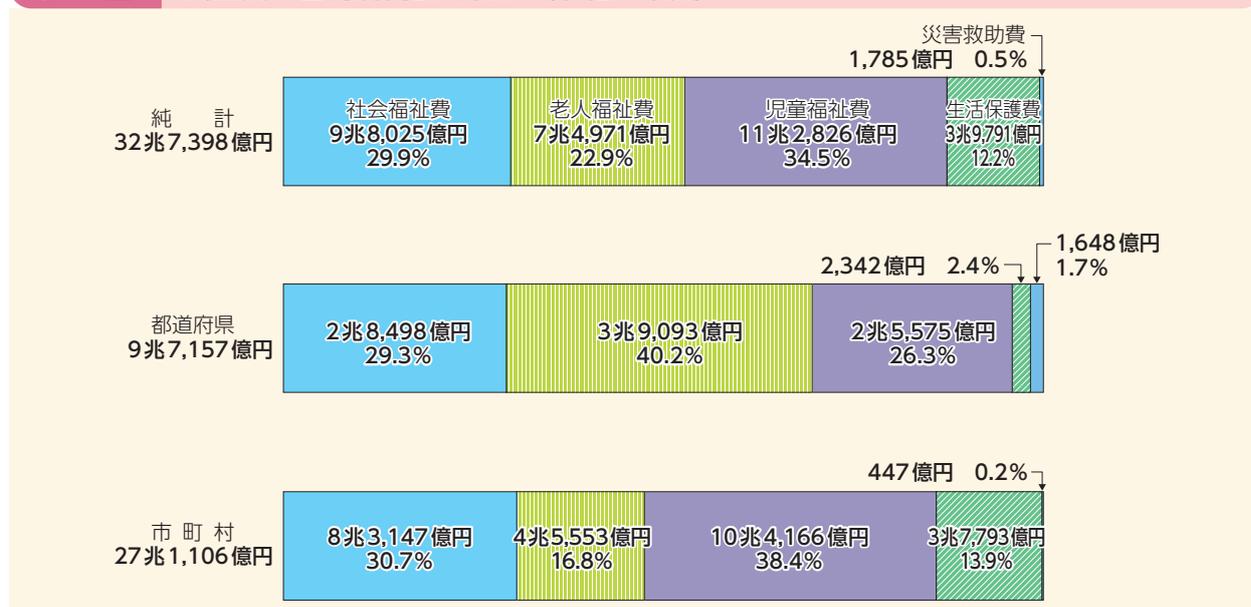
地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である民生費の決算額は32兆7,398億円で、認定こども園等を対象とした財政支援（施設型給付）における人件費の単価改定や児童手当制度の拡充による児童福祉費の増加等により、前年度と比べると4.5%増となっている。

また、団体区分別にみると、市町村の決算額は都道府県の約2.8倍となっている。これは、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別内訳の状況は、**第29図**のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が7.3%増、社会福祉費^{*3}が3.2%増、老人福祉費が3.2%増、生活保護費が0.3%増となっている。

第29図 民生費の目的別内訳の状況（令和6年度）

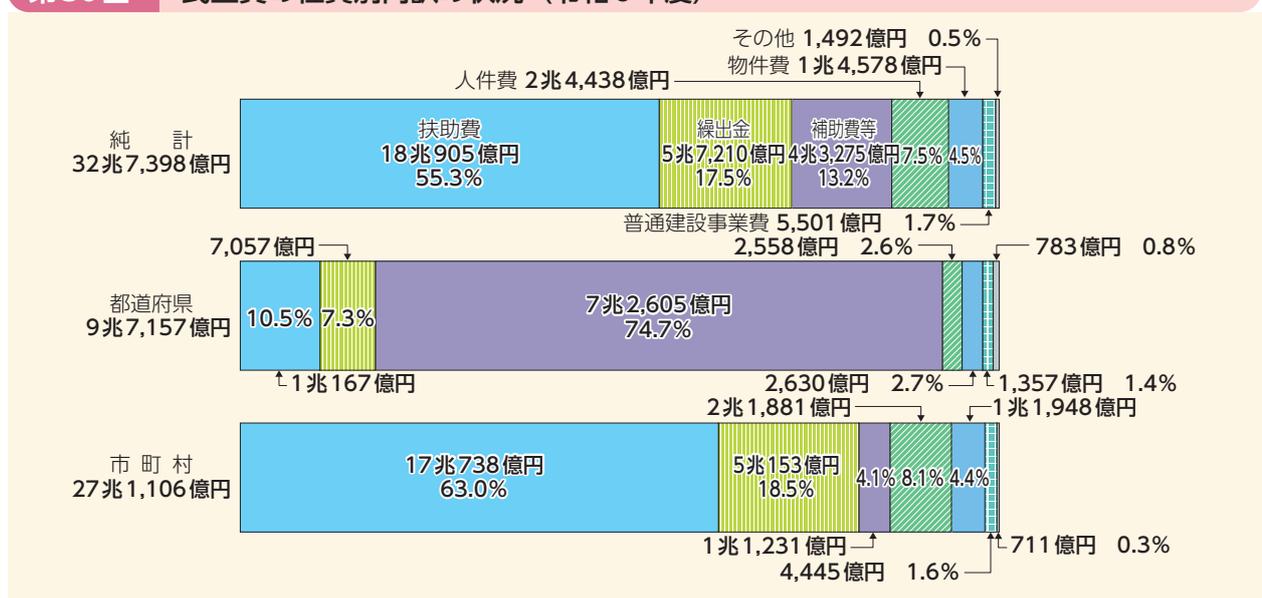


* 3 障害者等の福祉や他の福祉に分類できない総合的な福祉向上に要する経費

これを団体区分別にみると、都道府県においては、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計への負担金を拠出していることから、老人福祉費の構成比が最も大きく、以下、社会福祉費、児童福祉費の順となっている。市町村においては、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務を主に行っていることから、児童福祉費の構成比が最も大きく、以下、社会福祉費、老人福祉費、生活保護費の順となっている。

民生費の性質別内訳の状況は、第30図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、認定こども園等を対象とした財政支援（施設型給付）における人件費の単価改定や児童手当制度の拡充等により、扶助費が5.5%増、後期高齢者医療事業会計への繰出金の増加等により、繰出金が1.5%増となっている。

第30図 民生費の性質別内訳の状況（令和6年度）



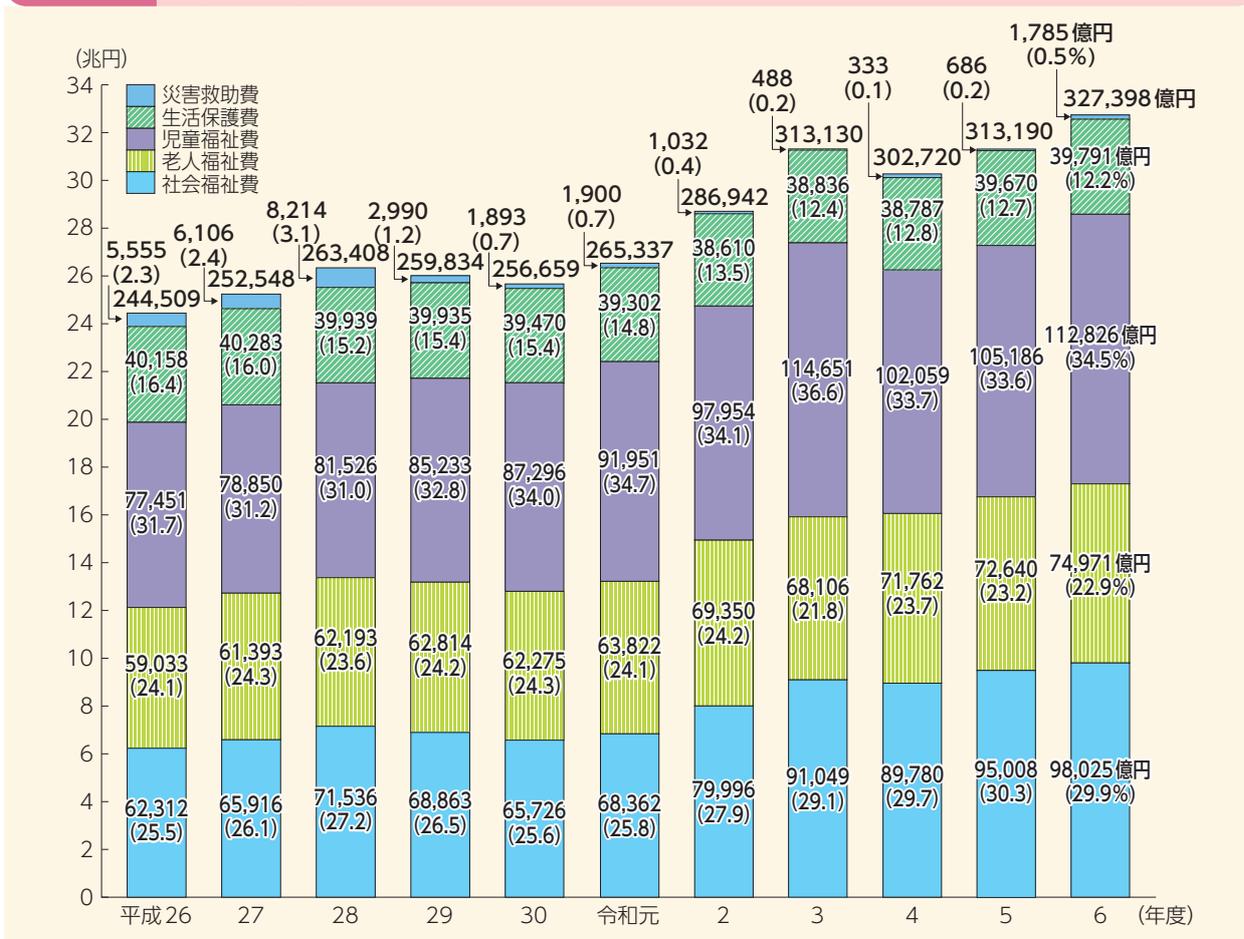
なお、地方公共団体の決算額において、社会福祉行政や保健衛生（本節（5））等のうち、社会保障施策に要する経費は22兆2,253億円となっており、うち社会保障4経費*4に則った範囲の社会保障給付に充てられた経費は17兆2,356億円となっている。

一方、平成26年4月1日及び令和元年10月1日に引き上げられた税率に係る令和6年度の地方消費税収入の額は3兆7,619億円、令和6年度の消費税の地方交付税法定率分は4兆8,791億円で、その合計は8兆6,410億円となっている。

民生費の推移は、第31図のとおりであり、高齢化の進行やこども・子育て政策の強化等の影響により、民生費は増加傾向にある。

* 4 「消費税法」（昭和63年法律第108号）第1条第2項に規定された、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

第31図 民生費の推移



4 地方経費の内容

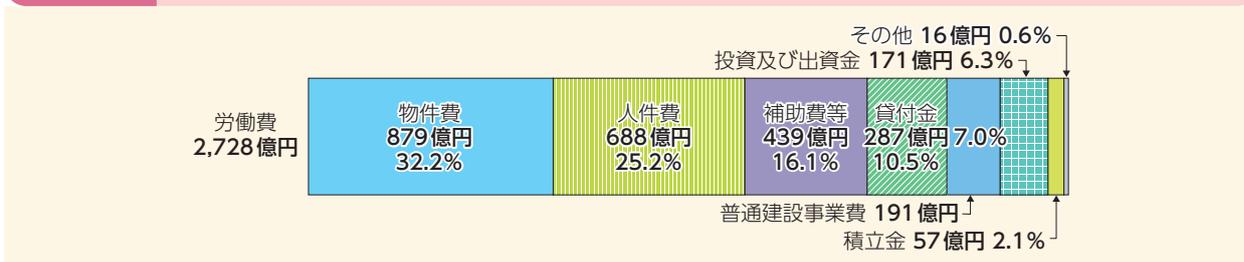
1 労働行政

地方公共団体は、就業者等の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は2,728億円で、労政費の増加等により、前年度と比べると1.6%増となっている。

労働費の性質別内訳の状況は、第32図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、物件費が2.4%増、人件費が5.8%増、補助費等が5.2%増、貸付金が1.7%減、普通建設事業費が21.2%減となっている。

第32図 労働費の性質別内訳の状況 (令和6年度)



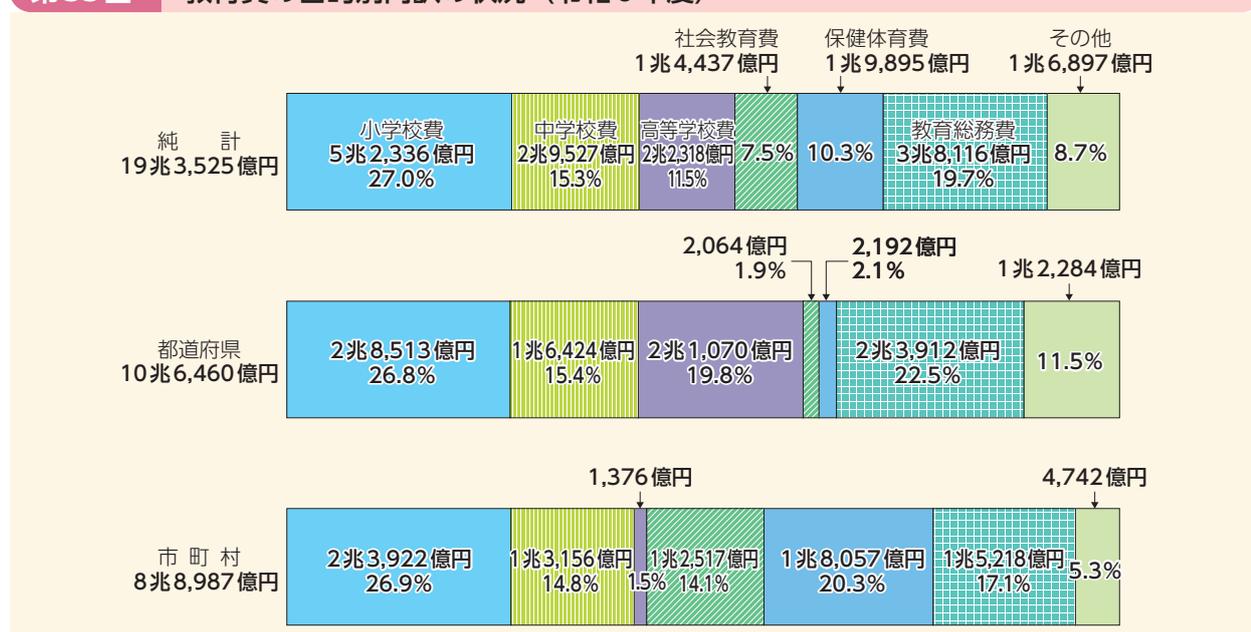
(2) 教育と文化

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である教育費の決算額は19兆3,525億円で、地方公務員の給与改定や定年引上げに伴う退職手当の増加等により、前年度と比べると9.1%増となっている。

教育費の目的別内訳の状況は、**第33図**のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が5.3%増、教育総務費*⁵が22.0%増、中学校費が6.5%増、高等学校費が3.2%増となっている。

第33図 教育費の目的別内訳の状況（令和6年度）



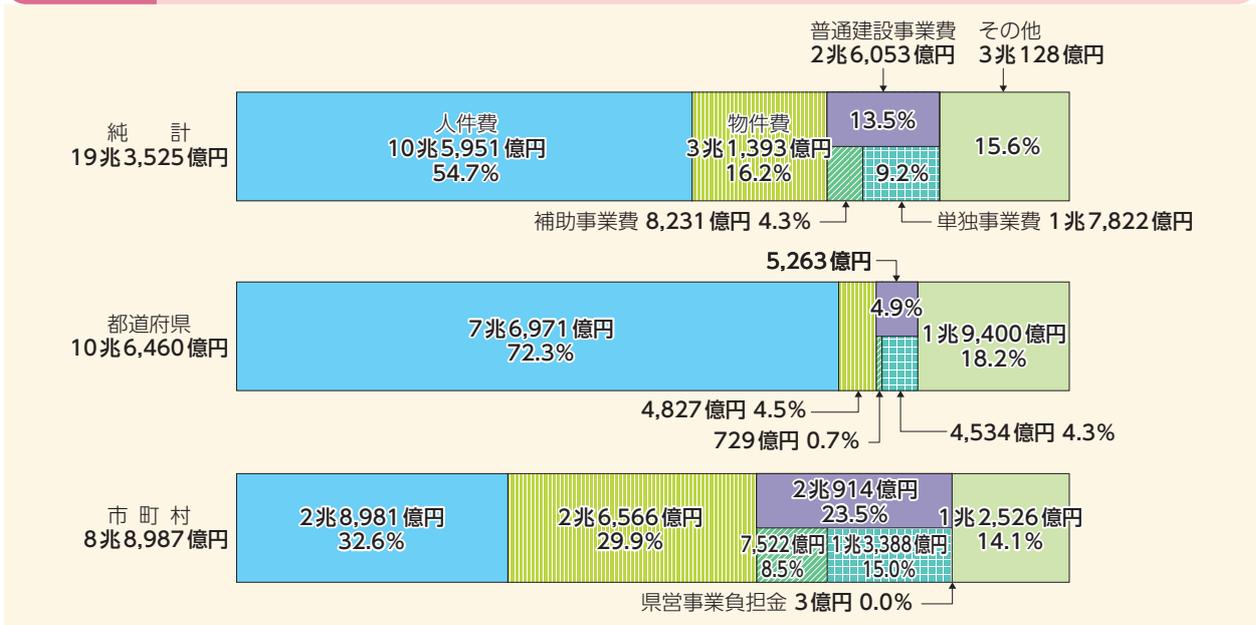
目的別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校の人件費を負担していること等により、小学校費が最も大きな割合を占め、以下、教育総務費、高等学校費、中学校費の順となっている。市町村においては、義務教育諸学校の管理・運営や給食等に要する経費を主に負担していること等により、小学校費が最も大きな割合を占め、以下、保健体育費*⁶、教育総務費、中学校費、社会教育費の順となっている。

教育費の性質別内訳の状況は、**第34図**のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、人件費が8.7%増、物件費が6.7%増、普通建設事業費が小中学校や学校給食センターの改修等に係る費用の増等により16.5%増となっている。

* 5 教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費

* 6 体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費

第34図 教育費の性質別内訳の状況（令和6年度）



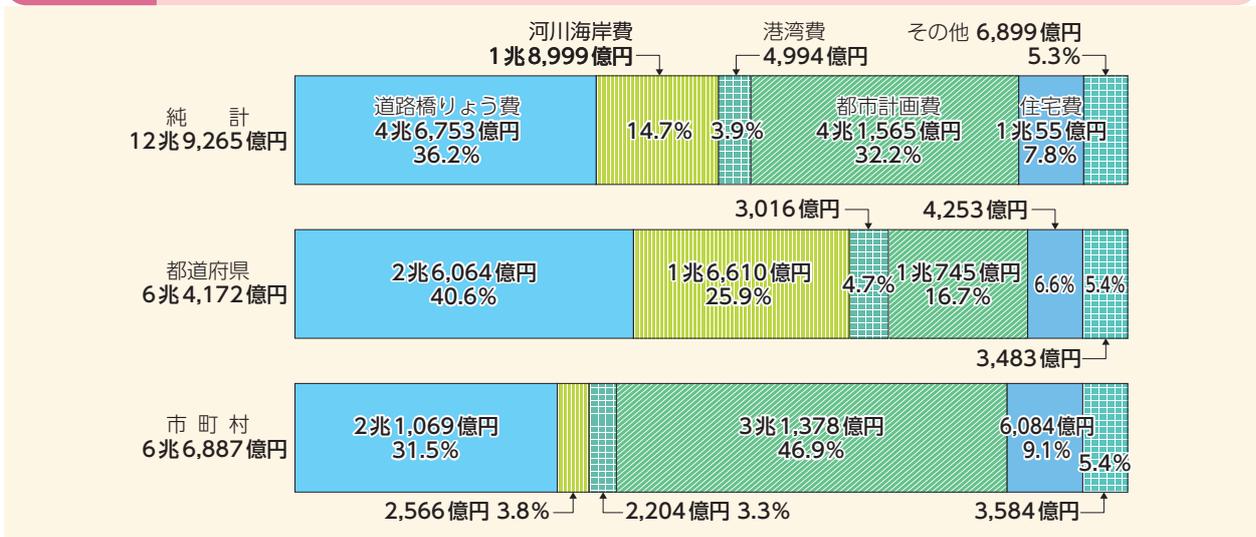
(3) 土木建設

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、公園、住宅等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策に要する経費である土木費の決算額は12兆9,265億円で、都市計画費の増加等により、前年度と比べると4.1%増となっている。

土木費の目的別内訳の状況は、第35図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、道路橋りょう費が3.8%増、都市計画費*7が4.5%増、河川海岸費が1.8%増となっている。

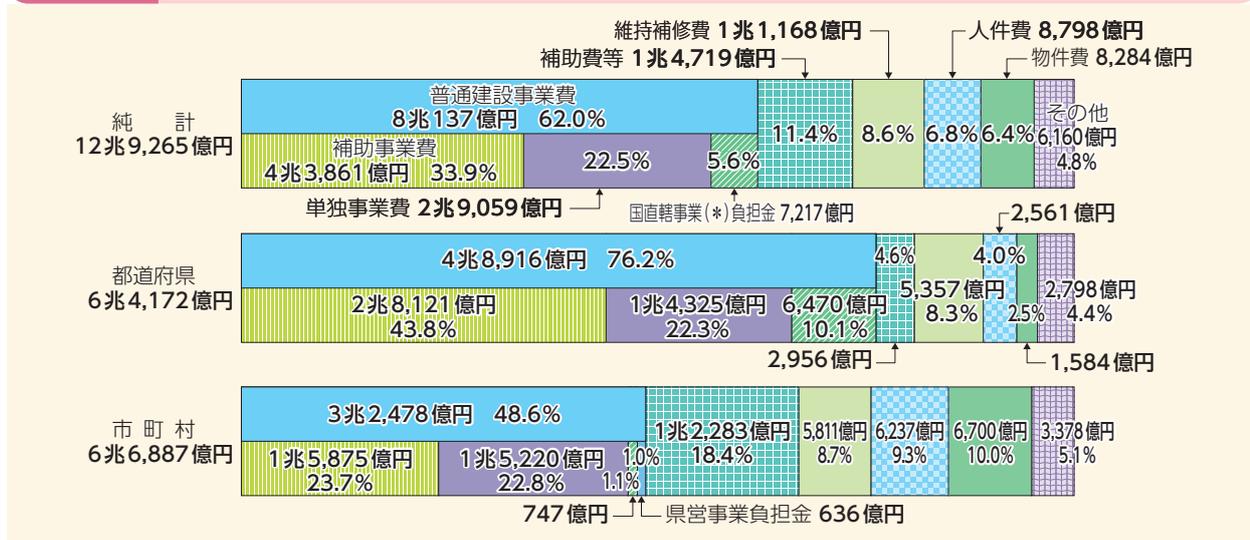
第35図 土木費の目的別内訳の状況（令和6年度）



* 7 街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費

土木費の性質別内訳の状況は、第36図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が1.9%増、補助費等が5.9%増となっている。

第36図 土木費の性質別内訳の状況（令和6年度）



(4) 産業の振興

ア 農林水産行政

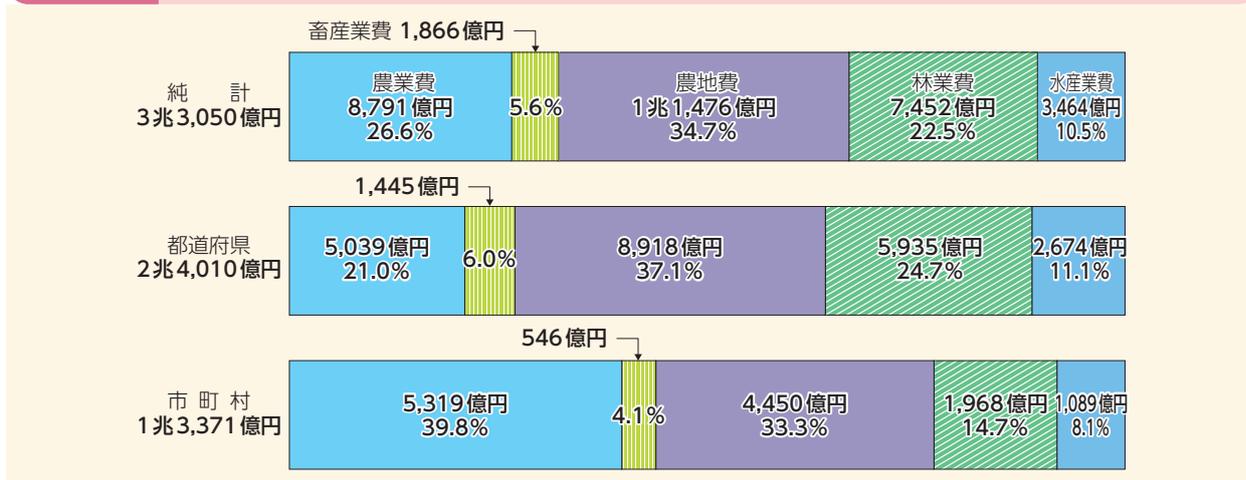
地方公共団体は、農林水産業の振興と食料の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策に加え、6次産業化等の推進、人口減少社会における農山漁村の活性化等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である農林水産業費の決算額は3兆3,050億円で、農業費の減少等により、前年度と比べると1.9%減となっている。

農林水産業費の目的別内訳の状況は、第37図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、農地費*⁸が0.6%減、農業費が3.9%減、林業費が0.6%増、水産業費が1.5%減となっている。

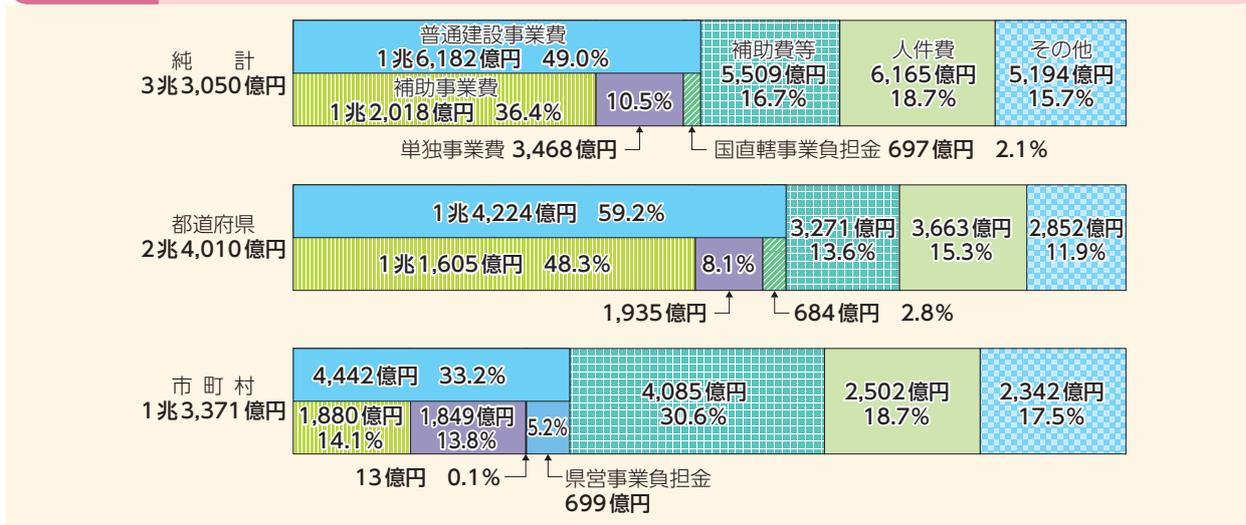
* 8 農業基盤整備等に要する経費

第37図 農林水産業費の目的別内訳の状況（令和6年度）



農林水産業費の性質別内訳の状況は、第38図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が0.9%減、補助費等が10.9%減、人件費が4.0%増となっている。

第38図 農林水産業費の性質別内訳の状況（令和6年度）



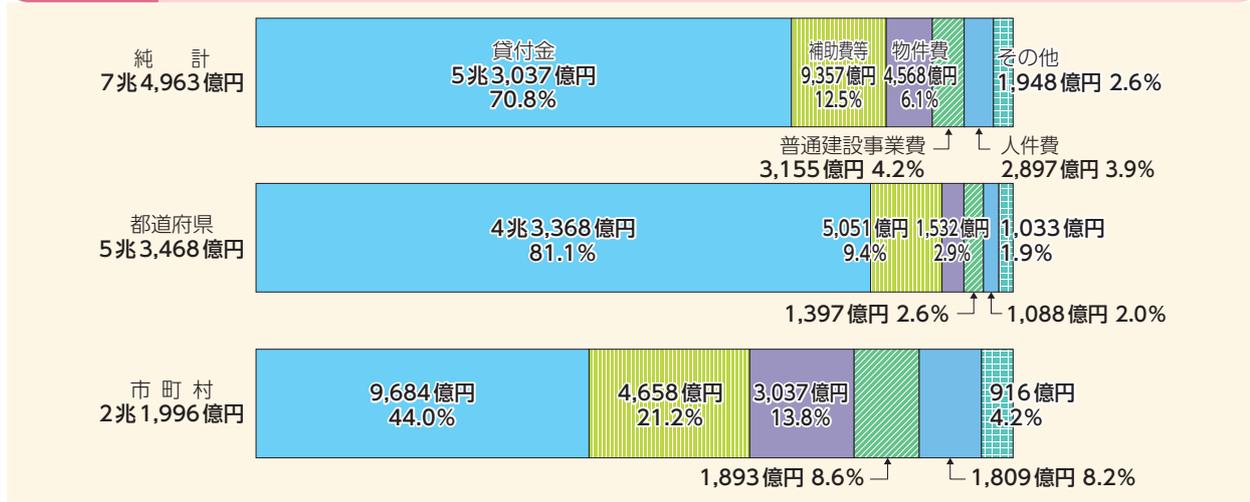
1 商工行政

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の強化等を図るため、中小企業の経営力・技術力の向上、地域エネルギー事業の推進、企業誘致、消費流通対策等様々な施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である商工費の決算額は7兆4,963億円で、制度融資の減少等により、前年度と比べると10.9%減となっている。

商工費の性質別内訳の状況は、第39図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、前述した制度融資の減少等により、貸付金が7.6%減、制度融資に係る利子補給の減少等により補助費等が30.4%減となっている。

第39図 商工費の性質別内訳の状況（令和6年度）



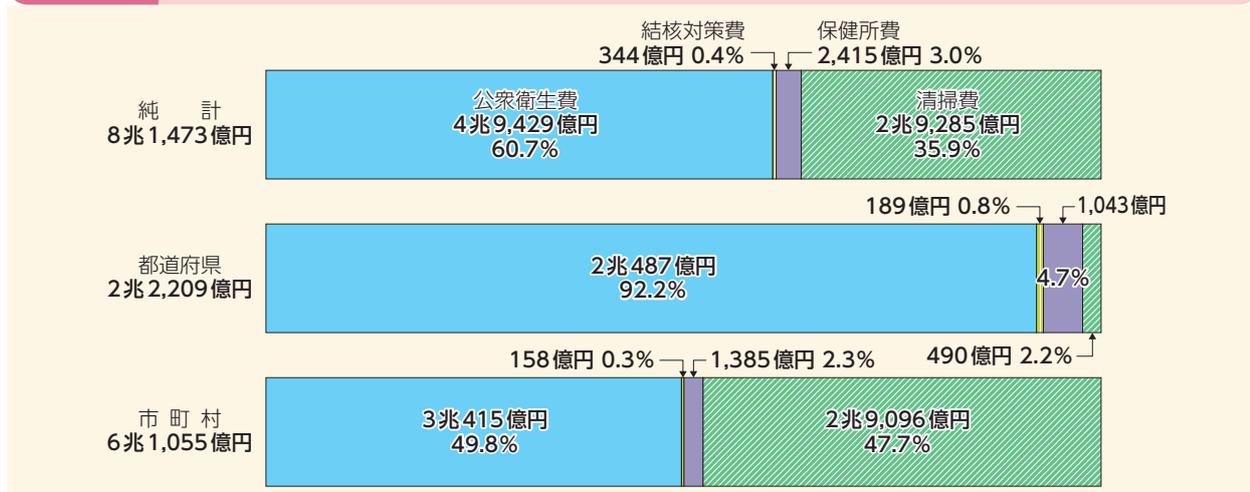
(5) 保健衛生

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、国民健康保険事業などの医療、伝染病の予防などの公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である衛生費の決算額は8兆1,473億円で、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の減少等により、前年度と比べると5.3%減となっている。

衛生費の目的別内訳の状況は、第40図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費*⁹が13.1%減となっている。

第40図 衛生費の目的別内訳の状況（令和6年度）



* 9 保健衛生、精神衛生、母子衛生等に要する経費

目的別の構成比を団体区別にみると、都道府県においては、公衆衛生費が92.2%と大宗を占め、市町村においては、都道府県同様、公衆衛生費が49.8%と大きな割合を占めているものの、一般廃棄物の収集・処理等を行っていることから、清掃費が47.7%となっている。

衛生費の性質別内訳の状況は、**第41図**のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、前述した新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の減少等により、補助費等が19.9%減、扶助費が13.5%減となっている。

第41図 衛生費の性質別内訳の状況（令和6年度）



(6) 警察と消防

ア 警察行政

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆5,192億円で、地方公務員の給与改定や定年引上げに伴う退職手当の増加等により、前年度と比べると5.3%増となっている。

警察費の性質別内訳の状況は、**第42図**のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、人件費が5.4%増、物件費が3.9%増、普通建設事業費が8.8%増となっている。

第42図 警察費の性質別内訳の状況（令和6年度）



イ 消防行政

東京都及び市町村は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、消防行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は2兆2,889億円で、消防施設の整備等に要する経費の増加等により、前年度と比べると8.8%増となっている。

消防費の性質別内訳の状況は、**第43図**のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、人件費が4.4%増、普通建設事業費が28.3%増、物件費が7.9%増となっている。

第43図 消防費の性質別内訳の状況（令和6年度）

5 地方経費の構造

普通会計の歳出決算額について、経済的性質に従って、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けてその状況をみると、以下のとおりである。

(1) 義務的経費

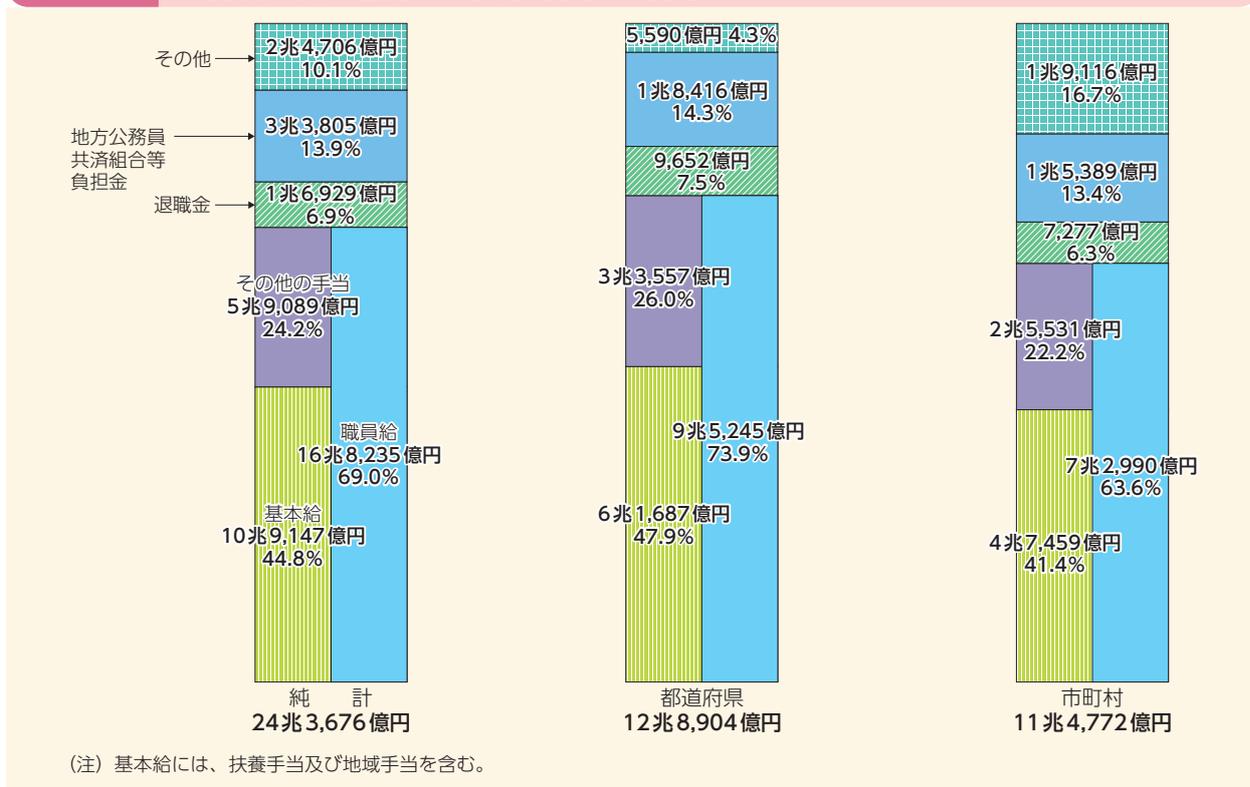
ア 人件費

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬等からなっている。

人件費の決算額は24兆3,676億円で、地方公務員の給与改定や定年引上げに伴う退職手当の増加等により、前年度と比べると8.5%増となっている。

人件費の費目別内訳の状況は、第44図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、職員給が4.0%増、退職金が98.5%増となっている。

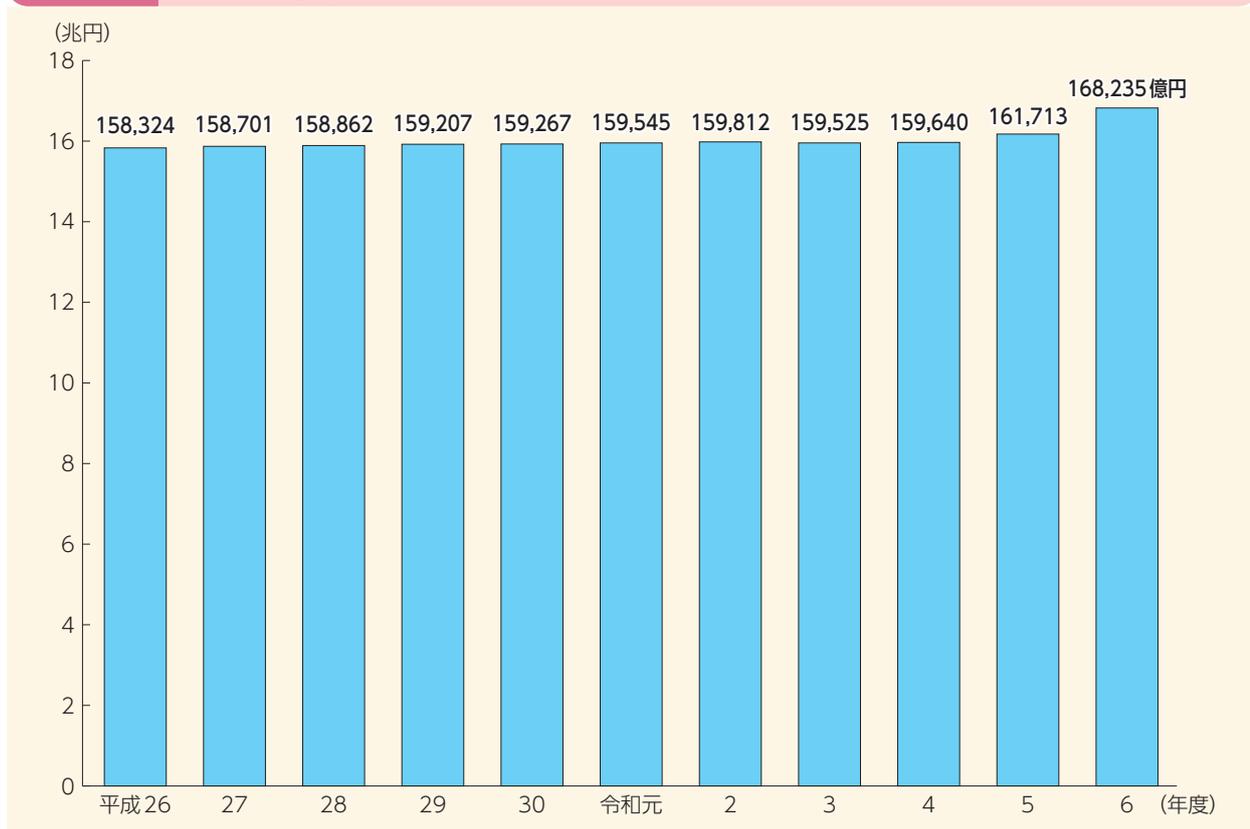
第44図 人件費の費目別内訳の状況（令和6年度）



地方公共団体の職員数（普通会計分）は、平成28年に増加に転じ、令和6年4月1日現在の職員数は246万9,654人で、前年同期と比べると0.4%増となっている。

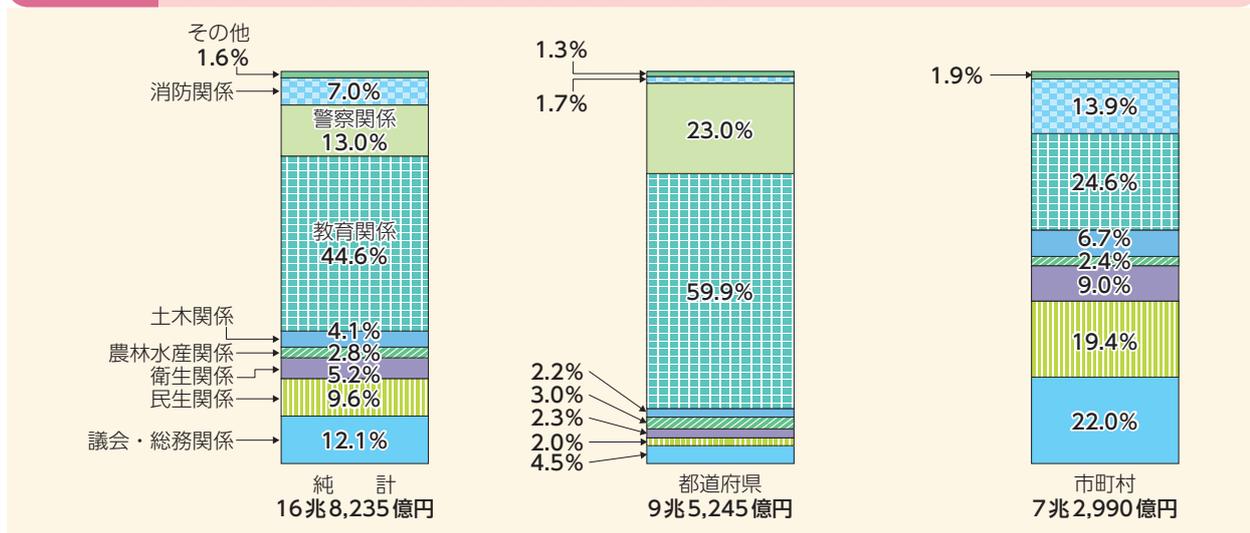
人件費のうち職員給の推移は、第45図のとおりであり、職員数が平成28年から増加に転じる中でもほぼ横ばいであったものの、近年の給与改定の影響により、令和5年度、6年度において大きく増加している。

第45図 職員給の推移



職員給の部門別構成比の状況は、第46図のとおりである。

第46図 職員給の部門別構成比の状況（令和6年度）



職員給の部門別構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、教育関係が最も大きな割合を占め、警察関係と合わせて全体の82.9%を占めている。市町村においては、教育関係が最も大きな割合を占めている。

人件費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等（*）が21兆7,409億円（人件費総額の89.2%）で最も大きな割合を占め、次いで国庫支出金が1兆8,790億円（同7.7%）となっている。

イ 扶助費

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費である。

扶助費の決算額は19兆2,622億円で、認定こども園等を対象とした財政支援（施設型給付）における人件費の単価改定や児童手当制度の拡充等により、前年度と比べると4.8%増となっている。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が9兆6,547億円（扶助費総額の50.1%）で最も大きな割合を占め、次いで生活保護費負担金、児童手当等交付金等の国庫支出金が9兆1,571億円（同47.5%）となっている。

ウ 公債費

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は12兆1,594億円で、元利償還金の減少等により、前年度と比べると0.7%減となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が11兆3,895億円（公債費総額の93.7%）で最も大きな割合を占めており、前年度と比べると0.8%減となっている。また、地方債利子は7,666億円（同6.3%）となっており、前年度と比べると0.7%増となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が11兆7,357億円（公債費総額の96.5%）となっており、使用料・手数料等の特定財源が4,237億円（同3.5%）となっている。

地方債現在高と地方債利子の推移は、第47図のとおりである。近年は地方債現在高が逡減しており、低金利の影響により、地方債利子も大きく減少している。

一方で、足下の金利上昇に伴い、令和6年度は地方債利子が増加に転じた。

第47図 地方債現在高及び地方債利子の推移



(2) 投資的経費

ア 普通建設事業費

普通建設事業費は、公共又は公用施設の新増設・更新等に要する経費である。

普通建設事業費の決算額は15兆8,231億円で、単独事業費の増加等により、前年度と比べると4.9%増となっている。

なお、普通建設事業費のうち更新整備*¹⁰に要した経費は、都道府県においては3兆4,507億円、市町村においては5兆1,854億円となっている。一方、新規整備*¹¹に要した経費は、都道府県においては2兆5,009億円、市町村においては1兆9,688億円となっている。普通建設事業費に占める更新整備に要する経費の割合は、都道府県では43.6%、市町村では61.1%となっている。

普通建設事業費の推移は、第19表のとおりである。

第19表 普通建設事業費の推移

(単位 億円・%)

| 区 分 | 平成 26年度 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和 元年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
|-------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 普通建設事業費 (A) | 147,786 | 141,838 | 143,069 | 143,206 | 147,644 | 154,164 | 158,663 | 153,028 | 145,802 | 150,791 | 158,231 | |
| うち | 補助事業費 (B) | 77,416 | 72,070 | 71,241 | 73,010 | 70,252 | 75,855 | 82,416 | 80,754 | 74,183 | 73,894 | 74,796 |
| | 単独事業費 (C) | 63,364 | 62,596 | 64,006 | 62,978 | 70,208 | 70,084 | 67,074 | 64,492 | 63,977 | 69,137 | 75,522 |
| | 国直轄事業負担金 (D) | 7,006 | 7,172 | 7,821 | 7,217 | 7,184 | 8,225 | 9,173 | 7,782 | 7,643 | 7,760 | 7,914 |
| 普通建設事業費 に占める割合 | (B)/(A) | 52.4 | 50.8 | 49.8 | 51.0 | 47.6 | 49.2 | 51.9 | 52.8 | 50.9 | 49.0 | 47.3 |
| | (C)/(A) | 42.9 | 44.1 | 44.7 | 44.0 | 47.6 | 45.5 | 42.3 | 42.1 | 43.9 | 45.8 | 47.7 |

また、公共施設等適正管理推進事業債等の発行額の推移は、第48図のとおりであり、緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理推進事業債等の活用が増加しており、各地方公共団体は防災・減災対策や老朽化対策等の取組を進めている。



津波避難タワー (緊急防災・減災事業債)

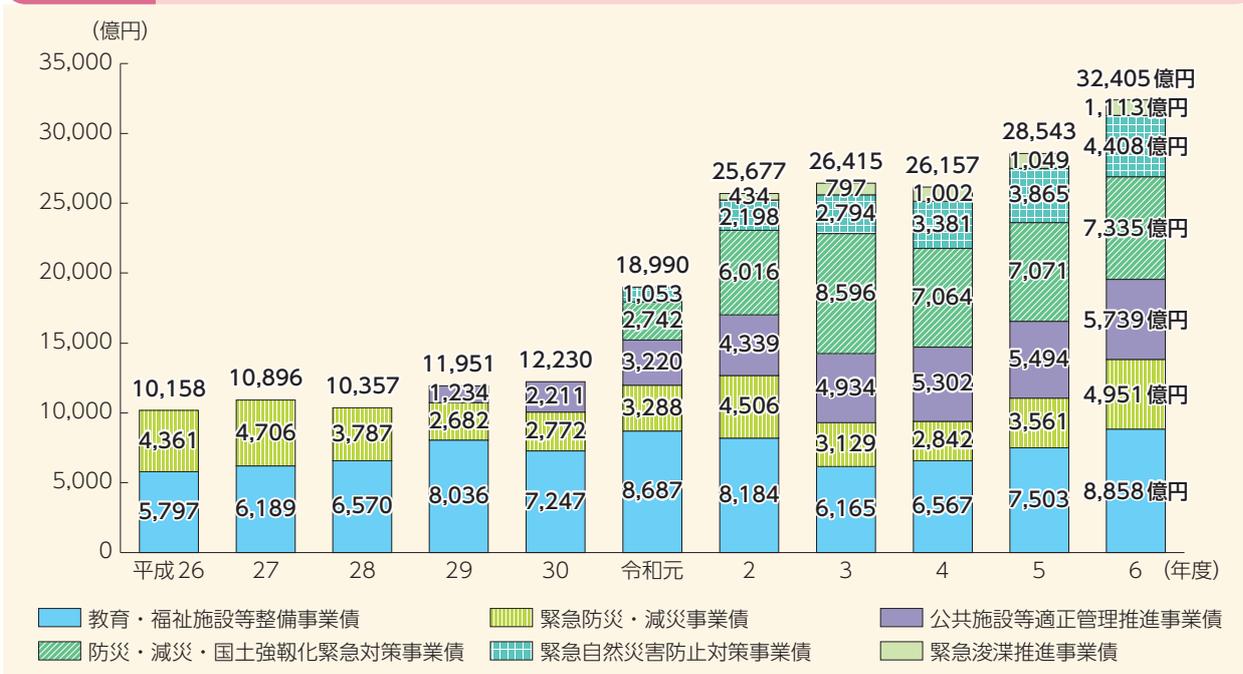


山腹斜面の法面对策 (緊急自然災害防止対策事業債)

* 10 既存の公共施設等の建替え等(移転、集約化、複合化を含む。)の更新や機能強化等(長寿命化改修、耐震改修、バリアフリー改修、太陽光パネルの設置等)をいう。建替え等に伴い行われる既存の公共施設等の除却も含まれる。

* 11 新たな公共施設等の建設、既存の公共施設等の別棟の増築、道路や下水管の新規区間開設等の新規公共施設等の整備をいう。

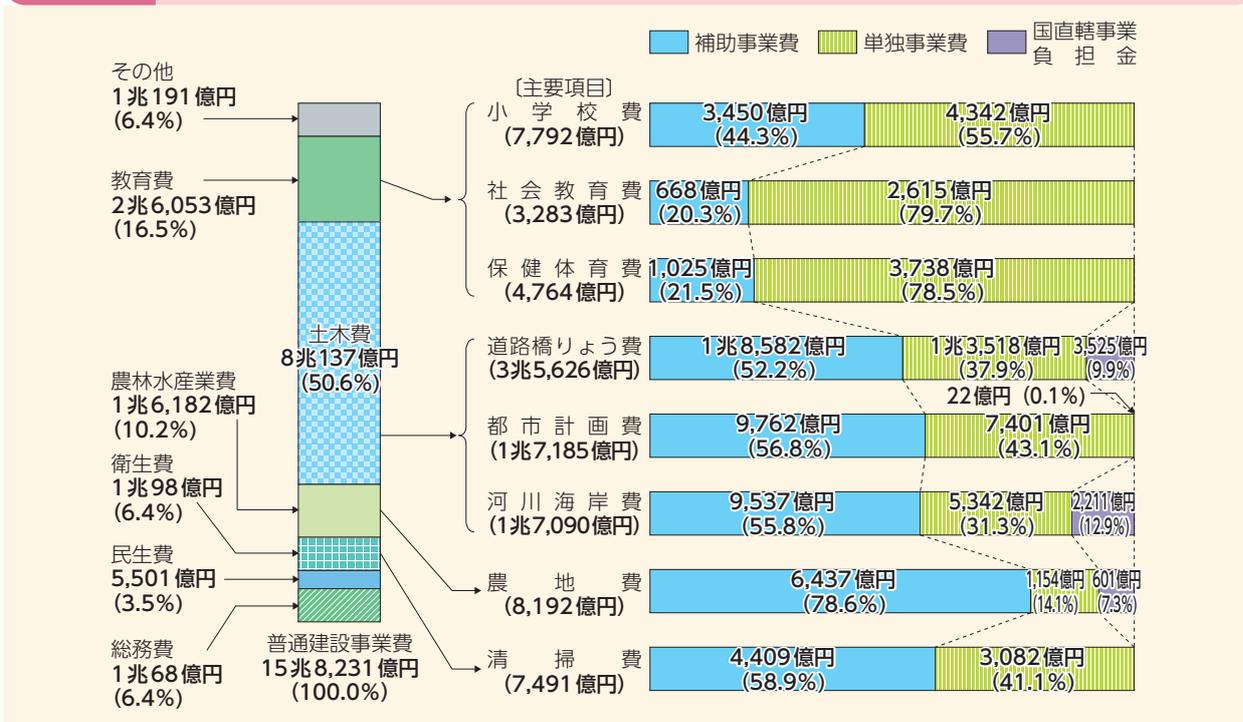
第48図 公共施設等適正管理推進事業債等の発行額の推移



(ア) 普通建設事業費の目的別内訳

普通建設事業費の目的別内訳の状況は、第49図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、土木費が1.9%増、小中学校や学校給食センターの改修等に係る費用の増加等により教育費が16.5%増となっている。

第49図 普通建設事業費の目的別内訳の状況（令和6年度）

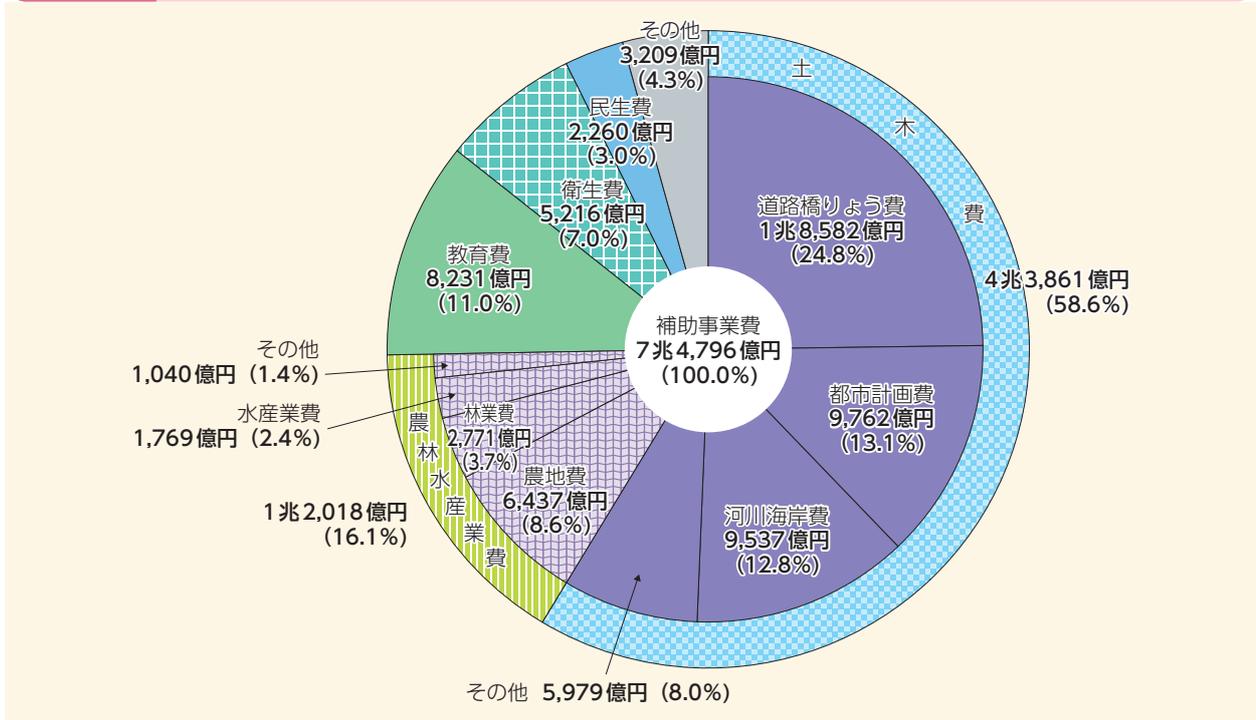


(イ) 補助事業費

補助事業費の決算額は7兆4,796億円で、前年度と比べると1.2%増となっている。

補助事業費の目的別内訳の状況は、第50図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、教育費が13.6%増、衛生費が19.1%増となっている。

第50図 補助事業費の目的別内訳の状況（令和6年度）

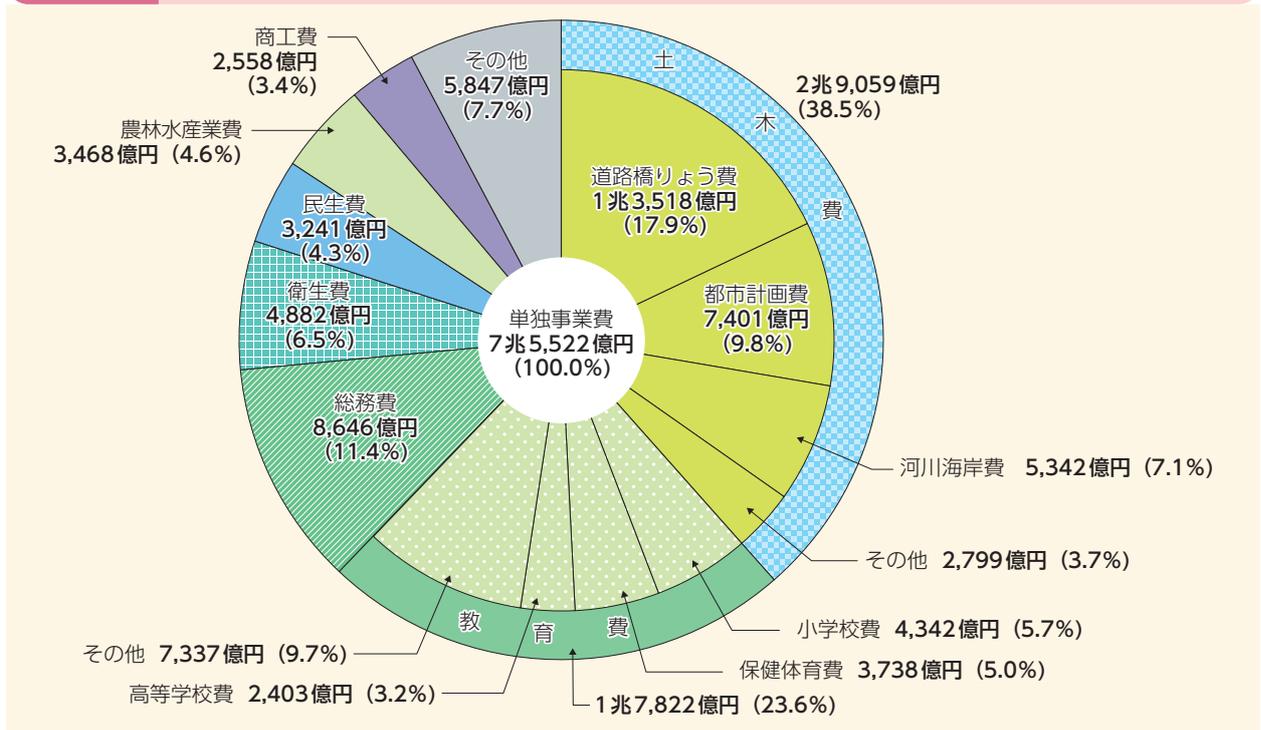


(ウ) 単独事業費

単独事業費の決算額は7兆5,522億円で、前年度と比べると9.2%増となっている。

単独事業費の目的別内訳の状況は、第51図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、土木費が7.0%増、教育費が17.8%増となっている。

第51図 単独事業費の目的別内訳の状況（令和6年度）



(工) 国直轄事業負担金

国直轄事業負担金の決算額は7,914億円で、前年度と比べると2.0%増となっている。

国直轄事業負担金の目的別内訳をみると、土木費が最も大きな割合を占めており、前年度と比べると1.5%増となっている。

1 災害復旧事業費

災害復旧事業費は、地震、豪雨、台風等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

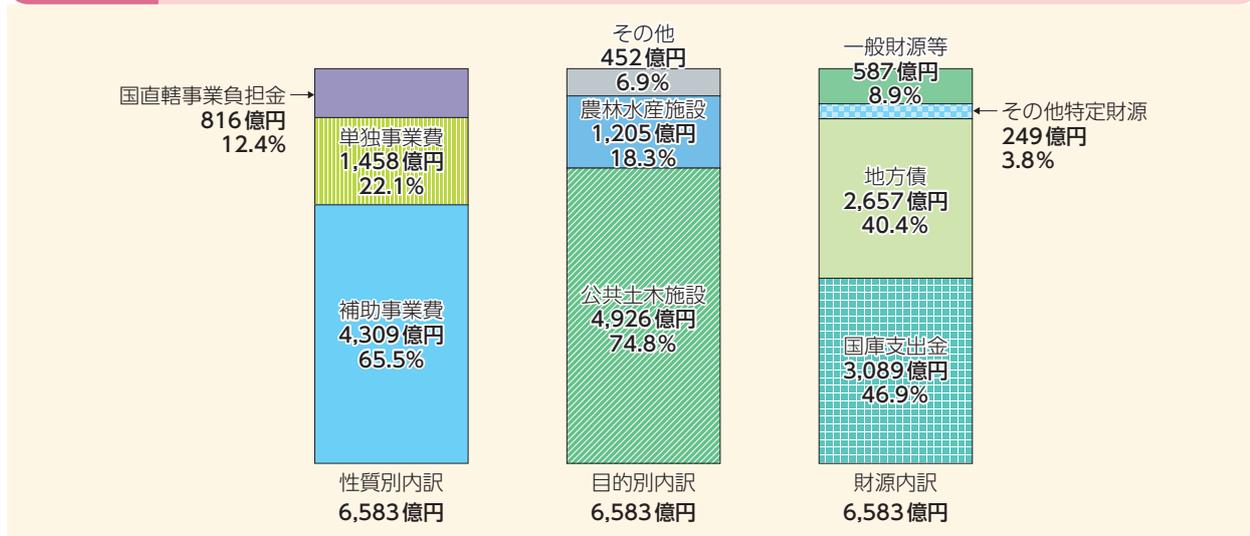
災害復旧事業費の決算額は6,583億円で、前年度と比べると18.5%増となっている。

災害復旧事業費の状況は、第52図のとおりである。また、主な費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が11.4%増、単独事業費が0.2%減となっている。

5 地方経費の構造

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

第52図 災害復旧事業費の状況（令和6年度）



(3) その他の経費

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金がある。

その他の経費の状況は、第20表のとおりである。

第20表 その他の経費の状況

(単位 億円・%)

| 区 分 | 決 算 額 | | 増 減 額 | 増 減 率 |
|-----------------|---------|---------|---------|--------|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | | |
| 物 件 費 | 126,011 | 119,780 | 6,231 | 5.2 |
| 維 持 補 修 費 | 15,697 | 14,406 | 1,290 | 9.0 |
| 補 助 費 等 | 122,661 | 129,769 | △ 7,108 | △ 5.5 |
| 繰 出 金 | 58,896 | 59,346 | △ 451 | △ 0.8 |
| 積 立 金 | 48,356 | 45,630 | 2,726 | 6.0 |
| 投 資 及 び 出 資 金 | 7,481 | 5,717 | 1,764 | 30.9 |
| 貸 付 金 | 58,015 | 62,402 | △ 4,387 | △ 7.0 |
| 前 年 度 繰 上 充 用 金 | 2 | 2 | △ 0 | △ 14.4 |
| 合 計 | 437,118 | 437,052 | 66 | 0.0 |

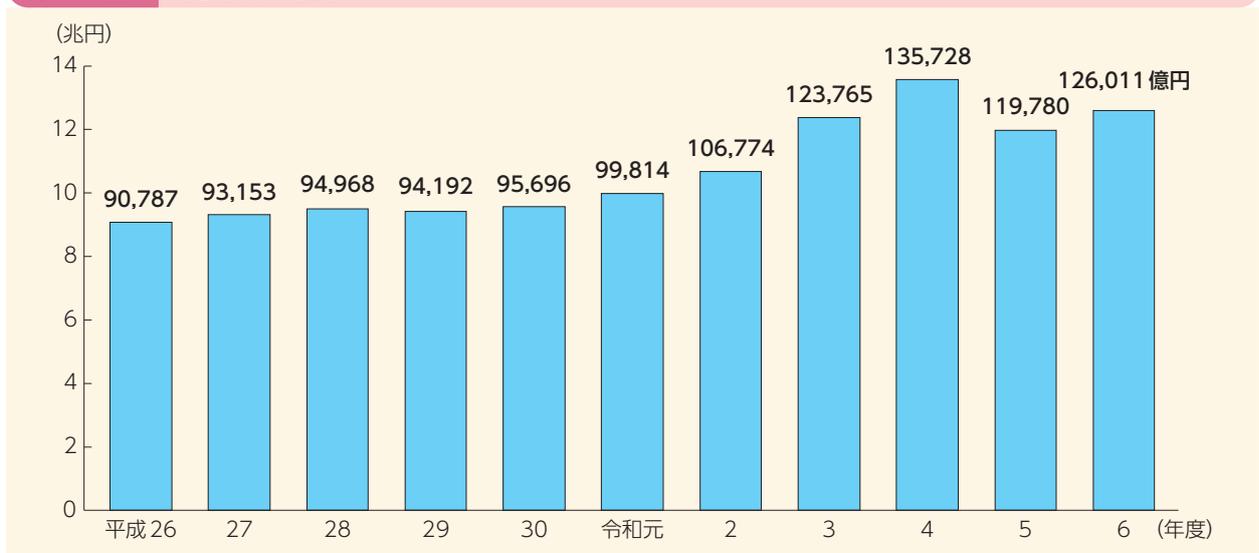
(注) 積立金には、歳計剰余金処分による積立金は含まれていない。

ア 物件費

旅費、備品購入費、需用費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は12兆6,011億円で、情報システム整備関連に係る委託費の増加等により、前年度と比べると5.2%増となっている。

物件費の推移は、**第53図**のとおりであり、物価高の影響等により、物件費は増加傾向にある。令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症対策に係る事業や全国旅行支援等の観光支援事業、消費喚起事業の委託料の増加等により増加したが、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費が減少した令和5年度、6年度にあっても、コロナ禍以前よりも高い水準になっている。

第53図 物件費の推移



イ 維持補修費

地方公共団体が管理する施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆5,697億円で、前年度と比べると9.0%増となっている。

ウ 補助費等

公営企業会計(*) (うち法適用企業(「地方公営企業法」(昭和27年法律第292号)の規定の全部又は一部を適用している事業をいう。以下同じ。))に対する負担金、市町村の公営事業会計に対する都道府県の負担金、様々な団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は12兆2,661億円で、制度融資における利子補給の減少等により、前年度と比べると5.5%減となっている。

補助費等のうち、経費負担区分の原則により、普通会計が負担する法適用企業に対する負担金及び補助金は2兆2,440億円で、前年度と比べると2.4%増となっている。事業別にみると、下水道事業に対するものが1兆3,675億円で最も大きな割合を占め、次いで病院事業に対するものが6,327億円となっている。

工 繰出金

普通会計から公営事業会計や基金に支出する経費である繰出金の決算額は5兆8,896億円で、公営企業会計（うち法非適用企業（地方公営企業法の規定を適用していない事業をいう。以下同じ。））への繰出金の減少等により、前年度と比べると0.8%減となっている。

また、各会計別の決算額を前年度と比べると、国民健康保険事業会計に対するものが1.8%減、介護保険事業会計に対するものが1.1%増、後期高齢者医療事業会計に対するものが5.2%増となっている。

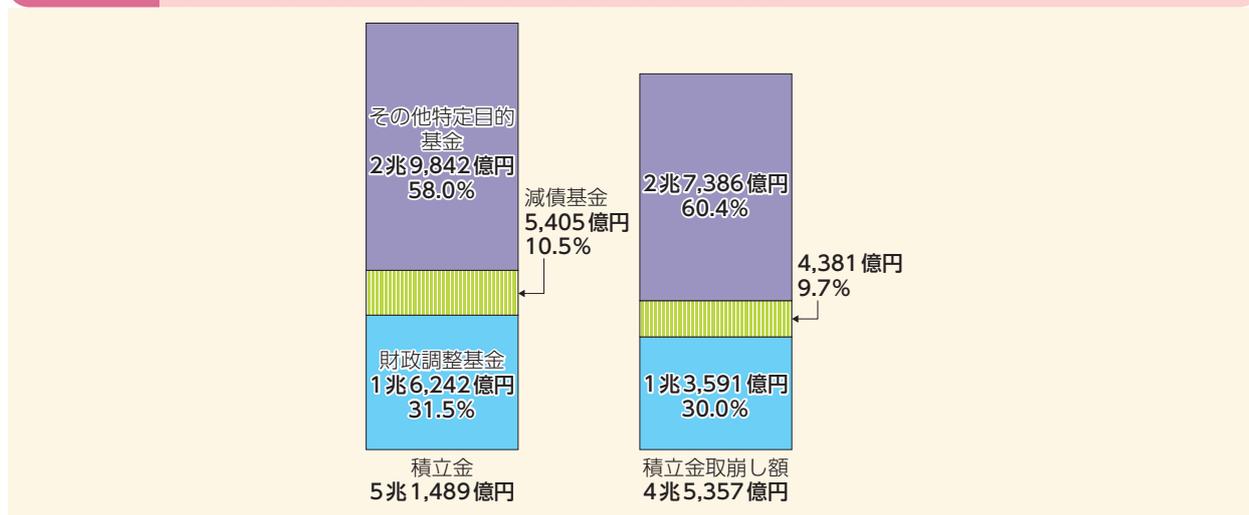
公営企業会計（うち法非適用企業）に対する繰出金は、経費負担区分の原則により、普通会計が負担するものであり、決算額は1,385億円で、下水道事業における公営企業会計の適用の進展により前年度と比べると48.0%減となっている。事業別にみると、宅地造成事業に対するものが376億円で最も大きな割合を占めており、次いで介護サービス事業に対するものが289億円となっている。

オ 積立金

特定の目的のための財産を維持し、又は資金を積み立てるための経費である積立金の決算額は4兆8,356億円である。これに歳計剰余金処分による積立金を含めた決算額は5兆1,489億円であり、前年度と比べると4.8%増となっている。

一方、積立金取崩し額の決算額は4兆5,357億円で、前年度と比べると23.3%増となっている。積立金及び積立金取崩し額の状況は、**第54図**のとおりである。

第54図 積立金及び積立金取崩し額の状況（令和6年度）



6 公営企業等の状況

地方公共団体の会計のうち普通会計以外として区分される公営事業会計においては、水道、交通、病院、下水道等の公営企業のほか、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業等について経理がなされており、その決算の状況等は以下のとおりである。

(1) 公営企業等

公営企業は地方公共団体が経営する企業であり、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供している。また、地方独立行政法人が経営する企業である公営企業型地方独立行政法人（*）においても、公営企業と同様の役割を果たしている。

公営企業及び公営企業型地方独立行政法人（以下「公営企業等」という。）の全体及び事業別の決算の概要については、以下のとおりである。

ア 令和6年度地方公営企業等の決算のポイント

令和6年度の公営企業等全体の総収支の黒字額は、前年度の4,711億円から3,411億円減少した1,300億円となっている。これは、病院事業の診療収入の増加や水道事業における料金減免終了により料金収入が前年度より増加したが、職員給与費の増加、物価高騰による営業費用の増加等による総費用の増加がそれを上回ったためである。

主な事業については以下のとおりである。

(ア) 病院事業

経常収支は、職員給与費の増加、物価高騰による材料費等の費用の増加が、入院患者数の増加等による診療収入の増加を上回ったため、過去最大の赤字となった令和5年度の2,099億円を上回る3,952億円の赤字額となっている。また、赤字病院の割合も過去最大となる約83%になっている。

(イ) 水道事業

総収支の黒字額は、物価高騰に伴う委託料等の増加による総費用の増加により、前年度から416億円減少した2,067億円となっている。

(ウ) 下水道事業

総収支の黒字額は、物価高騰に伴う委託料等の増加による総費用の増加により、前年度から369億円減少した1,807億円となっている。

1 概況

(ア) 事業数

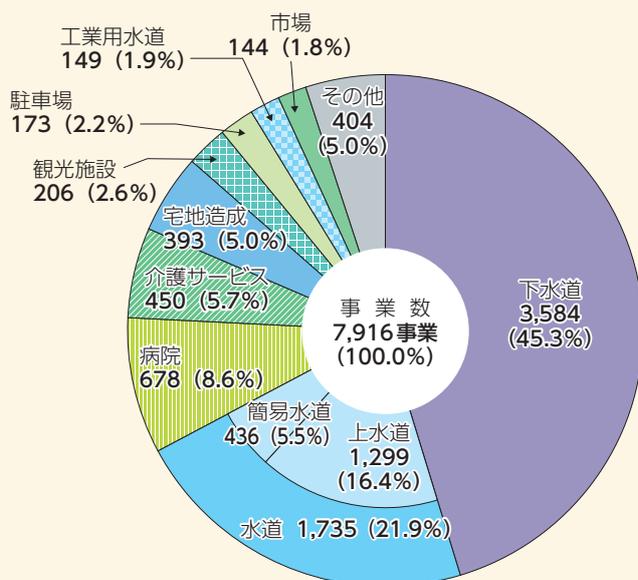
令和6年度末において、公営企業を経営している地方公共団体数は1,780団体（一部事務組

合等のみで公営企業を運営している7団体及び特別区を含む。)である。

また、公営企業型地方独立行政法人を設立している地方公共団体数は63団体（一部事務組合等のみで公営企業型地方独立行政法人を設立している4団体を含む。）であり、公営企業型地方独立行政法人が運営している事業は全て病院事業となっている。

公営企業等の事業数は7,916事業（建設中*¹²のものを含む。）で、これを事業別にみると、**第55図**のとおりである。水道事業及び下水道事業における事業統合等により、前年度末と比べると77事業減少している。

第55図 公営企業等の事業数の状況（令和6年度）



(イ) 事業の状況

公営企業等は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしている。各事業全体の中で公営企業等が占める割合は、**第21表**のとおりである。

第21表 事業全体に占める公営企業等の割合

| 事業 | 指標 | 全事業 | 左記に占める公営企業等の割合 |
|-----------|---------|------------------------|----------------|
| 水道事業 | 現在給水人口 | 1億2,190万人 | 99.6% |
| 工業用水道事業 | 年間総配水量 | 39億88百万m ³ | 99.9% |
| 交通事業（鉄軌道） | 年間輸送人員 | 233億77百万人 | 10.7% |
| 交通事業（バス） | 年間輸送人員 | 40億35百万人 | 19.7% |
| 電気事業 | 年間発電電力量 | 8,537億46百万kWh | 0.8% |
| ガス事業 | 年間ガス販売量 | 1兆5,799億46百万MJ(メガジュール) | 1.3% |
| 病院事業 | 病床数 | 1,465千床 | 13.6% |
| 下水道事業 | 汚水処理人口 | 1億1,613万人 | 90.4% |

(注) 水道事業については令和5年度、水道事業以外の事業については令和6年度の数値である。

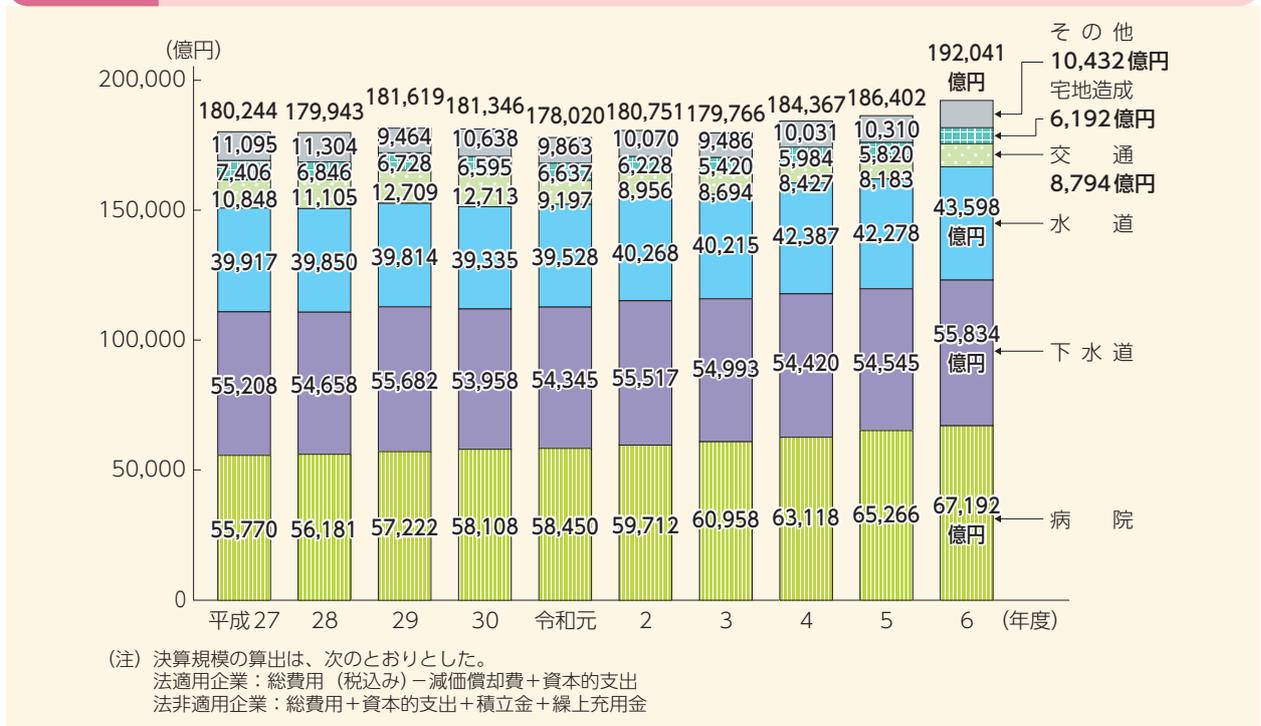
* 12 施設が建設中で、いまだ一部についても稼働していない事業で料金収入がないものをいう。

(ウ) 決算規模

決算規模は19兆2,041億円で、職員給与費の増加、物価高騰による営業費用の増加等により、前年度と比べると3.0%増となっている。

決算規模の推移は、第56図のとおりである。

第56図 決算規模の推移



(エ) 全体の経営状況

法適用企業（公営企業型地方独立行政法人を含む。以下同じ。）と法非適用企業を合わせた全体の経営状況は第22表のとおりであり、黒字事業数は全体の76.8%、赤字事業数は23.2%となっている。全体の総収支は1,300億円の黒字ではあるが、職員給与費の増加、物価高騰による営業費用の増加等により、前年度と比べると72.4%減となっている。また、赤字額は5,716億円で、前年度と比べると78.5%の増となっている。

第22表

公営企業等の経営状況

(単位 事業・億円)

| 区 分 | 令和6年度 (A) | | | 令和5年度 (B) | | | 差引 (A) - (B) | | |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------|---------|---------|
| | 法適用企業 | 法非適用企業 | 合 計 | 法適用企業 | 法非適用企業 | 合 計 | 法適用企業 | 法非適用企業 | 合 計 |
| 黒字事業数 | 4,503 (71.7%) | 1,526 (97.3%) | 6,029 (76.8%) | 3,778 (74.3%) | 2,770 (97.3%) | 6,548 (82.6%) | 725 | △ 1,244 | △ 519 |
| 黒 字 額 | 6,136 | 880 | 7,016 | 6,898 | 1,015 | 7,913 | △ 762 | △ 135 | △ 897 |
| 赤字事業数 | 1,777 (28.3%) | 43 (2.7%) | 1,820 (23.2%) | 1,304 (25.7%) | 76 (2.7%) | 1,380 (17.4%) | 473 | △ 33 | 440 |
| 赤 字 額 | 5,634 | 82 | 5,716 | 3,111 | 90 | 3,201 | 2,523 | △ 9 | 2,514 |
| 総事業数 | 6,280 | 1,569 | 7,849 | 5,082 | 2,846 | 7,928 | 1,198 | △ 1,277 | △ 79 |
| 総収支 | 502 | 798 | 1,300 | 3,787 | 924 | 4,711 | △ 3,285 | △ 126 | △ 3,411 |

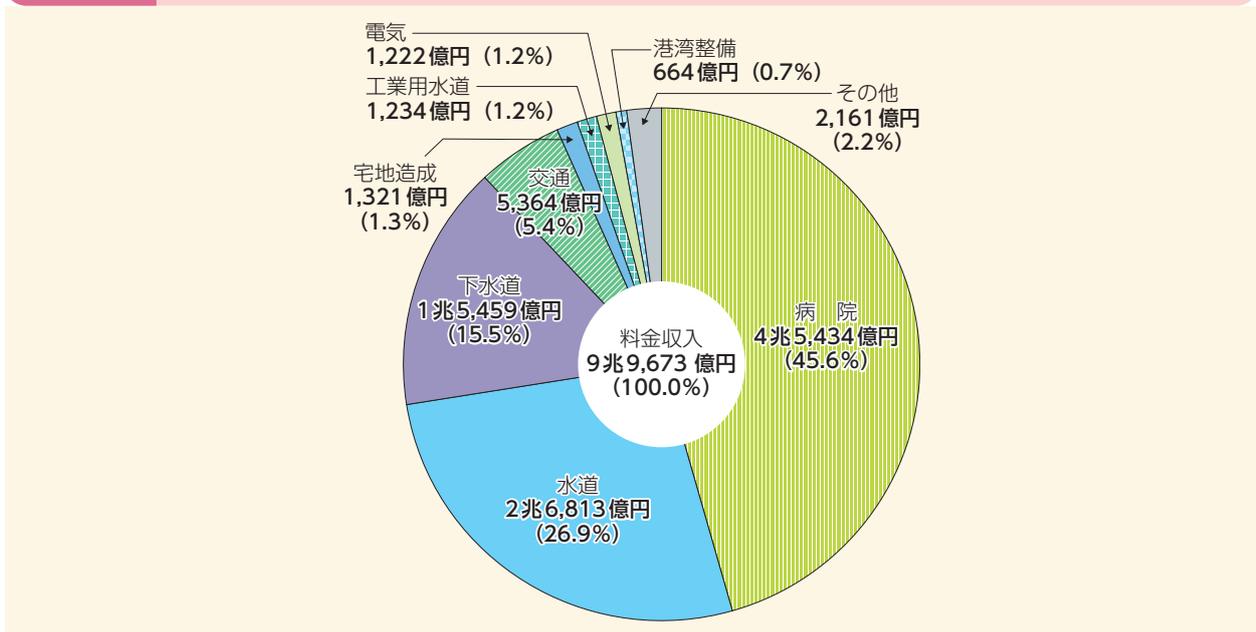
(注) 1 事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）である。第23表、第25表～第34表において同じ。
 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。第23表、第25表～第34表において同じ。
 3 () は、総事業数に対する割合である。

(オ) 料金収入の状況

料金収入は9兆9,673億円で、これを事業別にみると、第57図のとおりである。病院事業における診療収入の増加、水道事業における料金減免の終了等により、前年度と比べると1.6%増となっている。

第57図

料金収入の状況 (令和6年度)

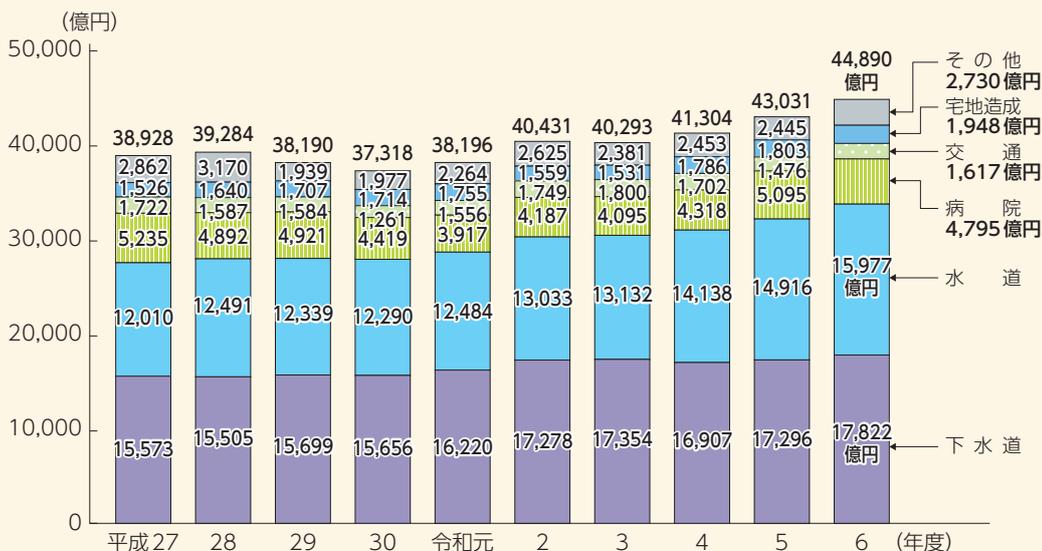


(カ) 建設投資額の推移

建設投資額は4兆4,890億円で、前年度と比べると4.3%増となっており、その推移は第58図のとおりである。

建設投資額が前年度より増加した主な事業は、水道事業（対前年度比7.1%増）、下水道事業（同3.0%増）となっている。

第58図 建設投資額の推移



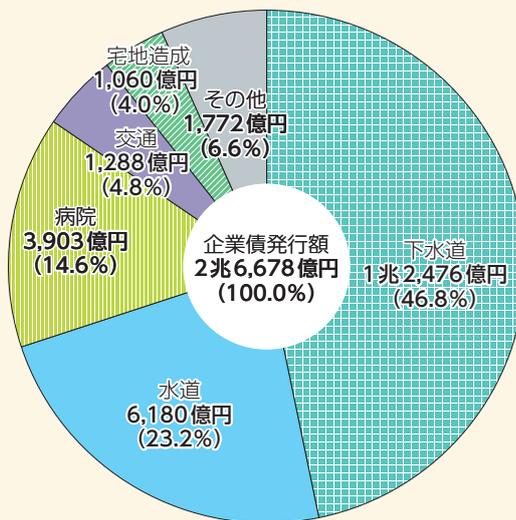
(注) 建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。

(キ) 企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の事業別の状況は第59図のとおりであり、発行額は2兆6,678億円で、前年度と比べると7.4%の増となっている。

また、企業債現在高の令和6年度末の総額は34兆6,962億円で、前年度末と比べると2.3%減となっている。

第59図 企業債発行額の状況（令和6年度）



(注) 公営企業型地方独立行政法人においては、長期借入金額を計上している。

(ク) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は2兆9,139億円で、病院事業における収益的収入（*）に対する繰入金の増加等により、前年度と比べると0.2%増となっている。

この内訳をみると、収益的収入として2兆732億円（収益的収入への繰入金の割合14.0%）、資本的収入（*）として8,407億円（資本的収入への繰入金の割合18.5%）となっている。

これを事業別にみると、下水道事業への繰入金の額が最も大きく（繰入金総額の53.9%）、以下、病院事業（同30.8%）、水道事業（同7.3%）の順となっている。

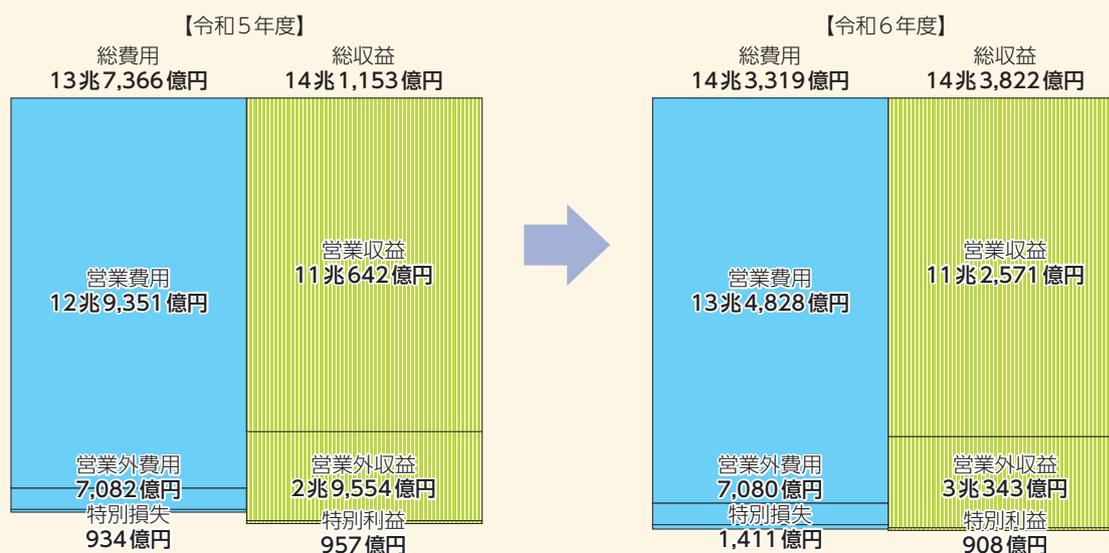
(ケ) 法適用企業の経営状況

a 損益計算書、貸借対照表

損益計算書の状況は第60図のとおりであり、令和6年度は、総収益が総費用を上回り、総収支は黒字となっている。

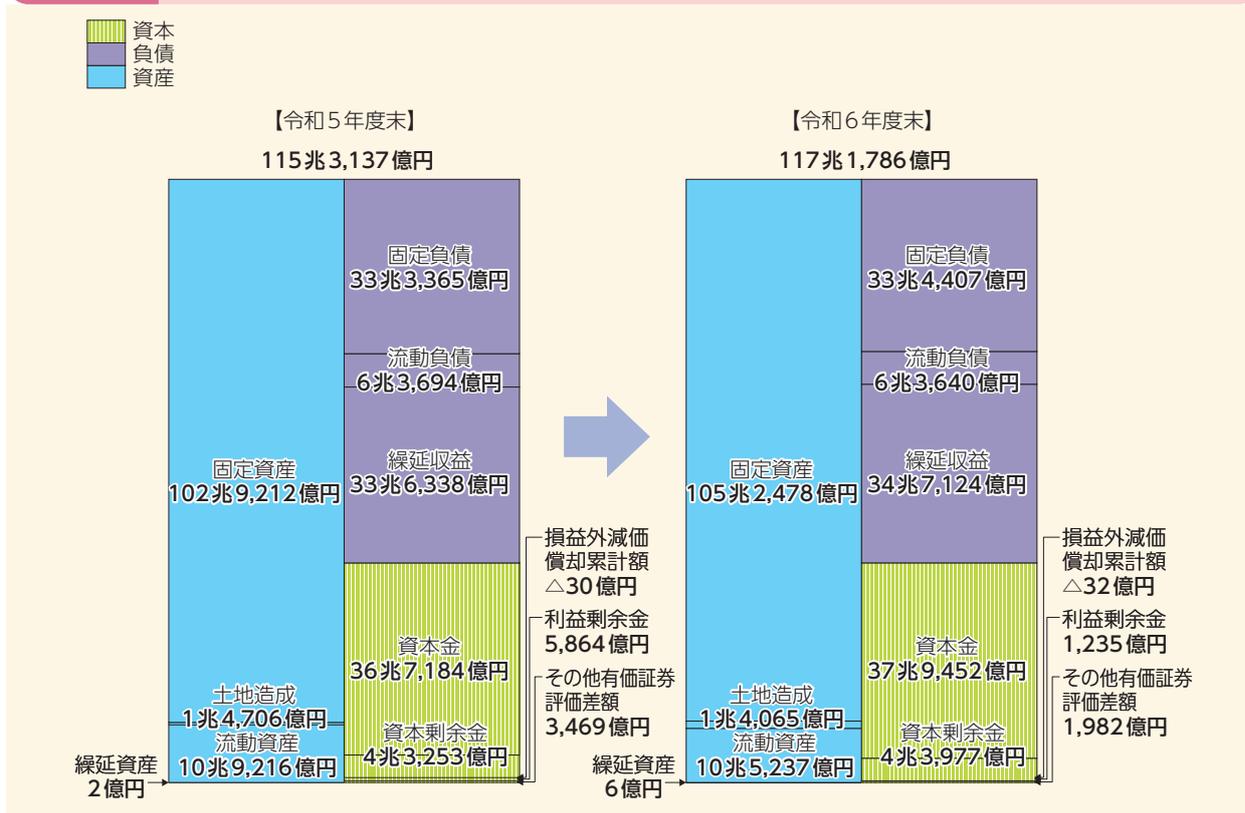
なお、総費用は、職員給与費の増加、物価高騰による営業費用の増加等により増加し、総収益は、営業収益の増加（下水道事業等の法適用事業数の増加等による。）により増加している。

第60図 損益計算書の状況



貸借対照表の状況は第61図のとおりであり、下水道事業等の法適用事業数の増加等により、規模が拡大している。

第61図 貸借対照表の状況



b 損益収支（*）

法適用企業の総収益（経常収益（営業収益＋営業外収益）＋特別利益）は14兆3,822億円、総費用（経常費用（営業費用＋営業外費用）＋特別損失）は14兆3,319億円となっている。この結果、純損益は502億円の黒字となっており、総収支比率は100.4%と前年度より2.4ポイント低下している。また、経常収益は14兆2,914億円、経常費用は14兆1,909億円となっている。この結果、経常損益は1,005億円の黒字となっており、経常収支比率は100.7%と前年度より2.1ポイント低下している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度からは22年連続で100%を上回っている。

なお、純損益、経常損益ごとの黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第23表のとおりである。

第23表 法適用企業の経営状況

(単位 事業・億円)

| 区分 | 純 損 益 | | 経 常 損 益 | |
|-------|-------|-------|---------|-------|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 |
| 黒字事業数 | 4,503 | 3,778 | 4,487 | 3,772 |
| 黒字額 | 6,136 | 6,898 | 6,132 | 6,704 |
| 赤字事業数 | 1,777 | 1,304 | 1,793 | 1,310 |
| 赤字額 | 5,634 | 3,111 | 5,127 | 2,941 |
| 総事業数 | 6,280 | 5,082 | 6,280 | 5,082 |
| 収支 | 502 | 3,787 | 1,005 | 3,763 |

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

c 資本収支（*）

建設投資、企業債の償還金等の支出である資本的支出は7兆7,258億円で、前年度と比べると4.4%増となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が4兆1,641億円、損益勘定留保資金等の内部資金が3兆4,601億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は1,016億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は4兆2,478億円で、前年度と比べると5.3%増となっている。建設改良費が大きい事業は、下水道事業（建設改良費総額の41.9%）、水道事業（同37.6%）、病院事業（同11.3%）である。

d 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は4兆610億円で、前年度と比べると7.3%増となっている。また、累積欠損金合計額が大きい事業は、病院事業（累積欠損金合計額の49.2%）、交通事業（同33.7%）である。

e 不良債務

令和6年度末現在において、流動負債の額（建設改良費等の財源に充てるための企業債等を除く。）が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は1,752億円で、前年度と比べると53.1%増となっている。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額総額の45.8%）、病院事業（同29.2%）、下水道事業（同21.9%）である。

(コ) 法非適用企業の経営状況

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の97.3%、赤字事業数は2.7%を占めており、全体では798億円の黒字（前年度924億円の黒字）となっている。

(サ) 資金不足額の状況

資金不足額（*）の状況を事業別にみると、**第24表**のとおりである。

資金不足額がある公営企業会計数は55会計であり、前年度より12会計増加しており、資金不足額の合計は271億円となっている。

第24表 資金不足額の状況

(単位 会計・億円)

| 事業 | 資金不足額がある公営企業会計数 | | 資金不足額 | |
|---------|-----------------|-------|-------|-----|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 |
| 上水道事業 | — | — | — | — |
| 簡易水道事業 | — | 4 | — | 1 |
| 工業用水道事業 | — | — | — | — |
| 交通事業 | 7 | 4 | 24 | 19 |
| 電気事業 | — | — | — | — |
| ガス事業 | — | — | — | — |
| 港湾整備事業 | — | — | — | — |
| 病院事業 | 41 | 21 | 247 | 72 |
| 市場事業 | — | — | — | — |
| と畜場事業 | — | — | — | — |
| 宅地造成事業 | 1 | 2 | 0 | 4 |
| 下水道事業 | 4 | 9 | 0 | 1 |
| 観光施設事業 | 1 | — | 0 | — |
| その他事業 | 1 | 3 | 0 | 1 |
| 合計 | 55 | 43 | 271 | 97 |

事業別状況

(ア) 水道事業

a 事業数

(a) 上水道事業

上水道事業の、令和6年度決算対象となるものは1,299事業であり、このうち、末端給水事業は1,230事業、用水供給事業は69事業（うち建設中2事業）である。

(b) 簡易水道事業

簡易水道事業の、令和6年度決算対象となるものは436事業（うち法適用404事業（うち建設中2事業））である。

b 経営状況

(a) 法適用企業

① 損益収支

水道事業の総収益は3兆2,876億円、総費用は3兆811億円となっており、この結果、純損益は2,064億円の黒字、総収支比率は106.7%となっている。また、経常収益は3兆2,600億円、経常費用は3兆415億円となっており、この結果、経常損益は2,185億円の黒字、経常収支比率は107.2%となっている。純損益、経常損益ごとの黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第25表のとおりである。

累積欠損金は864億円で、前年度と比べると22.2%増となっている。また、不良債務は5億円で、前年度と比べると49.9%増となっている。

第25表 水道事業（法適用企業）の経営状況

(単位 事業・億円)

| 区 分 | 純 損 益 | | 経 常 損 益 | |
|-------|-------|-------|---------|-------|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 |
| 黒字事業数 | 1,314 | 1,207 | 1,311 | 1,216 |
| 黒字額 | 2,382 | 2,569 | 2,366 | 2,566 |
| 赤字事業数 | 385 | 257 | 388 | 248 |
| 赤字額 | 317 | 143 | 180 | 122 |
| 総事業数 | 1,699 | 1,464 | 1,699 | 1,464 |
| 収 支 | 2,064 | 2,426 | 2,185 | 2,444 |

② 資本収支

資本的支出は2兆2,093億円で、前年度と比べると5.5%増となっている。これに対する財源は、外部資金が9,130億円、内部資金が1兆2,895億円で、財源不足額は69億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1兆5,971億円で、前年度と比べると8.3%増、企業債償還金は5,576億円で、前年度と比べると0.9%減となっている。

③ 給水原価と供給単価

有収水量1m³当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は182.84円（資本費61.04円、職員給与費21.36円、受水費28.57円、その他の経費71.86円）、1m³当たりの供給単価（用水供給事業を除く。）は177.09円となっており、供給単価が給水原価を5.75円下回っている。

また、令和6年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は130事業（前年度91事業）で、営業中の事業の7.7%となっている。

(b) 法非適用企業

簡易水道事業における法非適用企業は32事業で、実質収支をみると、黒字事業が32事業で2億円の黒字となっており、赤字事業はない。

c 経常収支比率等

- ・経常収支比率は、委託料等の増加に伴う経常費用の増加が、給水収益の増加に伴う経常収益の増加を上回ったため、前年度と比べると低下している。その推移は第62図のとおりである。
- ・料金回収率は、委託料等の増加に伴う給水原価の増加が、供給単価の増加を上回ったため、前年度と比べると低下している。その推移は第63図のとおりである。
- ・他会計繰入金は、元金償還金に対する繰入金の減少により、前年度と比べると減少している。その推移は第64図のとおりである。

第62図 経常収支比率



第63図 料金回収率



第64図 他会計繰入金



(イ) 工業用水道事業

a 事業数

工業用水道事業の、令和6年度決算対象となるものは149事業（うち建設中3事業）である。

b 経営状況

(a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,501億円、総費用は1,327億円となっており、この結果、純損益は174億円の黒字、総収支比率は113.1%となっている。また、経常収益は1,431億円、経常費用は1,281億円となっており、この結果、経常損益は150億円の黒字、経常収支比率は111.7%となっている。純損益、経常損益ごとの黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第26表のとおりである。

累積欠損金は285億円で、前年度と比べると5.7%減となっている。また、不良債務を有する事業はない。

第26表 工業用水道事業の経営状況

(単位 事業・億円)

| 区分 | 純 損 益 | | 経 常 損 益 | |
|-------|-------|-------|---------|-----|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 |
| 黒字事業数 | 112 | 119 | 116 | 124 |
| 黒字額 | 228 | 278 | 167 | 191 |
| 赤字事業数 | 34 | 28 | 30 | 23 |
| 赤字額 | 54 | 45 | 18 | 33 |
| 総事業数 | 146 | 147 | 146 | 147 |
| 収支 | 174 | 233 | 150 | 158 |

(b) 資本収支

資本的支出は1,051億円で、前年度と比べると2.6%増となっている。これに対する財源は、外部資金が399億円、内部資金が650億円で、財源不足額は3億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は735億円で、前年度と比べると16.9%増、企業債償還金は235億円で、前年度と比べると7.7%減となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量1m³当たりの給水原価は29.36円（資本費12.12円、職員給与費3.26円、その他の経費13.98円）、1m³当たりの供給単価は31.39円となっており、これを単独事業と補助事業に分けてみると、単独事業では供給単価（17.77円）が給水原価（15.13円）を2.64円上回っており、補助事業では供給単価（34.75円）が給水原価（32.87円）を1.88円上回っている。

（ウ）交通事業

a 事業数

交通事業の、令和6年度決算対象となるものは84事業である。これを事業別にみると、バスが22事業、都市高速鉄道が9事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が46事業となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

① 損益収支

法適用の交通事業の総収益は6,699億円、総費用は6,085億円となっており、この結果、純損益は614億円の黒字、総収支比率は110.1%となっている。また、経常収益は6,629億円、経常費用は6,074億円となっており、この結果、経常損益は555億円の黒字、経常収支比率は109.1%となっている。純損益、経常損益ごとの黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第27表**のとおりである。

累積欠損金は1兆3,687億円で、前年度と比べると4.3%減となっている。また、不良債務は802億円で、前年度と比べると37.1%増となっている。

第27表 交通事業（法適用企業）の経営状況

（単位 事業・億円）

| 区 分 | 純 損 益 | | 経 常 損 益 | |
|-------|-------|-------|---------|-----|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 |
| 黒字事業数 | 25 | 24 | 24 | 25 |
| 黒字額 | 677 | 587 | 623 | 586 |
| 赤字事業数 | 23 | 22 | 24 | 21 |
| 赤字額 | 63 | 64 | 68 | 75 |
| 総事業数 | 48 | 46 | 48 | 46 |
| 収 支 | 614 | 523 | 555 | 511 |

これを事業別にみると、バス事業においては、**第28表**のとおりである。

累積欠損金は838億円で、前年度と比べると0.4%減となっている。また、不良債務は105億円で、前年度と比べると27.1%増となっている。

第28表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 事業・億円)

| 区 分 | 純 損 益 | | 経 常 損 益 | |
|-------|-------|-------|---------|-----|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 |
| 黒字事業数 | 10 | 12 | 9 | 13 |
| 黒字額 | 32 | 40 | 35 | 40 |
| 赤字事業数 | 12 | 11 | 13 | 10 |
| 赤字額 | 31 | 33 | 33 | 39 |
| 総事業数 | 22 | 23 | 22 | 23 |
| 収 支 | 0 | 8 | 2 | 0 |

都市高速鉄道事業においては、**第29表**のとおりである。

累積欠損金は1兆2,599億円で、前年度と比べると4.6%減となっている。また、不良債務は695億円で、前年度と比べると38.6%増となっている。

第29表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 事業・億円)

| 区 分 | 純 損 益 | | 経 常 損 益 | |
|-------|-------|-------|---------|-----|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 |
| 黒字事業数 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 黒字額 | 636 | 540 | 579 | 540 |
| 赤字事業数 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 赤字額 | 27 | 24 | 29 | 29 |
| 総事業数 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 収 支 | 610 | 517 | 550 | 512 |

② 資本収支

資本的支出は3,699億円（うちバス事業271億円、都市高速鉄道事業3,324億円）で、前年度と比べると13.4%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1,936億円、内部資金が1,378億円で、財源不足額は385億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1,610億円（うちバス事業165億円、都市高速鉄道事業1,367億円）で、前年度と比べると10.7%増、企業債償還金は1,992億円（うちバス事業102億円、都市高速鉄道事業1,871億円）で、前年度と比べると12.2%増となっている。

(b) 法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の36事業で、実質収支をみると、黒字事業が36事業で4億円の黒字となっており、赤字事業はない。

(工) 電気事業

a 事業数

電気事業の、令和6年度決算対象となるものは97事業（うち建設中1事業）であり、法適用企業が32事業、法非適用企業が65事業である。

b 経営状況

(a) 法適用企業

① 損益収支

法適用の電気事業の総収益は1,282億円、総費用は883億円となっており、この結果、

純損益は399億円の黒字、総収支比率は145.2%となっている。また、経常収益は1,280億円、経常費用は859億円となっており、この結果、経常損益は421億円の黒字、経常収支比率は149.0%となっている。純損益、経常損益ごとの黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第30表**のとおりである。

累積欠損金は34億円で、前年度と比べると46.5%増となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

第30表 電気事業（法適用企業）の経営状況

(単位 事業・億円)

| 区 分 | 純 損 益 | | 経 常 損 益 | |
|-------|-------|-------|---------|-----|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 |
| 黒字事業数 | 28 | 26 | 29 | 27 |
| 黒字額 | 430 | 336 | 443 | 344 |
| 赤字事業数 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| 赤字額 | 31 | 22 | 22 | 15 |
| 総事業数 | 32 | 30 | 32 | 30 |
| 収 支 | 399 | 314 | 421 | 329 |

② 資本収支

資本的支出は691億円で、前年度と比べると14.2%減となっている。これに対する財源は、外部資金が186億円、内部資金が505億円で、財源不足額は0.2億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は445億円で、前年度と比べると7.1%減、企業債償還金は87億円で、前年度と比べると6.3%減となっている。

(b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は65事業（うち建設中1事業）で、実質収支をみると、黒字事業が64事業で8億円の黒字となっており、赤字事業はない。

(オ) ガス事業

a 事業数

ガス事業の、令和6年度決算対象となるものは19事業である。

b 経営状況

(a) 損益収支

ガス事業の総収益は730億円、総費用は705億円となっており、この結果、純損益は25億円の黒字、総収支比率は103.5%となっている。また、経常収益は729億円、経常費用は705億円となっており、この結果、経常損益は25億円の黒字、経常収支比率は103.5%となっている。純損益、経常損益ごとの黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第31表**のとおりである。

累積欠損金は17億円で、前年度と比べると7.9%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

第31表 ガス事業の経営状況

(単位 事業・億円)

| 区 分 | 純 損 益 | | 経 常 損 益 | |
|-------|-------|-------|---------|-----|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 |
| 黒字事業数 | 12 | 11 | 12 | 11 |
| 黒字額 | 26 | 43 | 26 | 43 |
| 赤字事業数 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| 赤字額 | 1 | 4 | 1 | 3 |
| 総事業数 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 収 支 | 25 | 39 | 25 | 40 |

(b) 資本収支

資本的支出は141億円で、前年度と比べると5.7%増となっている。これに対する財源は、外部資金が23億円、内部資金が118億円で、財源不足額を有する事業はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は94億円で、前年度と比べると14.6%増、企業債償還金は36億円で、前年度と比べると3.3%減となっている。

(カ) 病院事業

a 事業数

地方公共団体が経営する地方公営企業法を適用する病院事業及び公営企業型地方独立行政法人が経営する病院事業で、令和6年度決算対象となるものは678事業（うち建設中2事業）であり、これらの事業が有する病院（以下「公立病院」という。）数は848病院である。このうち、地方公共団体が経営する地方公営企業法を適用する病院は731病院であり、公営企業型地方独立行政法人が経営する病院は117病院となっている。

一般病院*¹³809病院のうち病床数300床以上の病院は、33.8%に当たる273病院となっており、地域における中核的な役割を担う病院として地域医療を支えている。

一方、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在している等の条件下にある「不採算地区病院」は、一般病院の38.3%に当たる310病院となっており、民間医療機関による診療が期待できない離島、山間地等のへき地における医療の確保のため、重要な役割を果たしている。

さらに、公立病院全体の85.8%に当たる728病院が救急病院として告示を受けており、地域の救急医療を担っている。

b 経営状況

(a) 損益収支

病院事業の総収益は、入院患者の増加等に伴う診療収入の増加により5兆6,586億円（前年度と比べると350億円、0.6%の増）、総費用は、職員給与費の増加、物価高騰に伴う材料費等の増加により6兆644億円（前年度と比べると2,353億円、4.0%の増）となっており、この結果、純損益は4,059億円の赤字、総収支比率は93.3%となっている。また、経常収益は5兆6,354億円、経常費用は6兆306億円となっており、この結果、経常損益は過去最大を計上した令和5年度の2,099億円の赤字を1,853億円上回る3,952億円の赤字、経常収支比率は93.4%となっており、非常に厳しい経営状況となっている。純損益、経常

* 13 精神科病院以外の病院をいう。

損益ごとの黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第32表**のとおりである。

累積欠損金は1兆9,992億円で、前年度と比べると17.8%増となっている。また、不良債務は511億円で、前年度と比べると238.2%増となっている。

また、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は87.4%（前年度89.4%）となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が87.7%（同89.6%）、精神科病院が76.6%（同79.0%）となっている。

第32表 病院事業の経営状況

（単位 事業・億円）

| 区 分 | 純 損 益 | | 経 常 損 益 | |
|-------|--------|--------|---------|--------|
| | 令和6年度 | 令和5年度 | 6年度 | 5年度 |
| 黒字事業数 | 169 | 249 | 159 | 245 |
| 黒字額 | 108 | 395 | 76 | 260 |
| 赤字事業数 | 507 | 430 | 517 | 434 |
| 赤字額 | 4,166 | 2,451 | 4,028 | 2,358 |
| 総事業数 | 676 | 679 | 676 | 679 |
| 収 支 | △4,059 | △2,055 | △3,952 | △2,099 |

(b) 資本収支

資本的支出は9,302億円で、前年度と比べると4.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が6,067億円、内部資金が2,976億円で、財源不足額は259億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は4,795億円で、前年度と比べると5.9%減、企業債償還金は3,836億円で、前年度と比べると2.5%減となっている。

c 経常収支比率等

- ・経常収支比率は、職員給与費や材料費等の増加に伴う経常費用の増加が、診療収入の増加や他会計繰入金の増加に伴う経常収益の増加を上回ったため、前年度と比べると低下している。その推移は**第65図**のとおりである。
- ・修正医業収支比率は、職員給与費や材料費等の増加に伴う医業費用の増加が、診療収入の増加に伴う医業収益の増加を上回ったため、前年度と比べると低下している。その推移は**第66図**のとおりである。
- ・他会計繰入金は、主に救急医療や不採算地区病院などに対する繰入金の増加により、前年度と比べると増加している。その推移は**第67図**のとおりである。

第65図 経常収支比率



第66図 修正医業収支比率



第67図 他会計繰入金



(キ) 下水道事業

a 事業数

下水道事業の、令和6年度決算対象となるものは3,584事業（うち建設中8事業）であり、法適用企業が3,454事業、法非適用企業が130事業である。

b 経営状況

(a) 法適用企業

① 損益収支

法適用の下水道事業の総収益は4兆2,277億円、総費用は4兆474億円となっており、この結果、純損益は1,803億円の黒字、総収支比率は104.5%となっている。また、経常収益は4兆2,026億円、経常費用は4兆185億円となっており、この結果、経常損益は1,841億円の黒字、経常収支比率は104.6%となっている。純損益、経常損益ごとの黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。

累積欠損金は1,872億円で、前年度と比べると9.9%増となっている。また、不良債務は383億円で、前年度と比べると9.5%増となっている。

第33表 下水道事業の経営状況

(単位 事業・億円)

| 区分 | 令和6年度 (A) | | | 令和5年度 (B) | | | 差引 (A) - (B) | | |
|-------|-----------|--------|-------|-----------|--------|-------|--------------|--------|-------|
| | 法適用企業 | 法非適用企業 | 合計 | 法適用企業 | 法非適用企業 | 合計 | 法適用企業 | 法非適用企業 | 合計 |
| 黒字事業数 | 2,731 | 128 | 2,859 | 2,014 | 1,072 | 3,086 | 717 | △ 944 | △ 227 |
| 黒字額 | 2,105 | 4 | 2,109 | 2,162 | 222 | 2,384 | △ 57 | △ 217 | △ 275 |
| 赤字事業数 | 716 | 1 | 717 | 472 | 28 | 500 | 244 | △ 27 | 217 |
| 赤字額 | 302 | 0 | 302 | 205 | 3 | 208 | 97 | △ 3 | 94 |
| 総事業数 | 3,447 | 129 | 3,576 | 2,486 | 1,100 | 3,586 | 961 | △ 971 | △ 10 |
| 収支 | 1,803 | 4 | 1,807 | 1,957 | 219 | 2,176 | △ 154 | △ 215 | △ 369 |

② 資本収支

資本的支出は3兆6,628億円で、前年度と比べると5.2%増となっている。これに対する財源は、外部資金が2兆2,845億円、内部資金が1兆3,521億円で、財源不足額は262億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1兆7,793億円で、

前年度と比べると5.6%増、企業債償還金は1兆8,545億円で、前年度と比べると5.1%増となっている。

(b) 法非適用企業

下水道事業における法非適用企業は130事業（うち建設中1事業）で、実質収支をみると、黒字事業が128事業で4億円の黒字、赤字事業が1事業で0.3億円の赤字となっており、差引4億円の黒字となっている（第33表）。

(c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の黒字額は2,109億円、赤字額は302億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計。以下同じ。）は1,807億円の黒字となっている。

汚水処理原価（汚水処理費を年間有収水量で除したもの）は147.82円/m³（維持管理費90.40円/m³、資本費57.43円/m³）で、前年度と比べると1.4%増となっており、使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除したもの）は139.27円/m³で、前年度と比べると1.1%増となっている。

その結果、経費回収率（使用料単価を汚水処理原価で除したもの）は94.2%となっており、前年度と比べると0.3ポイント低下している。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の建設改良費は1兆7,822億円で、前年度と比べると3.0%増となっている。

c 経常収支比率等

- ・経常収支比率は、委託料等に伴う経常費用の増加が、使用料収入の増加等に伴う経常収益の増加を上回ったため、前年度と比べると低下している。その推移は第68図のとおりである。
- ・経費回収率は、下水道使用料収入の増加が、汚水処理費用の増加を下回ったため、前年度と比べると低下している。その推移は第69図のとおりである。
- ・他会計繰入金は、元金償還金に対する繰入金の減少により、前年度と比べると減少している。その推移は第70図のとおりである。

第68図 経常収支比率



第69図 経費回収率



第70図 他会計繰入金



(ク) その他の公営企業

a 事業数

地方公共団体は、前述した事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、令和6年度決算対象となるものは、港湾整備事業が90事業、市場事業が144事業、と畜場事業が41事業、観光施設事業が206事業（うち建設中1事業）、宅地造成事業が394事業（うち建設中47事業、年度途中廃止1事業）、有料道路事業が1事業、駐車場整備事業が173事業、介護サービス事業が450事業（うち建設中2事業）、その他事業（廃棄物等処理施設、診療所等）が72事業となっている。

b 経営状況

その他の公営企業の純損益、経常損益及び実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第34表のとおりである。このうち、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い観光施設事業については、全体の収支は43億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると4.1%増の177億円となっている。また、同様に事業リスクが相対的に高い宅地造成事業については、全体の収支は26億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると0.8%増の2,917億円となっている。

第34表 その他の公営企業の経営状況（令和6年度） (単位 事業・億円)

| 区分 | | 港 湾 整 備 | 市 場 | と 畜 場 | 観 光 施 設 | 宅 地 造 成 | 有 道 路 | 駐 車 場 整 備 | 介 護 サ ー ビ ス | そ の 他 | |
|--------|------|------------------|-----------|-------------|------------------|------------------|-------------|-----------------------|----------------------------|-------------|----------|
| 法適用企業 | 純損益 | 黒字事業数 | 5 | 9 | — | 21 | 27 | — | 5 | 11 | 34 |
| | | 黒字額 | 61 | 4 | — | 10 | 93 | — | 2 | 3 | 8 |
| | | 赤字事業数 | 2 | 6 | — | 12 | 15 | — | 1 | 27 | 38 |
| | | 赤字額 | 8 | 196 | — | 5 | 457 | — | 0 | 19 | 15 |
| | | 総事業数 収支 | 7 54 | 15 △192 | — — | 33 5 | 42 △364 | — — | 6 2 | 38 △16 | 72 △6 |
| | 経常損益 | 黒字事業数 | 5 | 9 | — | 21 | 29 | — | 5 | 11 | 36 |
| | | 黒字額 | 70 | 5 | — | 10 | 222 | — | 2 | 2 | 8 |
| | | 赤字事業数 | 2 | 6 | — | 12 | 13 | — | 1 | 27 | 36 |
| | | 赤字額 | 6 | 137 | — | 5 | 361 | — | 0 | 14 | 14 |
| | | 総事業数 収支 | 7 64 | 15 △133 | — — | 33 5 | 42 △139 | — — | 6 2 | 38 △12 | 72 △6 |
| 法非適用企業 | 実質収支 | 黒字事業数 | 80 | 126 | 41 | 165 | 291 | 1 | 162 | 400 | — |
| | | 黒字額 | 247 | 50 | 5 | 40 | 440 | — | 44 | 36 | — |
| | | 赤字事業数 | 3 | 3 | — | 7 | 14 | — | 5 | 10 | — |
| | | 赤字額 | 2 | 1 | — | 2 | 50 | — | 24 | 2 | — |
| | | 総事業数 収支 | 83 245 | 129 48 | 41 5 | 172 38 | 305 390 | 1 — | 167 20 | 410 35 | — — |

(2) 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）の施行により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体とされ、市町村とともに都道府県も国民健康保険の保険者となっている。

また、市町村は、国民健康保険の保険者として、引き続き、資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収等の被保険者に身近な保険者業務を担うこととされているが、医療給付等に必要な資金は都道府県から保険給付費等交付金の交付を受け一方で、徴収した国民健康保険税（料）は基本的に都道府県に国民健康保険事業費納付金として納付することとされている。

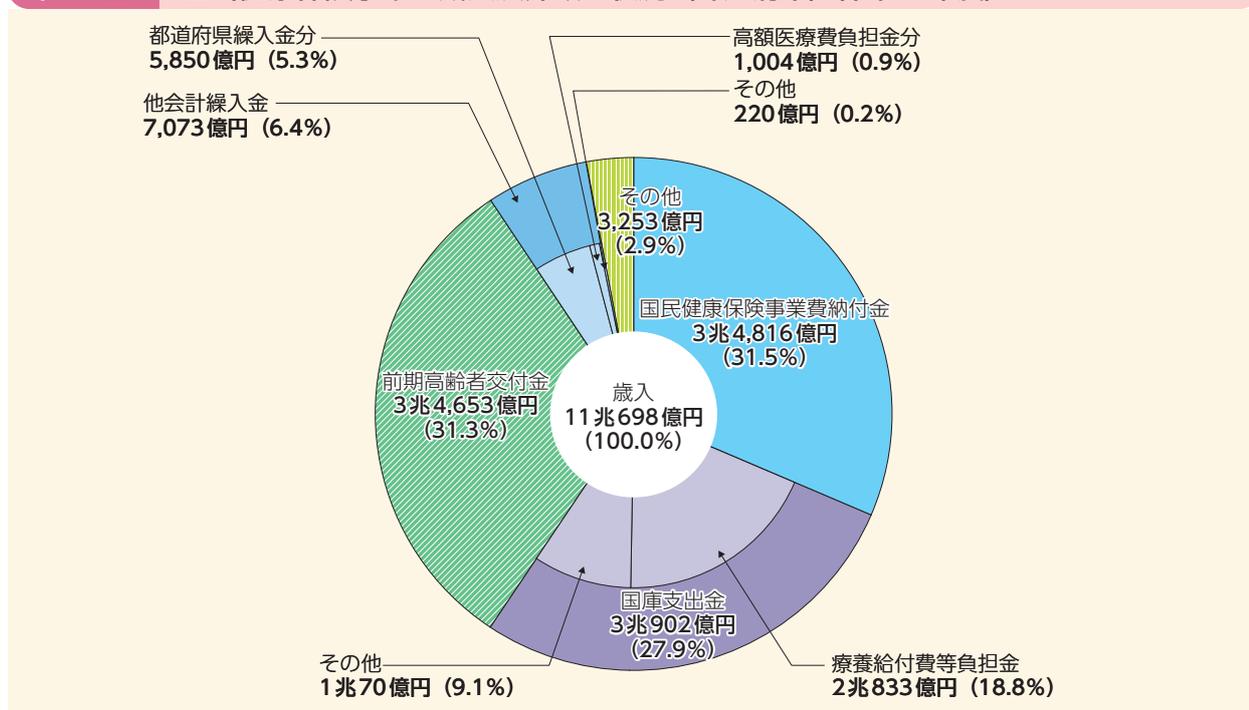
ア 都道府県

(ア) 歳入

都道府県の歳入決算額は11兆698億円で、前年度と比べると2.5%減となっている。

歳入の内訳は、**第71図**のとおりである。また、前年度と比べると、前期高齢者交付金が3.7%減、国民健康保険事業費納付金が1.7%減、国庫支出金が0.8%減となっている。

第71図 国民健康保険事業の歳入決算額の状況（都道府県）（令和6年度）

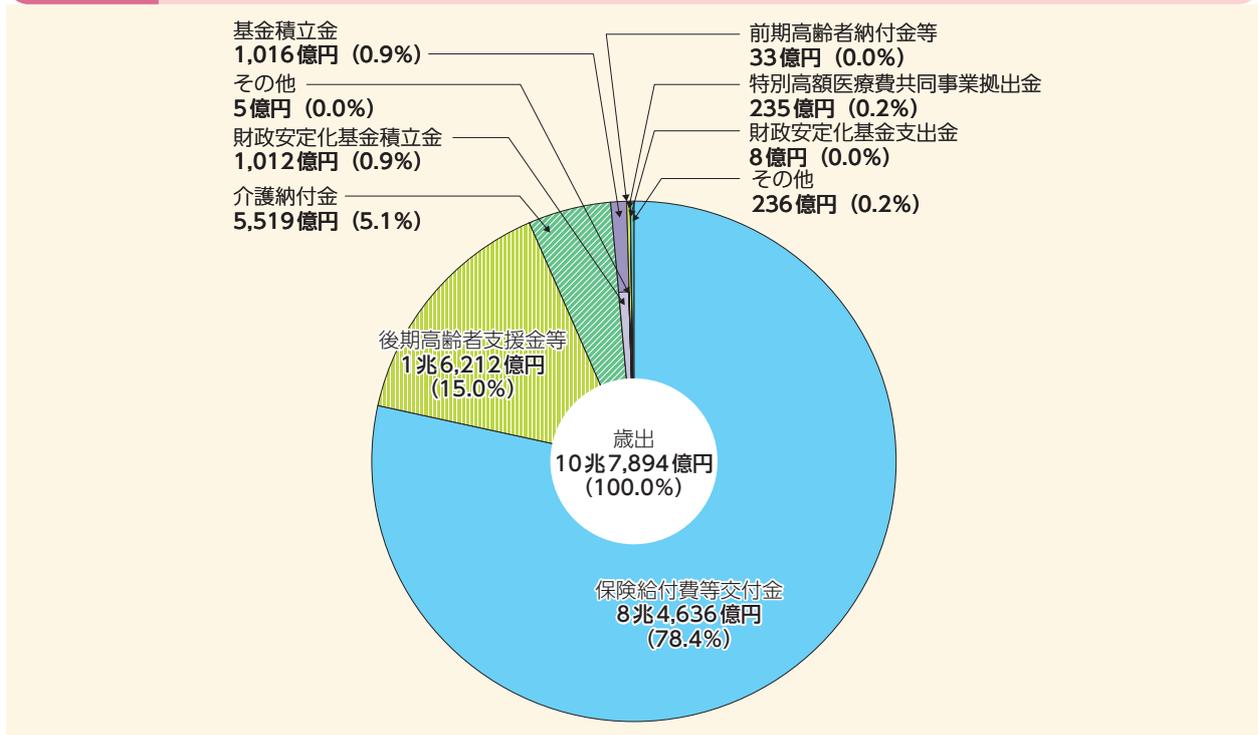


(イ) 歳出

歳出決算額は10兆7,894億円で、前年度と比べると3.1%減となっている。

歳出の内訳は、**第72図**のとおりである。また、前年度と比べると、保険給付費等交付金が3.4%減、後期高齢者支援金等が0.5%減となっている。

第72図 国民健康保険事業の歳出決算額の状況（都道府県）（令和6年度）



(ウ) 収支

実質収支は2,799億円の黒字（前年度2,129億円の黒字）となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、2,799億円の黒字（同2,129億円の黒字）となっている。

1 市町村（事業勘定）

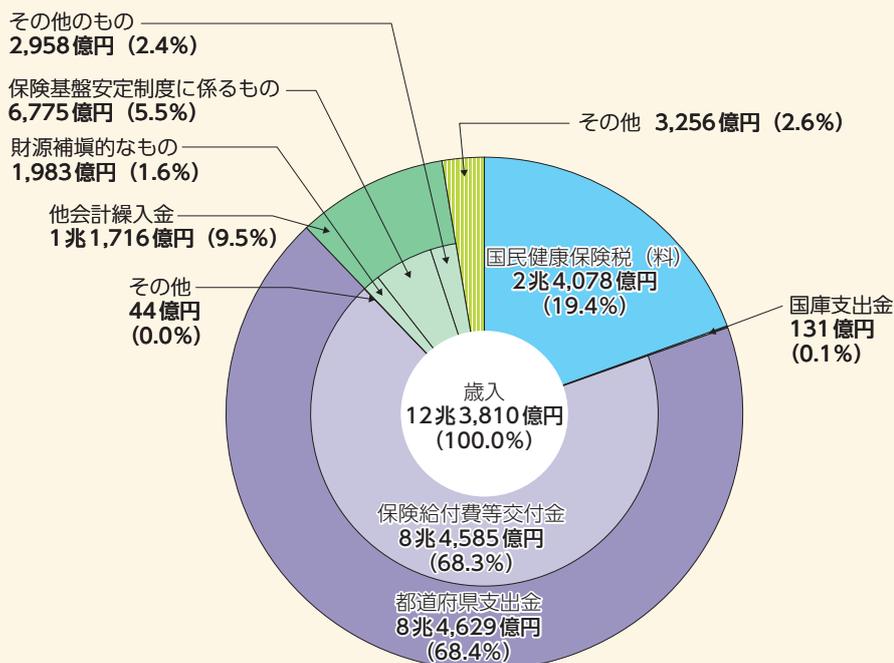
令和6年度末において国民健康保険事業会計を有する団体は、1,742団体（前年度同数）となっている。

(ア) 歳入

事業勘定の歳入決算額は12兆3,810億円で、前年度と比べると2.7%減となっている。

歳入の内訳は、第73図のとおりである。また、前年度と比べると、都道府県支出金が3.4%減、国民健康保険税（料）が1.5%増となっている。

第73図 国民健康保険事業の歳入決算額の状況（市町村（事業勘定））（令和6年度）

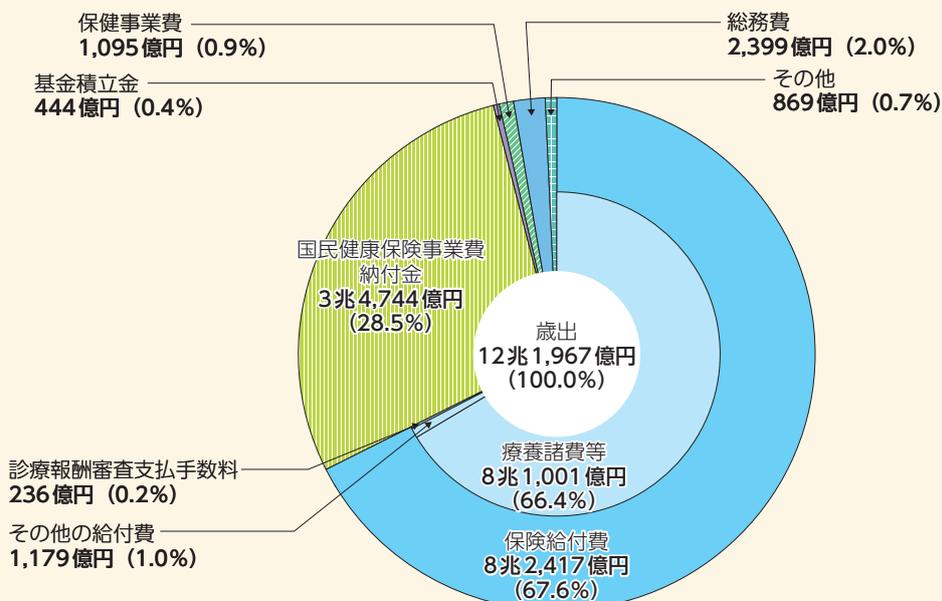


(イ) 歳出

歳出決算額は12兆1,967億円で、前年度と比べると2.7%減となっている。

歳出の内訳は、第74図のとおりである。また、前年度と比べると、保険給付費が3.4%減、国民健康保険事業費納付金が1.9%減となっている。

第74図 国民健康保険事業の歳出決算額の状況（市町村（事業勘定））（令和6年度）



(ウ) 収支

実質収支は1,837億円の黒字（前年度1,835億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字傾向が続いている。

実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引

収支については、114億円の赤字（前年度265億円の赤字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字団体別にみると、黒字団体数は1,118団体（前年度1,087団体）で、その黒字額は1,152億円（同1,182億円）となっている。一方、赤字団体数は624団体（前年度655団体）で、その赤字額は1,266億円（同1,446億円）となっている。

ウ 市町村（直診勘定）

令和6年度末において直営診療所を設置している団体は、353団体（前年度355団体）となっている。

直診勘定の歳入決算額は615億円で、前年度と比べると5.7%増となっている。

直診勘定の歳出決算額は590億円で、前年度と比べると7.0%増となっている。

実質収支は23億円の黒字（前年度29億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、174億円の赤字（同143億円の赤字）となっている。

(3) 後期高齢者医療事業

後期高齢者医療事業では、保険料の徴収や後期高齢者医療広域連合へ保険料等の納付を行う団体（1,739団体（前年度同数））及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合（47団体（前年度同数））に特別会計が設けられている。

ア 市町村

市町村の特別会計の歳入決算額は2兆3,971億円で、前年度と比べると10.7%増となっている。

歳入の内訳をみると、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料が1兆7,465億円で最も大きな割合を占めており、次いで繰入金が5,698億円となっている。また、前年度と比べると、後期高齢者医療保険料が13.5%増、繰入金が3.9%増となっている。

歳出決算額は2兆3,552億円で、前年度と比べると10.8%増となっている。

歳出の内訳をみると、後期高齢者医療広域連合への納付金が2兆2,438億円で最も大きな割合を占めており、前年度と比べると11.0%増となっている。

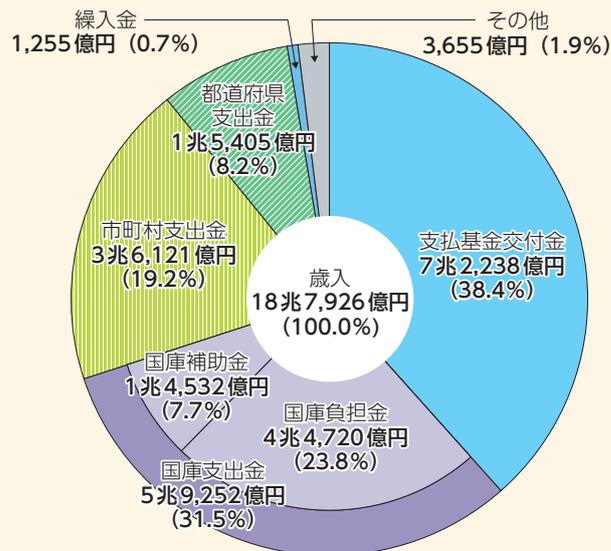
イ 後期高齢者医療広域連合

(ア) 歳入

後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は18兆7,926億円で、前年度と比べると3.6%増となっている。

歳入の内訳は、**第75図**のとおりである。また、前年度と比べると、支払基金交付金が1.7%増、国庫支出金が4.2%増、市町村支出金が8.9%増となっている。

第75図 後期高齢者医療事業の歳入決算額の状況（令和6年度）

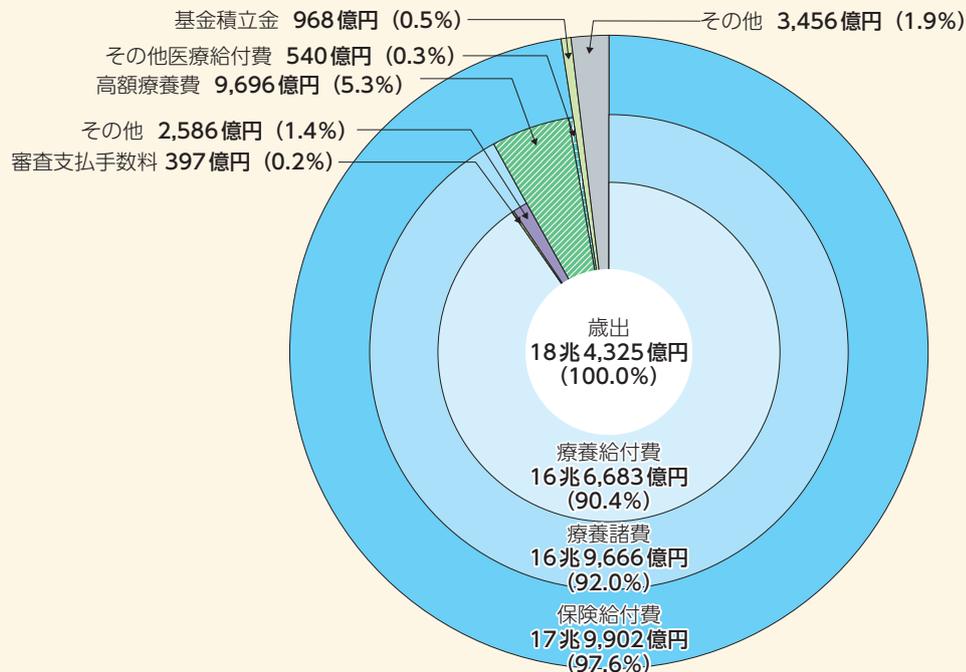


(イ) 歳出

歳出決算額は18兆4,325億円で、前年度と比べると3.6%増となっている。

歳出の内訳は、第76図のとおりである。また、前年度と比べると、保険給付費は3.8%増となっている。

第76図 後期高齢者医療事業の歳出決算額の状況（令和6年度）



(ウ) 収支

実質収支は3,601億円の黒字（前年度3,438億円の黒字）である。

実質収支を黒字・赤字団体別にみると、黒字団体数は46団体（前年度47団体）で、その黒字額は3,604億円（同3,438億円）となっている。一方、赤字団体数は1団体（前年度はなし）で、その赤字額は3億円（前年度はなし）となっている。

(4) 介護保険事業

介護保険制度を実施する保険者である市町村が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65歳以上の者）からの保険料や、支払基金交付金（第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等を実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は、介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

令和6年度末において、介護保険事業の保険者は、1,575団体（前年度1,574団体）となっている。

また、介護サービス事業勘定を設置している団体は、582団体（前年度590団体）となっている。

ア 保険事業勘定

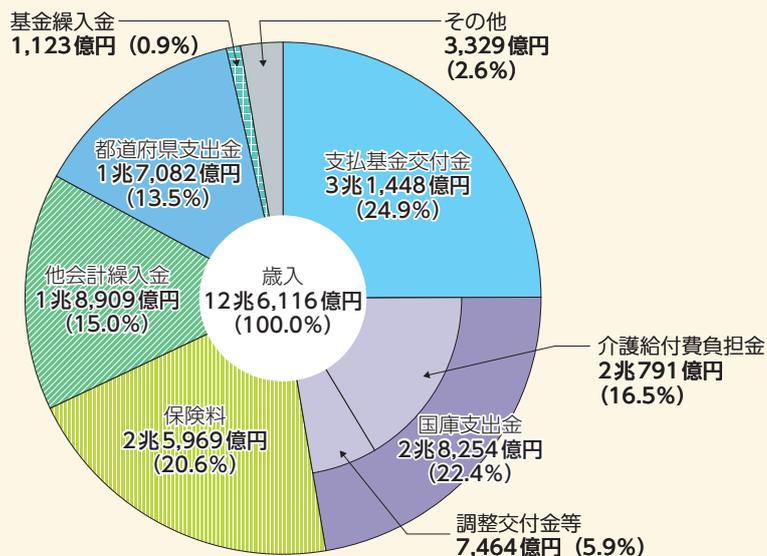
(ア) 歳入

保険事業勘定の歳入決算額は12兆6,116億円で、前年度と比べると2.3%増となっている。

歳入の内訳は、**第77図**のとおりである。また、前年度と比べると、支払基金交付金が3.8%増、国庫支出金が0.9%増、保険料が6.3%増、他会計繰入金が1.3%増、都道府県支出金が2.3%増となっている^{*14}。

* 14 国庫支出金 : ・介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20（施設等給付費にあつては100分の15）に相当する額）
・調整交付金（介護・予防給付額の100分の5に相当する額）等
都道府県支出金：都道府県の法定負担（※1）を含む
※1 介護・予防給付額の100分の12.5（施設等給付費にあつては100分の17.5）に相当する額
他会計繰入金 : 市町村の法定負担分（※2）を含む
※2 介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額

第77図 介護保険事業の歳入決算額の状況（保険事業勘定）（令和6年度）

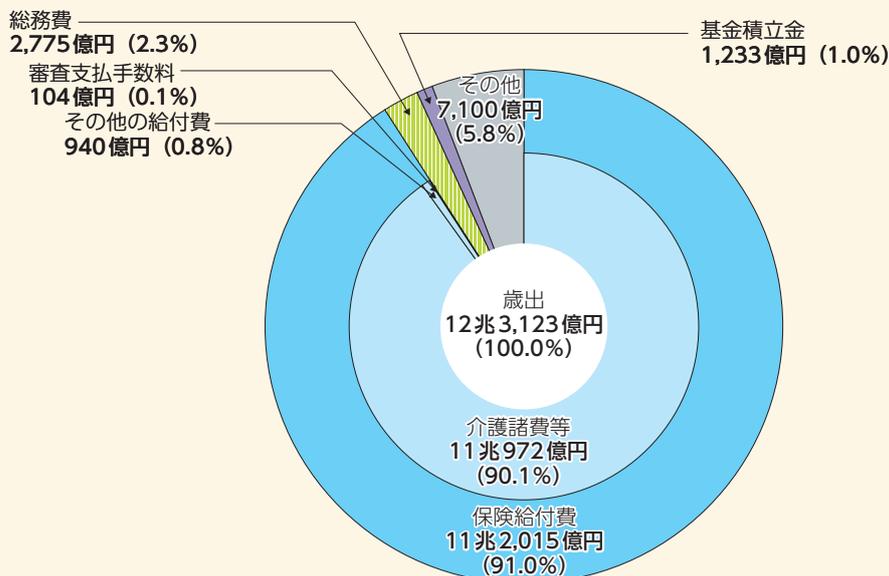


(イ) 歳出

歳出決算額は12兆3,123億円で、前年度と比べると2.6%増となっている。

歳出の内訳は、第78図のとおりである。また、前年度と比べると、保険給付費が3.3%増となっている。

第78図 介護保険事業の歳出決算額の状況（保険事業勘定）（令和6年度）



(ウ) 収支

実質収支は2,920億円の黒字（前年度3,142億円の黒字）となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、2,910億円の黒字（同3,129億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字団体別にみると、黒字団体数は1,567団体（前年度1,566団体）で、その黒字額は2,932億円（同3,149億円）となっている。一方、赤字団体数は8団体（前年度

同数)で、その赤字額は22億円(同21億円)となっている。

イ 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は171億円で、前年度と比べると5.0%減となっている。

歳出決算額は162億円で、前年度と比べると4.9%減となっている。

なお、実質収支は9億円の黒字(前年度9億円の黒字)となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は67億円の赤字(同76億円の赤字)となっている。

(5) その他の事業

ア 収益事業

収益事業を実施した地方公共団体の数は、延べ279団体(前年度同数)となっている。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が103団体と最も多く、以下、自転車競走事業54団体、競馬事業50団体、小型自動車競走事業5団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び20政令指定都市の67団体で発売されている。

収益事業の決算額は歳入6兆676億円、歳出5兆7,937億円で、前年度と比べると、歳入・歳出ともに5.1%増となっている。

実質上の収支(歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額)は、6,349億円の黒字(前年度6,322億円の黒字)となっている。

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は4,329億円で、前年度と比べると1.5%減となっている。

イ 交通災害共済事業

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体の数は、51団体(前年度同数)となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入37億円、歳出26億円で、前年度と比べると、歳入は2.0%増、歳出は2.1%増となっている。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額)は、12億円の黒字(前年度12億円の黒字)となっている。

ウ 公立大学附属病院事業

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体の数は、1団体(前年度同数)である。

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益25億円、総費用26億円となり、前年度と比べると、総収益は3.1%増、総費用は7.3%増となっている。

また、資本的収支では資本的収入5億円、資本的支出5億円で、前年度と比べると、資本的収入・資本的支出ともに47.7%減となっている。

実質収支は0.8億円の黒字（前年度1.3億円の黒字）となっている。

(6) 第三セクター等

第三セクター等（*）は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

特に地方公共団体に相当程度の財政的ナリスクが存在する第三セクター等については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）により、地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請している。

令和6年度における経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等は254法人で、前年度と比べると10法人の減となっている。その状況は、**第35表**のとおりである。

第35表 経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等の状況（令和6年度）

| 法人分類 | 調査対象の第三セクター等の数 （※1） | 経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等の数 | | | | | 合計 （Ⅰ～Ⅲの重複を除く。） | （参考） 前年度調査 合計 （Ⅰ～Ⅲの重複を除く。） |
|------------|------------------------|----------------------------|-------------------------------------|---|---|--------------------|--------------------|---|
| | | Ⅰ 債務超過法人の数 | Ⅱ 実質的に債務超過である法人の数 | | Ⅲ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、実質赤字比率（*）の早期健全化基準（※2）相当以上の法人の数 | 合計 （Ⅰ～Ⅲの重複を除く。） | | |
| | | | a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人の数 | b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模（*）の10%以上の公社の数 | | | | |
| 第三セクター | 579 | 196 | 1 | 0 | 11 | 208 | 217 | |
| 社団・財団法人 | 221 | 19 | 0 | 0 | 11 | 30 | 27 | |
| 会社法法人 | 358 | 177 | 1 | 0 | 0 | 178 | 190 | |
| 地方三公社 | 364 | 22 | 2 | 10 | 22 | 46 | 47 | |
| 地方住宅供給公社 | 25 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 5 | |
| 地方道路公社 | 19 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | |
| 土地開発公社 | 320 | 18 | 2 | 10 | 19 | 39 | 39 | |
| 合計 | 943 | 218 | 3 | 10 | 33 | 254 | 264 | |
| 調査対象に対する割合 | 100.0% | 23.1% | 0.3% | 1.1% | 3.5% | 26.9% | 26.6% | |

※1 地方公共団体が一定の関与をしている次の①又は②の第三セクター等をいう。

① 地方公共団体が損失補償、債務保証又は貸付け（長期・短期）を行っている法人

② 債務超過法人（事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人を含む。）であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人

（①と②の法人は重複する場合がある。）

※2 令和6年度決算に基づく実質赤字比率の早期健全化基準は、道府県は3.75%、東京都は5.59%、市区町村は11.25%～15%。

（注）1 同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、法人1件として計上している。

2 表中Ⅰ～Ⅲは経営健全化方針の策定要件である。一つの法人がⅠ～Ⅲの複数に該当する場合、Ⅰ～Ⅲそれぞれに1件として計上している。

7 東日本大震災の影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者19,782人、行方不明者2,550人（令和7年3月10日、総務省消防庁発表）、被害総額（推計）約16兆9千億円（平成23年6月24日、内閣府発表）にのぼる被害をもたらすとともに、全国的にも生産、消費、物流等の経済活動に大きな影響を与えた。

政府は、発災直後から、被災者の生活の支援や被災地の復旧・復興対策に当たっており、令和6年度においても、被災地の地方公共団体を中心に復旧・復興事業などの東日本大震災関連経費が支出された。その状況は、以下のとおりである。

(1) 普通会計

ア 東日本大震災分の決算の状況

普通会計における東日本大震災分の歳入歳出純計決算額の状況は、第36表のとおりである。

第36表 普通会計における東日本大震災分の歳入歳出純計決算額の状況 (単位 億円・%)

| 区 分 | 令和6年度 | | 令和5年度 | | 増減額 | 増減率 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | | |
| 歳入 | 4,635 | 100.0 | 5,365 | 100.0 | △730 | △13.6 |
| 一 般 財 源 | 1,046 | 22.6 | 1,190 | 22.2 | △144 | △12.1 |
| うち震災復興特別交付税 | 750 | 16.2 | 717 | 13.4 | 33 | 4.6 |
| 国 庫 支 出 金 | 1,518 | 32.7 | 1,612 | 30.0 | △94 | △5.8 |
| 地 方 債 | 234 | 5.0 | 254 | 4.7 | △20 | △8.0 |
| そ の 他 | 1,838 | 39.7 | 2,309 | 43.1 | △471 | △20.4 |
| うち貸付金元利収入 | 363 | 7.8 | 664 | 12.4 | △301 | △45.3 |
| 歳出(目的別) | 4,346 | 100.0 | 4,696 | 100.0 | △350 | △7.5 |
| 総 務 費 | 975 | 22.4 | 1,033 | 22.0 | △58 | △5.6 |
| 民 生 費 | 124 | 2.9 | 146 | 3.1 | △21 | △14.7 |
| 農 林 水 産 業 費 | 538 | 12.4 | 719 | 15.3 | △181 | △25.2 |
| 商 工 費 | 1,067 | 24.6 | 1,087 | 23.1 | △19 | △1.8 |
| 土 木 費 | 738 | 17.0 | 696 | 14.8 | 42 | 6.1 |
| 災 害 復 旧 費 | 86 | 2.0 | 88 | 1.9 | △2 | △2.5 |
| そ の 他 | 816 | 18.8 | 927 | 19.7 | △110 | △11.9 |
| 歳出(性質別) | 4,346 | 100.0 | 4,696 | 100.0 | △350 | △7.5 |
| 義 務 的 経 費 | 384 | 8.8 | 512 | 10.9 | △128 | △25.0 |
| う ち 扶 助 費 | 23 | 0.5 | 24 | 0.5 | △1 | △3.3 |
| 投 資 的 経 費 | 1,314 | 30.2 | 1,562 | 33.3 | △248 | △15.9 |
| うち普通建設事業費 | 1,228 | 28.3 | 1,480 | 31.5 | △252 | △17.0 |
| うち災害復旧事業費 | 86 | 2.0 | 82 | 1.7 | 4 | 4.6 |
| そ の 他 の 経 費 | 2,647 | 60.9 | 2,622 | 55.8 | 26 | 1.0 |
| う ち 補 助 費 等 | 580 | 13.3 | 502 | 10.7 | 78 | 15.5 |
| う ち 積 立 金 | 885 | 20.4 | 896 | 19.1 | △11 | △1.2 |

歳入決算額は4,635億円で、貸付金元利収入の減少等により、前年度と比べると13.6%減となっている。

歳出決算額は4,346億円で、性質別歳出では、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると7.5%減となっている。

なお、東日本大震災分の決算規模は、平成24年度以降減少傾向にある。

① 特定被災県及び特定被災市町村等の決算の状況

特定被災県（*）及び特定被災市町村等（*）における決算額の状況は第37表、地方債現在高等の状況は第38表のとおりである。

第37表 特定被災県及び特定被災市町村等における決算額の状況 (単位 億円・%)

| 区 分 | 令和6年度 | | 令和5年度 | | 増減率 | |
|-----------|---------|--------|---------|---------|--------|-------|
| | 歳入 | 歳出 | 歳入 | 歳出 | 歳入 | 歳出 |
| 特定被災県 | 102,119 | 99,361 | 102,840 | 100,173 | △ 0.7 | △ 0.8 |
| うち東日本大震災分 | 2,940 | 2,698 | 3,110 | 2,897 | △ 5.4 | △ 6.9 |
| 特定被災市町村等 | 80,380 | 77,446 | 77,975 | 74,839 | 3.1 | 3.5 |
| うち東日本大震災分 | 1,959 | 1,715 | 2,306 | 1,866 | △ 15.1 | △ 8.1 |

第38表 特定被災県及び特定被災市町村等における地方債現在高等の状況 (単位 億円・%)

| 区 分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 増減率 |
|----------|---------|---------|-------|
| 特定被災県 | | | |
| 地方債現在高 | 148,566 | 152,097 | △ 2.3 |
| 債務負担行為額 | 10,814 | 10,134 | 6.7 |
| 積立金現在高 | 20,258 | 20,291 | △ 0.2 |
| 特定被災市町村等 | | | |
| 地方債現在高 | 62,924 | 63,802 | △ 1.4 |
| 債務負担行為額 | 17,219 | 15,750 | 9.3 |
| 積立金現在高 | 21,807 | 22,105 | △ 1.3 |

(2) 公営企業会計等

公営企業等については、特定被災県及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）の別表第1に定める特定被災地方公共団体である178市町村（当該団体が加入する一部事務組合等を含む。以下「特定被災地方団体」という。）を対象として、東日本大震災の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出基準の特例等を講じている。

特定被災地方団体における法適用企業と法非適用企業（建設中のものを除く。）を合わせた収支の状況は、黒字事業が686事業（事業数全体の79.0%）で、前年度と比べると7.2%減、黒字額は1,006億円で、前年度と比べると17.9%減となっている。また、赤字事業は182事業（事業数全体の21.0%）で、前年度と比べると34.8%増、赤字額は723億円で、前年度と比べると134.4%増となっている。

この結果、特定被災地方団体における公営企業等の総収支は283億円の黒字で、前年度と比べると69.1%減となっている。

8 健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づき、健全化判断比率又は資金不足比率（*）が、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上となった場合には、これらの健全化判断比率等を公表した年度の末日までに、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならないこととされている。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況は、前年度と同数の市町村（一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。）1団体で、当該団体は財政再生基準以上となっており、新たに早期健全化基準以上となった団体はない。このため、令和6年度に財政健全化計画等を策定した団体はなく、財政再生計画について実施状況報告を行った団体は、市町村1団体である。

また、令和6年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は3会計である。令和6年度決算に基づく健全化判断比率等のそれぞれの状況は、以下のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率における早期健全化基準については、道府県は3.75%、市町村は財政規模に応じ11.25%~15%となっている。また、財政再生基準については、道府県は5%、市町村は20%となっている。

令和6年度決算において、実質赤字額がある（実質赤字比率が0%超である）団体はない（前年度もなし）。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率（*）における早期健全化基準については、道府県は8.75%、市町村は財政規模に応じ16.25%~20%となっている。また、財政再生基準については、道府県は15%、市町村は30%となっている。

令和6年度決算において、連結実質赤字額がある（連結実質赤字比率が0%超である）団体はない（前年度もなし）。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率における早期健全化基準については25%、財政再生基準については35%となっている。

令和6年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準以上財政再生基準未満である団体はなく、財政再生基準以上である団体数は、市町村1団体となっている（前年度と同数）。

なお、実質公債費比率が18%以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となっており、これらの団体数は、財政再生基準以上である団体を含め、都道府県2団体、市町村1団体の合計3団体となっている（前年度と同数）。

(4) 将来負担比率

将来負担比率における早期健全化基準については、都道府県及び政令指定都市は400%、市町村（政令指定都市を除く。）は350%となっており、財政再生基準の設定はない。

令和6年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体はない（前年度もなし）。

(5) 資金不足比率

令和6年度決算において資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上である公営企業会計数は3会計である。

この3会計のうち、翌年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実と認められる2会計を除く1会計（病院事業会計）については、令和7年度末までに経営健全化計画を策定することとなる。

なお、令和5年度決算までに資金不足比率が経営健全化基準以上となり、経営健全化計画を策定し、完了報告を行っていなかった2会計（交通事業1会計、病院事業1会計）は、令和6年度決算において経営健全化計画による経営の健全化が完了したところである。

(6) 個別団体の財政健全化

令和6年度決算に基づく健全化判断比率が財政再生基準以上の団体は、北海道夕張市の1団体のみとなっている。夕張市では、令和11年度までの財政再生計画に基づき、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の再生に向けた最大限の取組を行っており、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による歳出削減と、固定資産税・軽自動車税の超過課税や各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による歳入確保により、財政状況の改善を図っている。平成29年3月には、引き続き財政の再生を図りつつ、財政再生計画の終了後も持続的に存立・発展していけるよう、地域再生に資する事業の追加等の内容を盛り込んだ同計画の大幅見直しを行い、財政再生と地域再生の両立に向けた取組を行っている。

その後、平成21年度に322億円発行した再生振替特例債については、令和6年度末の残高が50億円となるなど、財政再生に向けた取組は着実に進んでいる。

また、地域再生への取組として、令和2年3月に支所、図書館、多目的ホール等の機能を持った拠点複合施設が供用を開始し、令和3年4月に認定こども園が開園したほか、老朽化した既存の市立診療所が移転改築され、令和5年9月から診療を開始した。その他に、庁舎の老朽化等を踏まえ、令和6年11月に庁舎建設基本計画を策定し、新庁舎の整備に向けた取組を進めている。

2

第2部

令和7年度及び令和8年度の地方財政

1 令和7年度の地方財政

(1) 地方財政計画

令和7年度においては、通常収支分については、累積した巨額の債務残高を抱えるなど引き続き厳しい地方財政の状況等を踏まえ、歳出面においては、地方創生や防災・減災対策、自治体DX・地域社会DXの推進等に必要な経費を計上するとともに、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった財源不足について、適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

なお、地方財政審議会からは、令和6年5月31日に「地域経済の好循環及び持続可能な地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見」及び同年12月9日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和7年度の地方財政への対応等についての意見」が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和7年度の地方財政計画を策定している。

ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、令和7年度地方税制改正では、個人住民税における給与所得控除の見直しや大学生年代の子等に関する特別控除の創設等の措置のほか、企業版ふるさと納税制度の延長等の税制上の措置を講じることとしている。

(イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

a 令和7年度の地方財源不足見込額1兆929億円については、令和5年度に講じた令和7年度までの制度改革に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額及び地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）の発行額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

(b) 地方交付税については、国の一般会計加算により929億円（「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額775億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金400億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地

方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

- b 交付税特別会計借入金の償還については、平成23年度の償還計画の見直し以降に償還を繰り延べてきたもののうち令和6年度までの繰延べ分2兆2,000億円を合わせ、2兆8,000億円の償還を実施する。
 - c 上記の結果、令和7年度の地方交付税については、18兆9,574億円（前年度比2,904億円、1.6%増）を確保する。
- (ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- (エ) 自治体DX・地域社会DXや地方創生の推進、地域社会の維持・再生、こども・子育て政策の強化、住民に身近な社会資本の整備、社会保障施策の充実、消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、過疎地域の持続的発展等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- a 「デジタル田園都市国家構想事業費」については、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」に名称変更した上で、「地方創生推進費」（1兆円）及び「地域デジタル社会推進費」（2,000億円）を内訳として、1兆2,000億円計上する。
 - b 「地域社会再生事業費」については、4,200億円（前年度同額）計上する。
 - c 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - d 投資的経費に係る地方単独事業費については、「公共施設等適正管理推進事業費」のうち集約化・複合化事業の対象を拡充した上で、同事業費として5,000億円（前年度比200億円、4.2%増）を計上することとしており、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - e 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - f 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - g 一般行政経費（*）に係る地方単独事業費については、自治体DX・地域社会DXの推進や社会保障関係費の増加、地方公共団体の委託料の増加に要する経費等を適切に反映した計上を行うとともに、年度途中における給与改定に対応できるよう給与改善費を計上することにより、財源の重点的配分を図るほか、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - h 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
 - i 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 公営企業（公営企業型地方独立行政法人を含む。以下同じ。）の経営基盤の強化を図るとと

もに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

① 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、補助事業に係る地方負担分等を措置するため、871億円を確保する。また、一般財源充当分として33億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
- c 補助事業費、「地方税法」(昭和25年法律第226号)等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費等について所要の事業費2,704億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、一般財源充当分として217億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和7年度の地方財政計画は、**第39表**のとおりとなっており、その規模は、通常収支分は97兆94億円で、前年度と比べると3兆3,707億円増(3.6%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が2,704億円で、前年度と比べると73億円増(2.8%増)、全国防災事業が218億円で、前年度と比べると32億円減(12.8%減)となっている。

なお、令和7年度の国の当初予算については、国会における審議の過程において政府予算案等の国会修正が行われた。これに伴い、所得税の基礎控除の特例創設による地方交付税の法定率分の減や、高校生等奨学給付金の拡充等による地方負担の増等が生じることから、所要の措置を講じることとした。地方交付税の法定率分の減については、地方交付税額総額を確保するため、当初予定していた交付税特別会計借入金の償還額を2,056億円減額することにより対応した。

また、令和7年度の地方債計画(*)の規模は、通常収支分が9兆903億円で、前年度と比べると1,281億円減(1.4%減)となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が15億円で、前年度と比べると8億円増(114.3%増)となっている。

第39表

令和7年度地方財政計画歳入歳出一覧（その1 通常収支分）

(単位 億円・%)

| 区 分 | | 令和7年度 (A) | 令和6年度 (B) | 増減額 (A)-(B) (C) | 増減率 (C)/(B) |
|---------------------------|-----------------------|--------------------|------------------|-----------------------|----------------|
| 歳 入 | 地方税 | 454,493 | 427,329 | 27,164 | 6.4 |
| | 地方譲与税 | 29,661 | 27,293 | 2,368 | 8.7 |
| | 地方特例交付金等 | 1,936 | 11,320 | △ 9,384 | △ 82.9 |
| | 地方交付税 | 189,574 | 186,671 | 2,904 | 1.6 |
| | 国庫支出金 | 171,022 | 158,042 | 12,980 | 8.2 |
| | 地方債 | 59,602 | 63,103 | △ 3,501 | △ 5.5 |
| | うち臨時財政対策債 | 0 | 4,544 | △ 4,544 | 皆減 |
| | うち財源対策債 | 7,600 | 7,600 | 0 | 0.0 |
| | 使用料及び手数料 | 15,560 | 15,625 | △ 65 | △ 0.4 |
| | 雑収入 | 48,496 | 47,182 | 1,314 | 2.8 |
| | 復旧・復興事業一般財源充当分 | △ 33 | △ 8 | △ 25 | 312.5 |
| | 全国防災事業一般財源充当分 | △ 217 | △ 169 | △ 48 | 28.4 |
| | 計 | 970,094 | 936,388 | 33,707 | 3.6 |
| 一般財源 (水準超経費を除く交付団体ベース) | 675,414 637,714 | 656,980 627,180 | 18,435 10,535 | 2.8 1.7 | |
| 歳 出 | 給与関係経費 | 209,784 | 202,292 | 7,492 | 3.7 |
| | 退職手当以外 | 198,588 | 191,527 | 7,061 | 3.7 |
| | 退職手当 | 11,196 | 10,765 | 431 | 4.0 |
| | 一般行政経費 | 455,936 | 436,893 | 19,043 | 4.4 |
| | 補助 | 265,800 | 251,417 | 14,383 | 5.7 |
| | 単独 | 158,946 | 153,861 | 5,085 | 3.3 |
| | デジタル活用推進事業費 | 1,000 | — | 1,000 | 皆増 |
| | 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費 | 14,990 | 14,915 | 75 | 0.5 |
| | 新しい地方経済・生活環境創生事業費 | 12,000 | 12,500 | △ 500 | △ 4.0 |
| | 地方創生推進費 | 10,000 | 10,000 | 0 | 0.0 |
| | 地域デジタル社会推進費 | 2,000 | 2,500 | △ 500 | △ 20.0 |
| | 地域社会再生事業費 | 4,200 | 4,200 | 0 | 0.0 |
| | 公債 | 107,259 | 108,961 | △ 1,701 | △ 1.6 |
| | 維持補修費 | 15,525 | 15,344 | 181 | 1.2 |
| | うち緊急浚渫推進事業費 | 1,100 | 1,100 | 0 | 0.0 |
| | 投資的経費 | 121,103 | 119,896 | 1,207 | 1.0 |
| | 直轄・補助 | 57,466 | 56,259 | 1,207 | 2.1 |
| | 単独 | 63,637 | 63,637 | 0 | 0.0 |
| | うち緊急防災・減災事業費 | 5,000 | 5,000 | 0 | 0.0 |
| | うち公共施設等適正管理推進事業費 | 5,000 | 4,800 | 200 | 4.2 |
| | うち緊急自然災害防止対策事業費 | 4,000 | 4,000 | 0 | 0.0 |
| | うち脱炭素化推進事業費 | 1,000 | 1,000 | 0 | 0.0 |
| | 公営企業繰出金 | 22,787 | 23,202 | △ 415 | △ 1.8 |
| | 企業債償還費普通会計負担分 | 12,394 | 13,059 | △ 665 | △ 5.1 |
| | その他の | 10,393 | 10,143 | 250 | 2.5 |
| | 不交付団体水準超経費 | 37,700 | 29,800 | 7,900 | 26.5 |
| | 計 | 970,094 | 936,388 | 33,707 | 3.6 |
| (水準超経費を除く交付団体ベース) | 932,394 | 906,588 | 25,807 | 2.8 | |
| 地方一般歳出(*) | 812,741 | 784,568 | 28,173 | 3.6 | |

(注) 新しい地方経済・生活環境創生事業費の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」(12,500億円)の額である。

第39表 令和7年度地方財政計画歳入歳出一覧（その2 東日本大震災分）（単位 億円・%）

(1) 復旧・復興事業

| 区 分 | | 令和7年度 (A) | 令和6年度 (B) | 増減額 (A)-(B) (C) | 増減率 (C)/(B) |
|---------|-----------|--------------|--------------|-----------------------|----------------|
| 歳 入 | 震災復興特別交付税 | 871 | 904 | △33 | △3.7 |
| | 一般財源充当分 | 33 | 8 | 25 | 312.5 |
| | 国庫支出金 | 1,731 | 1,655 | 76 | 4.6 |
| | 地方債 | 11 | 2 | 9 | 450.0 |
| | 雑収入 | 58 | 62 | △4 | △6.5 |
| 計 | | 2,704 | 2,631 | 73 | 2.8 |
| 歳 出 | 給与関係経費 | 49 | 51 | △2 | △3.9 |
| | 一般行政経費 | 1,129 | 1,187 | △58 | △4.9 |
| | 補助 | 853 | 836 | 17 | 2.0 |
| | 単独 | 276 | 351 | △75 | △21.4 |
| | 公債費 | 58 | 62 | △4 | △6.5 |
| | 投資的経費 | 1,468 | 1,331 | 137 | 10.3 |
| | 直轄・補助 | 1,468 | 1,329 | 139 | 10.5 |
| | 単独 | 0 | 2 | △2 | △100.0 |
| 公営企業繰出金 | 0 | 0 | △0 | △0.0 | |
| 計 | | 2,704 | 2,631 | 73 | 2.8 |

(2) 全国防災事業

| 区 分 | | 令和7年度 (A) | 令和6年度 (B) | 増減額 (A)-(B) (C) | 増減率 (C)/(B) |
|--------|---------|--------------|--------------|-----------------------|----------------|
| 歳 入 | 地方税 | - | 80 | △80 | 皆減 |
| | 一般財源充当分 | 217 | 169 | 48 | 28.4 |
| | 雑収入 | 1 | 1 | 0 | 0.0 |
| 計 | | 218 | 250 | △32 | △12.8 |
| 歳 出 | 公債費 | 218 | 250 | △32 | △12.8 |
| | 計 | 218 | 250 | △32 | △12.8 |

1
2
3
4
5
6
7
8
1
2
3
4
5
6
7

令和7年度の地方財政

(2) 令和7年度補正予算及び一般会計予備費の使用

ア 令和7年度補正予算（第1号）とそれに伴う財政措置等

(ア) 令和7年度補正予算（第1号）

令和7年度補正予算（第1号）は、令和7年11月28日に閣議決定、同年12月8日に第219回臨時国会に提出され、同年12月16日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、生活の安全保障・物価高への対応8兆9,041億円、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現6兆4,330億円、防衛力と外交力の強化1兆6,560億円、今後への備え（予備費の確保）7,098億円等が追加計上されたほか、既定経費の減額1兆1,950億円の修正減少額が計上された。

また、歳入面で、税収2兆8,790億円、税外収入1兆155億円、前年度剰余金受入2兆7,129億円、公債金11兆6,960億円（建設公債3兆5,390億円及び特例公債8兆1,570億円）が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和7年度当初予算に対し、18兆3,034億

円増加し、133兆5,012億円となった。

(イ) 令和7年度補正予算（第1号）に係る財政措置等

この補正予算においては、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下の措置を講じることとした。

a 地方交付税

この補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される令和7年度分の地方交付税の額は、1兆5,102億円（令和6年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額5,043億円及び令和7年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額1兆59億円）である。

(a) 以下のとおり、1兆3,102億円を令和7年度の地方交付税総額に加算して増額交付する措置を講じる。

- ① 普通交付税の調整額を復活するとともに、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担（平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決への対応を踏まえた保護費の追加支給に必要となる経費を含む。）、地方公務員の給与改定に必要となる経費の一部、委託料等に係る物価高対応（以下「価格転嫁対策」という。）に必要となる経費等を措置するため、令和7年度の地方交付税を1兆653億円（普通交付税1兆14億円及び特別交付税639億円）増額交付する。

このうち、価格転嫁対策については、普通交付税を2,000億円増額交付する。これは、委託料の追加300億円、道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費の追加750億円、道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）の追加900億円等を想定したものである。

この普通交付税の増額交付に対応して、令和7年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」及び「給与改定費」を創設するとともに、調整額を復活等する。

- ② 令和8年度及び令和9年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため、令和7年度の普通交付税を2,209億円増額交付する。

これに対応して、令和7年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基金費」を創設する。

なお、「臨時財政対策債償還基金費」の算定額については、令和8年度及び令和9年度の「臨時財政対策債償還費」から令和8年度は当該算定額の4分の3、令和9年度は当該算定額の4分の1に相当する額を控除する。

- ③ 上記①の639億円に加えて、令和6年能登半島地震に係る財政需要に対応するため、令和7年度の特別交付税の総額に240億円加算する。
- ④ 上記①②に伴い、普通交付税の再算定を行う。

(b) 令和7年度地方財政計画において「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和7年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用時期を見直す。

以上の措置を講じるため、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する

法律案」を第219回臨時国会に提出し、令和7年12月16日に成立した（令和7年法律第88号）。

b 追加の財政需要

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対して所要の財政措置を講じることとした。

c 投資的経費（単独）の増額に伴う対応

地方公共団体が投資的経費においても価格転嫁を進め、物価高の中で必要な道路や施設の改修等に取り組めるよう、事業規模で2,000億円を想定し、上記a（a）の地方交付税の増額交付に併せて、一般事業債等を増額し、所要の公的資金を確保することとした。

d 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額

この補正予算においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算4,000億円）増額することとされた。

（ウ）地方公務員の給与改定

令和7年の国家公務員の給与改定については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和7年11月11日閣議決定）において、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の趣旨に沿って適切に対応されるよう、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和7年11月11日付け総務副大臣通知）で通知した。

なお、当該給与改定に係る一般財源所要額については、給与改善費（2,000億円）、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部及び上記（イ）a（a）の地方交付税の増額交付の中で対応することとした。

イ 令和7年度一般会計予備費の使用

令和7年度一般会計予備費について、令和7年9月2日に529億円の使用が閣議決定された。

この一般会計予備費使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対して所要の財政措置を講じることとした。

令和8年度の地方財政

令和8年度の地方財政計画においては、物価高の中で官公需の価格転嫁への対応に必要な経費や、社会保障関係費、人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増等を歳出に計上した。

その上で、地方公共団体が、様々な行政課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方税・地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで令和7年度を大幅に上回る3.7兆円を増額確保し、地方財政計画（通常収支分）の規模は初めて100兆円を超えた。

併せて、堅調な税収動向を反映し、地方税や地方交付税の法定率分の増加が見込まれる中で、臨時財政対策債の新規発行額を、令和7年度に引き続きゼロとした上で、地方財政計画としては初めて「臨時財政対策債償還基金費」を創設したほか、交付税特別会計の借入金残高を縮減し、地方財政の健全化にも取り組んでいる。

(1) 地方財政計画

令和8年度においては、通常収支分について、累積した巨額の債務残高を抱えるなど引き続き厳しい地方財政の状況等を踏まえ、歳出面においては、物価高の中での官公需の価格転嫁やいわゆる教育無償化への対応等に必要な経費を計上するとともに、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、物価高、社会保障関係費や人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、経済・物価動向等を適切に反映し、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

なお、地方財政審議会からは、令和7年5月23日に『「地方創生2.0」の推進と持続可能な地方行財政の確立のための地方税財政改革についての意見』及び同年12月8日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和8年度の地方財政への対応等についての意見」が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和8年度の地方財政計画を策定している。

ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、令和8年度地方税制改正では、個人住民税について給与所得控除の見直しなどの措置を講じるほか、道府県民税利子割に係る清算制度の導入やふるさと納税制度の見直し、軽油引取税の当分の間税率並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止などの税制上の措置を講じることとしている。

- (イ) 軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金によって全額を補填することとしている。
- (ウ) 令和8年度の地方交付税については、20兆1,848億円（前年度比1兆2,274億円、6.5%増）を確保することとし、次の措置を講じるとともに、所要の法律改正を行う。
- a 令和8年度の地方財源不足見込額1兆254億円については、次の措置を講じる。
- (a) 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。
- (b) 地方交付税については、国の一般会計加算（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算）により154億円増額する。
- また、交付税特別会計剰余金500億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。
- b 交付税特別会計借入金については、一般会計への債務承継分7,000億円を含め2兆2,000億円を前倒し、2兆9,000億円の残高縮減を実施する。
- (エ) 臨時財政対策債の償還のための基金の積立てに要する経費として、臨時財政対策債償還基金費を8,376億円計上する。
- (オ) 地方債については、物価高が継続する中、地方公共団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、道路や施設の改修等に係る投資的経費の確保への対応をするとともに、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の実情に応じた高校教育改革、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、9兆4,738億円（普通会計分6兆1,448億円、公営企業会計等分3兆3,290億円）とする。
- (カ) 給与関係経費については、令和7年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費等について所要額を計上するとともに、会計年度任用職員の給与等を一般行政経費から移し替えて計上する。
- (キ) 物価高やいわゆる教育無償化への対応、自治体DX・地域社会DXや地方創生の推進、地域社会の維持・再生、こども・子育て政策の強化、社会保障施策の充実、住民に身近な社会資本の整備、消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、過疎地域の持続的発展等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- a 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理等の委託料、道路や河川等の維持補修費、道路や施設の改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方公共団体のコストの増加にきめ細かく対応することとし、5,850億円を増額計上する。
- b いわゆる教育無償化に係る地方負担について、地方財政計画の歳出に全額計上する。
- c 都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上を推進するため、「地域未来基金費」を4,000億円計上する。
- d 「地域デジタル社会推進費」について、事業期間を令和11年度まで延長し、1,500億円計

上する。

- e 「地方創生推進費」については1兆円（前年度同額）、「地域社会再生事業費」については4,200億円（前年度同額）計上する。
 - f 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - g 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - h 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - i 投資的経費に係る地方単独事業費については、物価高への対応のほか、地方公共団体が地域の实情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費」を1,000億円計上することとし、全体で前年度に比し6.3%増額するとともに、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - j 一般行政経費に係る地方単独事業費については、委託料等の増加のほか、社会保障関係費の増加に要する経費等を適切に反映した計上を行うとともに、年度途中における給与改定に対応できるよう給与改善費を計上することにより、財源の重点的配分を図るほか、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - k 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
 - l 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (ク) 公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (ケ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、補助事業に係る地方負担分等を措置するため、539億円を確保する。また、一般財源充当分として63億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、16億円

(普通会計分10億円、公営企業会計等分6億円)とする。

- c 補助事業費、地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費等について所要の事業費2,217億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、一般財源充当分として180億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和8年度の地方財政計画は、**第40表**のとおりとなっており、その規模は、通常収支分は102兆4,427億円で、前年度*¹と比べると5兆3,783億円増(5.5%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が2,217億円で、前年度と比べると487億円減(18.0%減)、全国防災事業が181億円で、前年度と比べると37億円減(17.0%減)となっている。

また、令和8年度の地方債計画の規模は、通常収支分が9兆4,738億円で、前年度と比べると3,835億円増(4.2%増)となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が16億円で、前年度と比べると1億円増(6.7%増)となっている。

2

* 1 前年度の額は、令和7年度政府予算案等の国会修正を反映している。以下このページにおいて同じ。

第40表

令和8年度地方財政計画歳入歳出一覧（その1 通常収支分）

(単位 億円・%)

| 区 分 | | 令和8年度 (A) | 令和7年度 (B) | 増減額 (A)-(B) (C) | 増減率 (C)/(B) |
|------------------------------|----------------------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|----------------|
| 歳 入 | 地 方 税 | 478,185 | 454,493 | 23,692 | 5.2 |
| | 地 方 譲 与 税 | 31,932 | 29,661 | 2,271 | 7.7 |
| | 地 方 特 例 交 付 金 等 | 8,156 | 1,936 | 6,220 | 321.3 |
| | 地 方 交 付 税 | 201,848 | 189,574 | 12,274 | 6.5 |
| | 国 庫 支 出 金 | 177,138 | 172,070 | 5,068 | 2.9 |
| | 地 方 債 | 61,448 | 59,620 | 1,828 | 3.1 |
| | うち臨時財政対策債 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| | うち財源対策債 | 7,600 | 7,600 | 0 | 0.0 |
| | 使用料及び手数料 | 15,016 | 15,044 | △ 28 | △ 0.2 |
| | 雑 収 入 | 50,947 | 48,496 | 2,451 | 5.1 |
| | 復旧・復興事業一般財源充当分 | △ 63 | △ 33 | △ 30 | 90.9 |
| | 全国防災事業一般財源充当分 | △ 180 | △ 217 | 37 | △ 17.1 |
| | 計 | 1,024,427 | 970,644 | 53,783 | 5.5 |
| 一 般 財 源 (水準超経費を除く交付団体ベース) | 719,878 675,078 | 675,414 637,714 | 44,464 37,364 | 6.6 5.9 | |
| 歳 出 | 給 与 関 係 経 費 (会計年度任用職員移し替え後比較) | 240,075 240,075 | 209,784 228,598 | 30,291 11,477 | 14.4 5.0 |
| | 退 職 手 当 以 外 (会計年度任用職員移し替え後比較) | 228,238 228,238 | 198,588 217,402 | 29,650 10,836 | 14.9 5.0 |
| | 退 職 手 当 | 11,837 | 11,196 | 641 | 5.7 |
| | 一 般 行 政 経 費 (会計年度任用職員移し替え後比較) | 455,115 455,115 | 456,456 437,642 | △ 1,341 17,473 | △ 0.3 4.0 |
| | 補 助 | 279,689 | 266,375 | 13,314 | 5.0 |
| | 単 独 (会計年度任用職員移し替え後比較) | 144,037 144,037 | 158,881 140,067 | △ 14,844 3,970 | △ 9.3 2.8 |
| | うちデジタル活用推進事業費 | 1,500 | 1,000 | 500 | 50.0 |
| | 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費 | 15,689 | 15,000 | 689 | 4.6 |
| | 地 方 創 生 推 進 費 | 10,000 | 10,000 | 0 | 0.0 |
| | 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費 | 1,500 | 2,000 | △ 500 | △ 25.0 |
| | 地 域 社 会 再 生 事 業 費 | 4,200 | 4,200 | 0 | 0.0 |
| | 地 域 未 来 基 金 費 | 4,000 | — | 4,000 | 皆増 |
| | 公 債 費 | 107,674 | 107,259 | 414 | 0.4 |
| | 臨 時 財 政 対 策 債 償 還 基 金 費 | 8,376 | — | 8,376 | 皆増 |
| | 維 持 補 修 費 | 16,275 | 15,525 | 750 | 4.8 |
| | 投 資 的 経 費 | 124,568 | 121,133 | 3,435 | 2.8 |
| | 直 轄 ・ 補 助 | 56,931 | 57,496 | △ 565 | △ 1.0 |
| | 単 独 | 67,637 | 63,637 | 4,000 | 6.3 |
| | うち緊急防災・減災事業費 | 5,000 | 5,000 | 0 | 0.0 |
| | うち緊急自然災害防止対策事業費 | 4,000 | 4,000 | 0 | 0.0 |
| | うち脱炭素化推進事業費 | 1,000 | 1,000 | 0 | 0.0 |
| | うち高等学校教育改革等推進事業費 | 1,000 | — | 1,000 | 皆増 |
| | 公 営 企 業 繰 出 金 | 23,545 | 22,787 | 758 | 3.3 |
| | 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分 | 12,431 | 12,394 | 37 | 0.3 |
| | そ の 他 | 11,114 | 10,393 | 721 | 6.9 |
| | 不 交 付 団 体 水 準 超 経 費 | 44,800 | 37,700 | 7,100 | 18.8 |
| | 計 | 1,024,427 | 970,644 | 53,783 | 5.5 |
| (水準超経費を除く交付団体ベース) | 979,627 | 932,944 | 46,683 | 5.0 | |
| 地 方 一 般 歳 出 | 851,146 | 813,291 | 37,855 | 4.7 | |

(注) 令和7年度の額は、令和7年度政府予算案等の国会修正を反映している。

第40表 令和8年度地方財政計画歳入歳出一覧（その2 東日本大震災分）（単位 億円・%）

(1) 復旧・復興事業

| 区 分 | | 令和8年度 (A) | 令和7年度 (B) | 増減額 (A)-(B) (C) | 増減率 (C)/(B) |
|---------|-----------|--------------|--------------|-----------------------|----------------|
| 歳 入 | 震災復興特別交付税 | 539 | 871 | △ 332 | △ 38.1 |
| | 一般財源充当分 | 63 | 33 | 30 | 90.9 |
| | 国庫支出金 | 1,552 | 1,731 | △ 179 | △ 10.3 |
| | 地方債 | 10 | 11 | △ 1 | △ 9.1 |
| | 雑収入 | 53 | 58 | △ 5 | △ 8.6 |
| 計 | | 2,217 | 2,704 | △ 487 | △ 18.0 |
| 歳 出 | 給与関係経費 | 40 | 49 | △ 9 | △ 18.4 |
| | 一般行政経費 | 1,119 | 1,129 | △ 10 | △ 0.9 |
| | 補助 | 903 | 853 | 50 | 5.9 |
| | 単独 | 215 | 276 | △ 61 | △ 22.1 |
| | 公債費 | 53 | 58 | △ 5 | △ 8.6 |
| | 投資的経費 | 1,005 | 1,468 | △ 463 | △ 31.5 |
| | 直轄・補助 | 1,005 | 1,468 | △ 463 | △ 31.5 |
| | 単独 | 0 | 0 | △ 0 | △ 0.0 |
| 公営企業繰出金 | 0 | 0 | △ 0 | △ 0.0 | |
| 計 | | 2,217 | 2,704 | △ 487 | △ 18.0 |

(2) 全国防災事業

| 区 分 | | 令和8年度 (A) | 令和7年度 (B) | 増減額 (A)-(B) (C) | 増減率 (C)/(B) |
|--------|---------|--------------|--------------|-----------------------|----------------|
| 歳 入 | 一般財源充当分 | 180 | 217 | △ 37 | △ 17.1 |
| | 雑収入 | 1 | 1 | 0 | 0.0 |
| 計 | | 181 | 218 | △ 37 | △ 17.0 |
| 歳 出 | 公債費 | 181 | 218 | △ 37 | △ 17.0 |
| | 計 | 181 | 218 | △ 37 | △ 17.0 |

(注) 令和7年度の額は、令和7年度政府予算案等の国会修正を反映している。

(2) 公営企業等に関する財政措置

ア 公営企業

(ア) 通常収支分

公営企業については、上記(1)ア(ク)の公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金として、地方財政計画において2兆3,545億円（前年度2兆2,787億円）を計上する。

公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分3兆3,290億円（前年度3兆1,283億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは、以下のとおりである。

- a これまで公営企業が提供してきた住民生活に必要なサービスを地域において持続的に提供していくためには、公営企業の経営改善の取組を進めることが重要であることから、これらの取組に伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う際、一般会計において一時的に必要となる多額の経費負担を平準化するため、公営企業経営改善特例債を創設することとしてい

る。

- b 公営企業の脱炭素化の取組については、公営企業債（脱炭素化推進事業）の事業期間を令和12年度まで延長するとともに、空調等の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす場合の省エネルギー改修等を対象に追加する。
- c 埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故等を踏まえ、上下水道管路の老朽化対策を推進するため、下水道管路に係る全国特別重点調査への対応、水道管路耐震化事業「重点対策分」及びDX技術を活用した上下水道管路の点検・調査への措置を拡充する。
- d 厳しい経営環境に直面している病院事業について、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、引き続き病院事業債（経営改善推進事業）を充当できることとしている。

また、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、地方交付税単価を引き上げることとしている。

さらに、不採算地区病院等については、特別交付税措置の基準額引上げ措置を継続するとともに、周辺人口が少ない等の不採算地域において、不採算地区中核病院がその機能を維持できるよう、不採算地区病院と同様の特別交付税措置の基準額を引き上げる措置を実施する。

加えて、資材価格の高騰等による建設事業費の上昇等を踏まえ、公立病院の新設・建替に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げる。

（イ）東日本大震災分

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において0.01億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分6億円を計上する。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、厳しい財政状況に配慮し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

（ア）都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県国保に繰り入れられる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（5,850億円）について地方交付税措置を講じる。

（イ）国保被保険者のうち低所得者に係る保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,567億円）について地方交付税措置を講じる。

（ウ）国保被保険者のうち未就学児に係る保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村

- 1/4) を負担することとし、地方負担（42億円）について地方交付税措置を講じる。
- (工) 国保被保険者のうち子育て世代の負担軽減、次世代育成支援及び負担能力に応じた負担とする観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が産前産後期間の保険料免除相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（8億円）について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（1,382億円）について地方交付税措置を講じる。
- (カ) 高額医療費負担金（3,623億円）については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2）を負担することとし、地方負担（906億円）について地方交付税措置を講じる。
- (キ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。
- (ク) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（396億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、都道府県国保1/3）を負担することとし、地方負担（132億円）について地方交付税措置を講じる。

ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和（均等割2割・5割・7割軽減）を図るため、都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）が負担（都道府県3/4、市町村1/4）することとし、その所要額（4,272億円）について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 高額医療費負担金（5,352億円）については、後期高齢者医療広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、後期高齢者医療広域連合1/2）を負担することとし、地方負担（1,338億円）について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（225億円）に対して国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、後期高齢者医療広域連合1/3）を負担することとし、地方負担（75億円）について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 後期高齢者医療広域連合に対する市町村分担金、市町村（一部事務組合等を除く。）の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

3

第3部

最近の地方財政をめぐる
諸課題への対応

1 物価高等への対応

物価高が継続する中、地方公共団体から民間への請負契約等の官公需は、地域経済において重要な役割を果たしているため、適切な価格転嫁を通じて、地域における賃上げを促進し、経済の好循環に繋げる必要がある。加えて、物価高の影響を受けた生活者や事業者への支援や、地方公共団体の給与改定等への対応が必要となっており、国においても財政措置を講じてきた。

(1) 物価高・官公需の価格転嫁への対応

ア 補正予算等の対応

「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」（令和7年4月25日米国の関税措置に関する総合対策本部決定）の一環として、令和7年5月27日に令和7年度一般会計予備費（3,881億円）の使用が閣議決定され、地域の実情に応じ、生活者・事業者に対し消費・事業継続の下支え等を支援するために、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業メニュー分が1,000億円、増額措置された。

また、令和7年11月21日には、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～が閣議決定され、国民の暮らしを守り抜くため、物価高の影響を地域の実情に応じてきめ細かく緩和する対策を講じるとともに、家計・事業者のエネルギーコスト負担の軽減策を実施し、国民生活と企業活動の両面を下支えすることとし、令和7年度補正予算（第1号）において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算4,000億円）が計上された。

加えて、令和7年度補正予算（第1号）による地方交付税の増額においては、物価高の中で地方公共団体が適切に価格転嫁に取り組めるよう、委託料、維持補修費等について2,000億円増額交付することとした。

イ 当初予算の対応

令和8年度の地方財政計画においては、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、道路や施設の改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方公共団体のコストの増加にきめ細かく対応することとし、一般行政経費（単独）に1,600億円（委託料：800億円、民間事業者への補助等：800億円）、維持補修費に750億円、投資的経費（単独）に3,000億円、公営企業繰出金に500億円を増額計上している。

ウ 物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底

物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、企業数の99%以上、従業員数の70%近くを占める中小企業を中心として、労務費や原材料費等が円滑に価格転嫁できる環境を整備することが重要である。

とりわけ、GDP全体の約1/4を占める公的需要は、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあることから、地域経済の活性化等の観点からも適切な価格転嫁が必要であり、地方公共団体には、「適正な価格で契約を行う」ことに対する意識の確立が求められている。

このため、各地方公共団体においては、

- ・ 実勢価格を踏まえた適切な予定価格の作成
- ・ 最低賃金の改定など契約期間中の状況の変化に応じた契約変更
- ・ 適正な価格での契約を担保するための低入札価格調査制度・最低制限価格制度の原則導入

などの取組を行う必要がある。

なお、こうした価格転嫁の取組状況については、令和8年度から、普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに価格転嫁分（1,000億円程度）を創設し、算定に反映することとしている。

(2) 地方公務員の給与改定

令和7年人事院勧告において、民間企業の賃上げの状況等を反映して、月例給は令和6年を上回る高水準のベースアップとなり、全体では平均3.62%引上げ、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員には、令和6年を大幅に上回る引上げ改定を行うこととなった。また、特別給は0.05月分引上げとなった。

地方公務員の給与改定については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和7年11月11日閣議決定）において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応することとされた。これを踏まえ、地方公務員の給与改定に要する経費の地方負担分として、令和7年度の給与改定所要額7,011億円について、令和7年度の地方財政計画の給与改善費、追加財政需要額の一部及び令和7年度補正予算（第1号）による地方交付税の増額交付の中で対応することとした。また、令和8年度の地方財政計画においては、令和8年度における令和7年人事委員会勧告に伴う給与改定所要額6,790億円を計上するとともに、年度途中の給与改定に対応できるよう、給与改善費を2,000億円増額し、4,000億円を計上している。



2 地域未来戦略の推進



平成26年に「地方創生」を開始して以降、全国各地で地方創生に向けた様々な取組が行われてきたが、人口減少や東京一極集中の流れを変えるまでには至っていない。また、地方部では人口減少が急速に進んでおり、消費の減少を通じて地域経済全体の縮小につながることを懸念されている。そのため、「地域未来戦略」を推進し、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指すこととしている。

(1) 地域未来戦略の推進

令和7年11月に、内閣総理大臣を本部長、関係大臣を本部員とする「地域未来戦略本部」が設置された。同年12月には、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめた「地方創生に関する総合戦略」（令和7年12月23日閣議決定）が策定された。同総合戦略で整理された施策を基盤に、「強い経済」の実現に力点を置いた施策を追加し、令和8年夏を目途に「地域未来戦略」を取りまとめることとされている。

令和7年度補正予算（第1号）において、「地域未来交付金」が創設され、1,000億円が計上された。令和8年度予算案においても、1,600億円が計上され、地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、各地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような地域の独自の取組を後押しすることとされている。

また、「地域未来戦略」を踏まえ、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進し、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、都道府県が基金を設置することを想定し、令和8年度に限り、地方財政計画の歳出に新たに「地域未来基金費」4,000億円を計上した上で、その全額を道府県分の基準財政需要額に算入することとしている。

(2) 持続可能な地域社会の実現に向けた地方創生の取組

地方は、人口減少や深刻な担い手不足などによる日常生活の持続可能性の低下など、様々な課題に直面している。これらの課題を解決するため、地方への人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環による付加価値の創造等の取組を進め、持続可能な地域社会を構築していく必要がある。

ア 地方への人の流れの創出・拡大

過度な東京一極集中の進展は、特に少子高齢化・過疎化が進む地方における地域社会の担い手不足や、地域コミュニティの衰退、生活に必要なサービスの維持やインフラ管理の困難などの観点から大きな問題であるところ、その是正は我が国全体にとって喫緊の課題であり、地方への人の流れ

2

3

4

5

6

7

8

1

2

1

2

3

4

5

6

7

地域未来戦略の推進

や関係人口の創出・拡大に向けた取組を行う必要がある。

そこで、関係人口に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みとして、令和8年度中に「ふるさと住民登録制度」を創設することとしている。また、制度の創設に伴い、関係人口の充実・拡大等に向けた地方公共団体による幅広い取組を支援するため、制度の推進に要する経費について、新たに特別交付税措置を講じることとしている。

地域おこし協力隊について、現役隊員数を1万人とする目標の達成に向けて、戦略的な情報発信を行うとともに、任期延長特例の導入など、地場産業等の担い手の確保に向けた支援を強化することとしている。また、都市部企業の社員や退職したシニア層を即戦力として活用する「地域活性化起業人」について、令和7年11月からマッチングプラットフォームの運用を開始し、更なる推進を図っていくこととしている。

① 地域経済の好循環による付加価値の創造等

人口減少・少子高齢化の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、良質な雇用の確保が特に重要な課題となっている。

このことから、産官学金の連携により地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」をはじめとした地方公共団体のローカルスタートアップの取組の加速化などにより、地域経済の好循環による付加価値の創造を図ることとしている。なお、「ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）」については、令和8年度から公費助成の上限額の引上げなど所要の見直しを行うこととしている。

また、地域人口の急減に直面する地域において地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業協同組合制度については、関係市町村等への派遣に係る員外利用規制の緩和等を内容とする「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第15号）が令和7年3月に成立したところであり、引き続き組合の取組を支援することとしている。

② 過疎対策の推進

過疎地域は、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支える重要な役割を果たしている一方で、人口減少・少子高齢化等の厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続し、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、交通機能や医療提供体制の確保、集落の維持等が喫緊の課題となっていることから、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）に基づき、過疎対策事業債や国庫補助率の嵩上げ等の特例措置が講じられている。

令和8年度においては、過疎対策事業債について、過疎地域の持続的発展に資する事業を計画的に実施できるよう、地方債計画に対前年度比200億円増の6,100億円を計上するとともに、過疎地域における人材の育成や、ICT等技術を活用した取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援交付金」について、前年度同額の8.0億円を予算計上している。

3 防災・減災、国土強靱化及び公共施設等の適正管理の推進等

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、南海トラフ地震などの大規模地震の発生も切迫している。引き続き、国民の生命・財産を守るため、地方公共団体が国と連携しつつ、防災・減災、国土強靱化対策に取り組む必要がある。

また、高度経済成長期に大量に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎える中、各地方公共団体においては、人口減少や少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化や地方財政の厳しい状況等を踏まえ、公共施設等の適正管理に向けた取組を着実に推進する必要がある。

(1) 防災・減災、国土強靱化の推進等

ア 防災・減災、国土強靱化の推進

「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定。以下「実施中期計画」という。）に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業について、その地方負担を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置することとしている。実施中期計画の1年目である令和8年度分については、令和7年度補正予算（第1号）（国費1兆9,159億円）を活用することとされており、その地方負担については、補正予算債（本省繰越された場合には防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）により措置することとしている。

地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策のための施設整備等に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」について、指定避難所における厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等の整備等を対象事業に追加した上で、令和12年度まで延長することとし、令和8年度の地方財政計画に前年度同額の5,000億円を計上している。



キッチンカー（厨房設備）



防災コンテナ

また、地方公共団体が、実施中期計画と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、老朽化した橋りょうへの対策を強化するため、これまで対象としてきた農道・林道橋りょうの改修に加え、新たに、定期点検の結果、早期又は緊急に措置を講ずべきと診断された橋りょう（道路、農道及び林道）について、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために実施する除却を対象事業に追加した上で、事業期間を令和12年度まで延長することとし、令和8年度の地方財政計画に前年度同額の4,000億円を計上している。

イ 上下水道の老朽化対策の推進

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故等を踏まえ、上下水道インフラの老朽化対策を推進するため、地方財政措置を拡充することとしている。具体的には、令和7年度中に実施されている大規模下水道管路に係る「全国特別重点調査」の結果、対策が必要とされた下水道管路に係る修繕経費について、令和12年度までの間、下水道事業債の対象経費に追加する等の措置を講じることとしている。また、水道管路耐震化事業について、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するため、大規模管路等の耐震化事業に対する地方財政措置を拡充するとともに、令和12年度まで延長することとしている。さらに、DX技術を活用した上下水道管路の点検・調査に係る委託経費について、令和9年度まで特別交付税措置を講じることとしている。

(2) 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正管理については、公共施設等の老朽化や人口減少等の進行を踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であり、平成26年4月の総務省の要請を踏まえ、各地方公共団体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（以下「総合管理計画」という。）を策定している。

そのような中、総合管理計画の策定から一定の期間が経過していることも踏まえ、地方公共団体に対して、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の内容を反映しつつ、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通しや適正管理に取り組むことによる効果額を盛り込んだ総合管理計画の見直しを要請してきたところであり、ほぼ全ての団体で完了している。今後も、人口減少等を踏まえた不断の見直しを行い、更なる内容充実を図り、総合管理計画の具体性・実効性を高める取組を進めていくことが重要である。

令和8年度においては、「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方公共団体が公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、地方財政計画に5,000億円（前年度同額）を計上した上で、集約化・複合化等に伴う除却事業の対象に公営住宅等を追加することとしている。

また、広域的な公共施設の集約化・複合化を円滑に進めるため、複数の地方公共団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費及び集約化等の円滑化のための経費について、特別交付税措置を講じている。

併せて、後述する「経営・財務マネジメント強化事業」により、総合管理計画の見直しや複数の地方公共団体による公共施設の集約化等の取組を支援するための専門のアドバイザーを派遣することとしている。

4 地域におけるDX・GXの推進

地域社会全体のデジタル変革を加速させ、活力ある地方を創るためには、デジタル技術を活用して地方の社会課題解決や魅力向上を図るとともに、地方公共団体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進していく必要がある。

また、「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化していく必要がある。

(1) マイナンバー制度及びマイナンバーカードの取得支援・利用の推進

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上及び公平・公正な社会を実現するデジタル社会の基盤である。今後、各地方公共団体のDX等を進め、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する業務改革に取り組んでいくに当たっては、マイナンバー制度を積極的に利活用していくことが不可欠である。

マイナンバーカードについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、交付事務を担う市町村においては、カードや電子証明書の更新需要の増加を踏まえ、土日・夜間開庁や臨時交付窓口等の窓口体制の増強を図ることとされている。また、高齢者等のカードの取得に課題のある方に対する環境整備として、福祉施設等における出張申請受付を推進するとともに、住民が身近な場所でカードの更新等の手続きをできるよう郵便局窓口の活用を推進することとされ、国はこれらの取組に対する財政支援を通じて、住民が円滑にカードを取得・更新できる環境の整備を進めている。今後も、マイナンバーカードと在留カードとの一体化や、カードへの振り仮名記載などの取組を進めていくこととされている。

加えて、本人の所得・地方税、行政機関からのお知らせなど、必要な情報をいつでも確認できる行政手続のオンライン窓口である「マイナポータル」においては、オンラインでの出生届の提出に併せて新生児のマイナンバーカード交付申請が可能となるなど、オンラインで完結される手続が順次、拡大してきている。

(2) 自治体DXの推進

今後急速な人口減少が見込まれる中、地方公共団体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために、フロントヤード改革（住民との接点の多様化・充実化、窓口事務の効率化等）とバックヤード改革（情報システムの標準化・共通化や、eLTAXを活用した地方税・公金の電子納付等）を進め、住民サービスの利便性向上や行政事務の効率化を目指すことが重要である。

ア 自治体DX推進計画等

総務省では、国の取組と歩調を合わせた地方公共団体の取組を強力に推進するため、「自治体デ

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.1版】（令和8年1月30日。以下「自治体DX推進計画」という。）等を策定しており、引き続き、国の取組の進捗等を踏まえて見直しを行っていくこととしている。

自治体DX推進計画では、DXの取組を着実に実施するための前提となるDX推進体制の構築やデジタル人材の確保・育成について示した上で、自治体フロントヤード改革の推進や地方公共団体情報システムの標準化等、8つの事項を地方公共団体が重点的に取り組むべき「重点取組事項」として定め、その具体的内容や国の主な支援策等を示している。

イ 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材の確保・育成

都道府県と市町村が連携したDX推進体制の中で、市町村が求めるDX支援のための人材プール機能の確保を進めることとしている。都道府県が一定のスキル・経験を有し、市町村支援業務を行うデジタル人材（自治体DXアクセラレータ）を任用する場合の人件費等について、地方交付税措置を講じている。

加えて、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費や、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に要する経費について、特別交付税措置を講じている。

また、令和7年度補正予算（第1号）において、DX推進体制活用・強化に取り組む都道府県に対するノウハウの提供や、都道府県が確保した人材に対する行政実務研修等を行う「自治体デジタル人材確保支援事業」を実施することとしている。

ウ 自治体フロントヤード改革

自治体フロントヤード改革については、マイナンバーカードやデジタルツールを活用し、対面・非対面の手続を適切に組み合わせて住民との接点を多様化・充実化することや、データ対応の徹底、さらにバックヤード改革に繋げることで、住民の利便性向上と行政事務の効率化を実現することを目指している。

このため、デジタル庁において実施しているガバメントクラウド上での「窓口DXaaS」の提供や「窓口BPRアドバイザー」の派遣等による「書かないワンストップ窓口」の推進に加え、令和7年度補正予算（第1号）において総務省で実施している自治体フロントヤード改革推進に係る事業を通じて、住民の利便性向上・行政事務の効率化に関する効果を示しつつ、円滑なデジタル実装が可能となるような手順書により取組の横展開を図るとともに、取組状況の見える化を行うことにより、地方公共団体の自主的な改革を促進することとしている。

エ 地方公共団体の情報システムの標準化

地方公共団体の情報システムの標準化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）に基づき、基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、同法第5条に基づく基本方針の下で所管省庁が作成する標準化基準に適合した標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行することができるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進めることとされている。

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、国、地方を通じたデジタル化を今後5年間で進めることとされており、これを踏まえ、同基本方針において標準化の目標は令和7年度とされ、各地方公共団体がシステムの移行の際に必要な準備経費や移行経費の支援を行うデジタル基盤改革支援基金（地方公共団体情報システム機構に設置）の設置年限についても同年度末とされていた。しかしながら、事業者の人員不足のほか、指定都市などにおいては現行システムが複雑で移行の難易度が極めて高いシステムがあることなどの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムが全体の約6.3%（令和6年10月末時点）となっていた（令和7年10月末時点では約14.5%）。

こうした状況や、地方公共団体からの意見も踏まえ、令和6年12月に同基本方針を改定して、国は、標準準拠システムへの移行が令和8年度以降とならざるを得ないシステムを特定移行支援システムとして、概ね5年以内（令和12年度末まで）に移行できるよう支援することとされ、同基金の設置年限は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和7年法律第35号）の成立により、令和12年度末まで延長されている。

また、令和7年度補正予算（第1号）において、同基金の積立てに要する経費として559億円を追加し、累計で7,742億円を計上しており、当該基金を活用し、国が必要な財政支援を行うこととしている。

なお、標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、令和7年度補正予算（第1号）において、一時的に増加している運用経費を計画的に抑制・適正化し、運用の最適化を図るための国庫補助事業が創設され、その地方負担について令和7年度の地方交付税の増額交付の中で対応するとともに、人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分に対し、普通交付税において標準準拠システムへの移行状況に応じた措置を講じることとしている。

(3) 地域社会DXの推進

地域社会DXを加速させ、強い地方経済の実現などにも貢献するため、令和7年度補正予算（第1号）において、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進的通信システムの実証支援、地域の通信インフラ等整備の補助等の総合的な施策を行う地域社会DX推進パッケージ事業を実施することとしている。

また、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第4.1版】」（令和7年12月26日）について、各地方公共団体の新たな取組状況を踏まえつつ、導入・実施が比較的容易な事例や、費用対効果が大きいと考えられる事例、関係人口の創出に関する事例を中心に内容の拡充を予定しており、更なる横展開を図ることとしている。

(4) デジタル活用推進事業費の拡充

担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、地方財政計画の一般行政経費（単独）において、令和7年度に「デジタル活用推進事業費」を創設し、地方財政法の特例を設けて地方債の発行を可能

としている。

対象事業は、デジタル活用推進計画に位置付けて実施する地方単独事業等であり、具体的には、「自治体DXの推進」として、住民サービスの提供に必要なシステム・情報通信機器等の整備や共同調達によるシステムの導入、「地域社会DXの推進」として、日常生活に不可欠なサービスの確保や地域産業の生産性向上等に資するシステム・情報通信機器等の整備を対象としている。

令和8年度には、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃により地方公共団体のシステムに被害が生じるリスクが高まっていることを踏まえ、サイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステム（業務端末やシステムへの不正アクセスを常時監視するシステム）の整備を対象事業に追加した上で、事業費全体としては地方財政計画に1,500億円（対前年度比500億円増加）を計上している。

(5) 地域におけるGXの推進

地域におけるGXの推進については、「地球温暖化対策計画」において、「2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間として位置付け、必要な施策の実行に取り組む」こととされた。

これを踏まえ、地方公共団体が、公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業を積極的に実施できるよう、「脱炭素化推進事業費」について、事業期間を令和12年度まで延長するとともに、令和8年度の地方財政計画に1,000億円（前年度同額）を計上している。対象事業については、再生可能エネルギー設備等の整備について発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として地方公共団体が整備するものを対象に追加するほか、省エネルギー改修について建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす場合を対象に追加し、電動車等の導入についてハイブリッド車を導入する場合も対象に追加している。

そのほか、国庫補助を活用して地方公共団体が公共施設等にペロブスカイト太陽電池を導入する事業についても、新たに地方財政措置を講じることとしている。

5

社会保障の充実及びいわゆる教育無償化への対応等

少子高齢化など人口構成の変化が一層進んでいく中、年金、医療、介護などの社会保障を持続可能なものとするためには、社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していくことが必要である。

また、社会保障分野のサービス・給付の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されていることから、国と地方が一体となって安定的に実施していくことが重要であり、社会保障制度改革は国・地方が協力して推進していく必要がある。

加えて、全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、いわゆる教育無償化を実施していくことが重要である。

(1) 社会保障の充実等

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化に向け、安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものであり、消費税率の引上げ分は、「社会保障の充実」、「人づくり革命」等として、全額社会保障の財源に使われることとされている。令和8年度においては第79図・第80図のとおりである。

第79図 令和8年度における「社会保障の充実」(概要)

| 事項 | 事業内容 | 令和8年度 予算案 | (単位:億円) | | |
|-----------|---|--|------------------------------------|-----------------------------------|--|
| | | | 前年同額 | (参考) 令和7年度 予算額 | |
| 子ども・子育て支援 | 子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 ^(注3) | 前年同額 | 7,000 | | |
| | 育児休業中の経済的支援の強化 ^(注4) | 前年同額 | 979 | | |
| 医療・介護 | 医療・介護サービスの提供体制改革 | 病床の機能化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 | 960 1,563 | 909 1,615 | |
| | | 地域包括ケアシステムの構築 ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 令和4年度における介護職員の処遇改善 ・ 令和6年度における介護職員の処遇改善 | 前年同額 508 430 前年同額 前年同額 | 1,196 414 524 752 689 | |
| | 医療・介護保険制度の改革 | 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置 | 前年同額 | 693 | |
| | | 被用者保険の拠出金等に対する支援 | 前年同額 | 900 | |
| | | 70歳未満の高額療養費制度の改正 | 前年同額 | 248 | |
| | | 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化 | 前年同額 | 1,190 | |
| | | 介護保険保険者努力支援交付金 | 前年同額 | 200 | |
| | 難病・小児慢性特定疾病への対応 | 国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等) | 前年同額 | 3,816 | |
| | | 国民健康保険の産前産後保険料の免除 | 前年同額 | 15 | |
| | | こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止 | 前年同額 | 47 | |
| 年金 | 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等 | 前年同額 | 2,089 | | |
| | 年金受給資格期間の25年から10年への短縮 | 前年同額 | 644 | | |
| | 年金生活者支援給付金の支給 | 前年同額 | 3,958 | | |
| 合計 | 遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大 | 110 | 108 | | |
| | | 27,987 | 27,986 | | |

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
 (注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。
 (注3) 「子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実」の国費分については全額こども家庭庁に計上。
 (注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。

第80図 令和8年度における「人づくり革命」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半半ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

| 事項 | 事業内容 | 令和8年度 予算案 | (参考) 令和7年度 予算額 |
|-------------|---|--------------|----------------------|
| 待機児童の解消 | ・「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。(注3) | 前年同額 | 722 |
| 幼児教育・保育の無償化 | ・3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。(注3) | | 8,858 |
| 介護人材の処遇改善 | ・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。 | | 1,003 |
| 高等教育の無償化 | ・少子化に対処するため、扶養する子供が3人以上の多子世帯や低所得者世帯の高等教育費の負担を軽減できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。(注3)(注4) | | 6,400 |
| 合計 | | | 16,983 |

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
 (注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。
 (注3) 「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。
 (注4) 令和8年度予算案において7,133億円(国及び地方の合計額)を計上。

また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)において、時間軸を考慮した具体的な改革工程が整理されており、その内容は第81図のとおりである。

第81図 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(概要)

| | 2024年度に実施する取組 | 2028年度までに検討する取組 | 2040年頃を見据えた中長期的取組 |
|-------------------|--|--|---|
| 働き方に中立的な社会保障制度の構築 | (労働市場や雇用の在り方の見直し) ・ 同一労働同一賃金ガイドライン等の必要な見直しの検討 ・ 非正規雇用労働者の待遇改善に係る取組状況に関する企業の取組の促進 ・ 三位一体の労働市場改革の推進 | (勤労者皆保険の実現に向けた取組) ・ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃 ・ 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消 ・ 年収の壁に対する取組 等 | ・ フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方も含めた勤労者皆保険の構築など、働き方に中立的な社会保険制度の在り方の検討 |
| 医療・介護制度等の改革 | ・ 介護の生産性・質の向上(ロボット、ICT活用、経営の協働化、大規模化の推進、介護施設の人員配置基準の柔軟化) ・ 介護保険制度改革(第1号保険料負担の在り方の見直し) ・ イノベーションの適切な評価、長期取組品の保険給付の在り方の見直し ・ 診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施 等 | (生産性向上、効率的サービス、質向上) ・ 医療DXによる効率化・質の向上 ・ 生成AI等を用いた医療データの利活用の促進 ・ 医療提供体制改革の推進 ・ 効率的で質の高いサービス提供体制の構築 ・ 介護保険制度改革(ケアマネに関する給付の在り方等) (能力に応じた全世代の支え合い) ・ 医療・介護保険における金融所得の勘案 ・ 医療・介護の3割負担(現役並み所得)の適切な判断基準設定 ・ 介護保険制度改革(利用者負担の範囲、多床室の室料負担) (高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等) ・ 高齢者の活躍促進、疾病予防等の取組の推進 等 | ・ 科学的知見に基づき、標準的な支援の整理を含め、個人ごとに最適化された質の高い医療・介護・障害福祉サービスの提供に向けた検討 ・ ロボット・ICTやAI等の積極的な活用等を通じた、提供体制も含めた効率的、効果的なサービス提供の在り方の検討 ・ 健康寿命延伸による活力ある社会の実現に向けた検討 等 |
| 地域共生社会の実現 | ・ 重層的支援体制整備事業の更なる推進 ・ 社会保障教育の一層の推進 ・ 住まい支援の強化に向けた制度改正 等 | ・ 孤独・孤立対策の推進 ・ 身寄りのない高齢者等への支援 等 | ・ 住まい支援にとどまらず、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包括的な社会の実現に向けた検討 |

このうち、「2028年度までに検討する取組」については、令和10年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行い、全世代が安心できる制度を構築し、次の世代に引き継ぐための取組を着実に進める必要があるとされている。

(2) こども・子育て政策の強化

少子化は我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでに少子化トレンドを反転させ、人口減少に歯止めをかけなければ、持続的な経済成長の達成は困難となる。2030年（令和12年）までがラストチャンスであり、政府として次元の異なる少子化対策を進めることとしている。また、令和7年11月には「人口戦略本部」が設置され、こども・子育て政策を含む人口減少対策を総合的に推進することとしている。

地方公共団体は、こども・子育てサービスの多くを提供する主体であり、その役割が極めて大きいことから、こども・子育て政策の強化においては、国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要がある。

ア こども・子育て支援加速化プラン

次元の異なる少子化対策の実現に向け、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、国・地方の事業費ベースで3.6兆円程度となる「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）が掲げられた。加速化プランは、その大半を3年間（令和8年度まで）で実施することとされており、令和8年度までにおける充実額は、国・地方の事業費ベースで累計3.2兆円程度となった。

令和8年度の前年度からの地方負担の増（1,716億円）については、その全額を地方財政計画の一般行政経費（補助）等に計上するとともに、適切に地方交付税措置を講じることとしている。

イ こども・子育て政策に係る地方単独事業の推進

「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、地方公共団体において地域の実情に応じた現物給付事業を拡充することが見込まれることから、地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、令和6年度の地方財政計画において、一般行政経費（単独）を1,000億円増額して計上した。令和8年度においても、引き続き前年度同額の1,000億円を計上している。

また、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、地方公共団体がこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、令和6年度の地方財政計画の投資的経費（単独）において、「こども・子育て支援事業費」を創設した。令和8年度においても、引き続き前年度同額の500億円を計上している。

ウ 児童虐待防止対策体制の強化等

児童虐待防止対策体制の強化については、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。令和6年12月23日再改定）において、令和8年度までに、令和4年度と比べて児童相談所における児童福祉司を約1,610名、児童心理司を約950名増員することが目標とされている。

同プランに基づき、令和8年度において、全国で児童福祉司を約460名、児童心理司を約240名それぞれ増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、道府県の標準団体

で児童福祉司105名分及び児童心理司47名分の配置について、地方交付税措置を講じることとしている。

また、新たに児童相談所を設置する中核市等に対し、設置準備として児童福祉司等を確保・育成する場合の人員費について、令和7年度より特別交付税措置を講じることとしている。

(3) いわゆる教育無償化への対応等

ア いわゆる教育無償化への対応

いわゆる教育無償化については、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党による合意を踏まえつつ、国と地方の協議を経て、「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」（令和7年12月19日文科科学省、総務省、財務省）がとりまとめられた。

そのうち主な内容は、以下のとおりである。

- ・いわゆる高校無償化については、「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象から除外するとともに、高等学校等就学支援金の支給上限額を、私立全日制は45.7万円、私立通信制は33.7万円に設定する。また、都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任があり、高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、1/4の都道府県負担を導入する。
- ・学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）については、給食を実施する公立の小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。）を対象に、一月当たり5,200円を支援の基準額（完全給食実施校の場合）として設定する。なお、基準額を超える部分については、「学校給食法」（昭和29年法律第160号）に基づき、引き続き保護者から給食費を徴収することを可能とし、非喫食者の取扱いは学校設置者の判断に委ねる。また、子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点から、地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2の都道府県負担を導入する。
- ・これらの取組に係る地方負担については、いずれも地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。

イ 高等学校教育改革等推進事業債の創設

高等学校等就学支援金制度の拡充による公立高校への影響を考慮し、地方公共団体が地域の実情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、地方財政計画の投資的経費（単独）において、「高等学校教育改革等推進事業費」を創設し、令和8年度は1,000億円を計上している。

対象事業は、文部科学省が提示した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、都道府県において策定される高等学校教育改革実行計画に基づき実施する地方単独事業としている。具体的には、専門高校の機能強化・高度化に資する施設設備の整備（高等専門学校への転換等のための施設設備の整備を含む。）、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化に資する施設

設備の整備、地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備としている。
事業期間については、令和13年度までとしている。



スマート農業対応温室



遠隔授業配信センター

1

2

3

4

5

6

7

8

1

2

1

2

3

4

5

6

7

社会
保障
の
充
実
及
び
い
わ
ゆ
る
教
育
無
償
化
へ
の
対
応
等

6 財政マネジメントの強化

地方公共団体や公営企業が、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行うためには、自らの財政・経営状況、ストック情報等を的確に把握することが重要であり、地方公会計の推進、地方財政の「見える化」や公営企業の経営改革等に取り組む必要がある。

(1) 地方公会計の整備・活用及び地方財政の「見える化」の推進

発生主義・複式簿記を採用している地方公会計は、現金主義・単式簿記では見えにくいストック情報の総体や減価償却費・退職手当引当金といった発生主義特有の行政コストなどの把握を可能とするものであり、把握した情報を資産管理や予算編成等に積極的に活用していくことが重要である。

令和6年度末時点において、令和5年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の96.1%に当たる1,718団体が整備済みとなり、令和5年度決算に係る財務書類については、全団体の95.3%に当たる1,704団体が作成済みとなっている。

令和7年3月には、「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書（令和6年12月）を踏まえ、財務書類の情報充実や固定資産台帳の整理・精緻化等を図るために統一的な基準を改訂したところであり、この新たな基準に基づく財務書類等の作成・更新は、令和8年度決算を対象とする財務書類等の整備までに実施することが求められる。

また、地方財政の「見える化」については、「地方財政白書」、「決算状況調」、「財政状況資料集」等により積極的な情報開示を行ってきた。

財政状況資料集においては、各地方公共団体の性質別・目的別の住民一人当たりのコストや、ストックに関する情報について比較可能な形で公表するとともに、基金の使途・増減理由・今後の方針等について公表している。

地方公共団体においては、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や財政マネジメントの強化を図る観点から、住民等へのより分かりやすい財政情報の開示に取り組むとともに、公表内容の充実を図っていくことが求められる。

(2) 公営企業の経営改革

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしている。急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大、職員の確保が困難になってきていることに加え、近年は、職員給与費の増加や物価高騰等により、公営企業を取り巻く経営環境がさらに厳しさを増している。これらを踏まえ、各公営企業が将来にわたりこうした役割を果たしていくためには、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの

向上を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表^{*1}の活用による「見える化」を推進することが求められる。

ア 公営企業の更なる経営改革の推進

(ア) 経営戦略の改定の推進

経営戦略については、令和6年度末までに98.3%の事業が策定を完了している。

今後は、策定済みの経営戦略について、経営環境の変化を踏まえ、人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、経営戦略の改定に反映させることで、実効性のある経営戦略となるよう取り組むことが求められる。

(イ) 抜本的な改革の検討の推進

各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、事業ごとの特性に応じて、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等に取り組むことが求められる。令和6年度においては、**第41表**のとおり、広域化等80件、包括的民間委託48件などの取組が実施されている。

第41表 公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和6年度実績）

| 事業廃止 | 民営化・民間譲渡 | 公営企業型地方独立行政法人 | 広域化等 | 指定管理者制度 | 包括的民間委託 | PPP/PFI |
|------|----------|---------------|------|---------|---------|---------|
| 73件 | 10件 | 0件 | 80件 | 10件 | 48件 | 11件 |
| | | | | | | 合計 |
| | | | | | | 232件 |

- (注) 1 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。
2 民営化・民間譲渡等、他の事業に統合せずに事業廃止となる場合は、1つの取組をそれぞれの類型に計上している。

(ウ) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

「公営企業会計の適用の更なる推進について」（令和6年1月22日付け総務省自治財政局長通知）において、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業のうち、下水道事業及び簡易水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高いことから、早急な適用を求めるとともに、その他の事業についてはできる限り公営企業会計を適用することを要請している。令和7年4月1日時点で、下水道事業については99.1%、簡易水道事業については97.7%の事業で適用された。

(エ) 公営企業経営改善特例債の創設

今後も人口減少が続くことを前提に、これまで公営企業が提供してきた住民生活に必要なサービスを地域において持続的に提供していくためには、上下水道の広域化等をはじめとする公営企業の経営改善の取組を進めることが重要である。

しかしながら、これらの取組に伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う際、不要な施設の撤去費など一般会計において一時的に多額の経費支出が必要となる場合がある。

地方公共団体が、こうした一般会計の負担を平準化し、必要な経営改善の取組を円滑に進める

* 1 各公営企業の経営及び施設の状況を主要な経営指標やその経年の推移、類似団体との比較により表し、分析を行ったもの

ことができるよう、当分の間、公営企業経営改善特例債を発行できることとし、当該地方債を創設するため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第221回特別国会に提出している。

対象経費は、施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費、地方債の繰上償還に要する経費、一時借入金の償還に要する経費、退職手当の支給に要する経費、国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費、公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金等に要する経費としている。

なお、地方公共団体は、その起債に当たっては、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないが、また、当該許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を要することとしている。

イ 水道・下水道事業における広域化等の推進

水道・下水道事業の広域化等については、令和5年度末までに全ての都道府県において計画等が策定されたところであり、都道府県のリーダーシップの下、計画を着実に実施することにより、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進めることが重要である。このため、広域化等に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を講じている。

ウ 公立病院経営強化の推進

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、へき地医療、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算医療や高度・先進医療を提供する重要な役割を担っているが、医師不足や人口減少等により、厳しい状況が続いている。

このため、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえて策定した「公立病院経営強化プラン」に基づき、経営強化の取組を推進するとともに、各公立病院を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、必要に応じプランの改定を行うよう要請している。

令和8年度においては、近年の物価高騰や人件費の増加等の厳しい経営環境の中、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、病院事業に対する繰出金として、令和8年度の地方財政計画に対前年度比476億円増の8,353億円を計上し、地方交付税措置を拡充するとともに、周辺人口が少ない等の不採算地域において、二次救急など地域医療の中核的な役割を担う不採算地区中核病院がその機能を維持できるよう、不採算地区病院と同様に、特別交付税措置の基準額を引き上げることとしている。

また、病院事業債の公立病院等に係る新設・建替等事業における建築単価の上限を引き上げることとし、令和7年度事業債から新単価を適用することとしている。

(3) 経営・財務マネジメントの強化

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るために、地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣する経営・財務マネジメント強化事業（地方公共団体金融機構との共同事業）については、令和8年度も引き続き実施することとしている。

7 地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進

(1) 地方自治制度の見直し

我が国の人口は平成23年以降一貫して減少しており、今後も、2050年には1億468万人、2070年には8,700万人へと大幅な人口減少が予想されている。他方で、生産年齢人口は、ピーク時からこれまでに約1,100万人減少するなど、生産年齢人口の減少や東京一極集中の大きな流れにより、地方公共団体では専門人材の不足等の課題が既に現実のものとなっている。現在、そして将来にわたり、どのようにして地域における行政サービスを維持し続けることができるかが問われている。

総務省では、このような問題意識から、令和6年11月に「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」を立ち上げ、各行政分野（介護保険、国民健康保険、老人福祉施設、保育、小中学校教育、道路、上下水道、鳥獣被害対策、地球温暖化対策、消費生活相談の10分野）における個別の事務の処理に関する課題に着目し、対応方策のあり方について検討を行った。令和7年6月に取りまとめられた同研究会報告書では、地方公共団体が抱える課題に応じた対応方策について、「検討の視点」が示され、都道府県が、地域の状況を踏まえ、市町村における検討を支援していくことが重要であるとされ、総務省において、都道府県・市町村における課題解決に向けた検討を促してきたところである。

さらには、地方における検討状況も踏まえつつ、国・都道府県・市町村の役割分担の見直しを含めた議論の必要性が指摘されている中、令和8年1月19日に政府の地方制度調査会が約2年ぶりに発足し、人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担や大都市地域における行政体制のあり方について、内閣総理大臣の諮問が行われた。

総務省としても必要な検討を進めるとともに、市町村間の広域連携や都道府県による補完、自治体DXなどの取組を進めていく。

(2) 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

前述のように、地方公共団体の経営資源が制約される中で、持続可能な形で行政サービスを提供し住民の暮らしを支えていくためには、行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題を見通し、住民等と議論を重ね、将来のビジョンを共有することが求められる。加えて、地域や組織の枠を越えて資源を融通し合い、他の地方公共団体や地域の多様な主体と連携・協働していく取組を深化する必要がある。

このため、地域の行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通しを客観的なデータを基に整理した「地域の未来予測」の複数の地方公共団体による作成及びこれを踏まえた「目

指す未来像」の議論が進むよう、特別交付税措置を講じている。また、少子高齢化・人口減少の局面に的確に対応していくための連携の枠組みである連携中枢都市圏や定住自立圏において合意形成が容易ではない課題への対応も含め取組が進むよう、地方交付税措置を講じている。さらに、複数の地方公共団体が公共施設の集約化や専門人材の確保・育成に連携して取り組むことができるよう、公共施設の集約化等に向けた調査検討経費等に対して特別交付税措置を講じるほか、(3) アにあるように、都道府県等が市町村に専門人材を派遣する際の経費に対して特別交付税措置を講じている。

また、人口減少下においても活力ある地域を作るためには、個々の地方公共団体の取組だけでなく、都道府県域を超えて施策に取り組むことが重要であり、地域の成長につながる施策を、多様な主体の連携により、面的に展開する「広域リージョン連携」の取組を引き続き推進する必要がある。

各地域において、順次、広域リージョン連携宣言が実施され、具体のプロジェクトの検討が進められている。国は、各府省で連携した財政的支援等を行い、「広域リージョン連携」に基づくプロジェクトの実施を積極的に後押しすることとしている。

公共私連携については、地域の多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備が進められるよう、地域運営組織以外の地域の活動主体が指定地域共同活動団体に指定された場合の市町村による設立運営支援等に要する経費について、地域運営組織と同様の地方交付税措置を講じている。

(3) 地方公務員行政に係る取組

ア 地方公共団体の人材確保・育成

地方公共団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑・多様化する行政課題に対応する上で、人材確保・育成の重要性が高まっており、第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」においても、都道府県等が市町村と連携して専門人材の確保・育成に取り組む視点の重要性が指摘されている。このような状況を踏まえ、総務省では、令和5年12月に、各地方公共団体が人材育成基本方針を改正等する際の指針として、「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定するとともに、令和7年3月には「地方公共団体における人材育成・確保推進のための参考事例集」を公表したところであり、地方公共団体に対して、指針及び事例集を参考として、各地方公共団体において策定されている基本方針の改正等を含め、着実に取組を推進するよう要請している。

こうした中、人材確保については、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況がみられることから、技術職員やデジタル人材の確保に対する地方交付税措置に加え、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、特別交付税措置を講じている。

また、人材育成については、各地方公共団体が、改正後の人材育成基本方針において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関する自団体職員向けの研修経費及び都道府県等が市町村職員を含めて開催する広域的な研修経費について、地方交付税措置を講じている。

① 会計年度任用職員制度

令和2年度に導入された会計年度任用職員制度に係る任用や給与決定などの施行状況については、任用根拠の明確化や勤務条件の改善など、概ね、制度の趣旨に沿った運用が図られているが、一部にまだ対応が十分でない地方公共団体もあり、こうした団体においては、適正化を図る必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）等において、会計年度任用職員の能力実証を経た常勤化について記載されたことも踏まえ、総務省では、令和7年9月に、会計年度任用職員の職務経験を有する者が受験可能な中途採用試験を実施する取組等についてとりまとめた事例集を公表し、取組の普及促進を図っている。

なお、会計年度任用職員の給与等については、令和8年度の地方財政計画において、一般行政経費（単独）から給与関係経費に移し替えている。

(4) 地方税制の動向

地方公共団体が自らの発想で特色を持った地域づくりを進めていくためには、その基盤となる地方税財源の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めることが重要である。

令和8年度税制改正については、令和7年11月21日に、地方財政審議会から、「令和8年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」、「地方税制のあり方に関する検討会報告書 -地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差に係る原因・課題の分析等-」等が提出されるとともに、同年12月26日に「令和8年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

「令和8年度税制改正の大綱」では、地方税制において主に以下の事項について税制改正を行うものとされており、そのうち、地方税関係法律の改正については、第221回特別国会に「地方税法等の一部を改正する法律案」を提出している。

ア 個人住民税

物価上昇局面における対応として、所得税の給与所得控除の引上げと同様に、個人住民税についても、65万円の最低保障額を69万円に引き上げるとともに、令和9年度分及び令和10年度分の個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額について、69万円への引上げに加え、5万円引き上げる。また、ひとり親控除について、控除額を33万円（現行：30万円）に引き上げる。

個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、特例控除額に定額上限（193万円：給与収入1億円相当）を設け、控除限度額を個人住民税所得割額の2割と定額上限とのいずれか低い金額（現行：個人住民税所得割額の2割）とする等の見直しを行う。

そのほか、インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、道府県民税利子割に清算制度を導入することとし、都道府県は、当該都道府県に納入された利子割額から徴収取扱費に相当する額を控除した額を、各都道府県ごとの清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払うことで税収帰属を適正化する等の措置を講じる。

イ 自動車関係諸税

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止する。これに伴い、現行の自動車税種別割を自動車税とし、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講じる。環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する旨を「地方税法等の一部を改正する法律案」において規定している。

軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止するほか、所要の措置を講じる。なお、軽油引取税等の当分の間税率の廃止のための地方の安定財源の確保については、「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」(令和7年法律第81号)において、法人税関係特別措置の見直し等の税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得るとともに、その際、安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応する旨が規定されている。

令和8年度地方財政計画においては、環境性能割の廃止及び軽油引取税等の当分の間税率の廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金によって全額を補填することとされている。

(5) 地方分権改革の推進

地方分権改革については、平成26年から、それまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)により、「提案募集方式」を導入している。これまで、累次にわたる、いわゆる地方分権一括法^{*2}により、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行うなど、国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権改革が推進されている。

令和7年においては、355件の提案について調整がなされ、このうち312件について実現・対応できることとなり、同年12月23日に「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。

本方針に盛り込まれた事項等のうち、主なものは第82図のとおりであり、地方財政関係では地方債のデジタル証券方式での発行を可能にすることや地方公共団体の財政状況等の公表回数を年2回以上から1回以上にすることが盛り込まれた。また、法律の改正により措置すべき事項については、所要の地方分権一括法案を第221回特別国会に提出することを基本とし、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化することとされている。

今後とも、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方分権改革を着実に強力に進めていくこととされている。

* 2 提案募集方式の導入以降、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第50号。いわゆる「第5次地方分権一括法」)から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和7年法律第35号。いわゆる「第15次地方分権一括法」)までの地方分権一括法が成立している。

第82図 令和7年の地方からの提案等に関する主な対応方針

| 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】 | | |
|--|---|--|
| 〔 R7年の提案数・355件(R6:257件) うち実現・対応割合・88% (R6:86%) 〕 | | |
| 〔 令和7年12月23日 閣議決定 〕 | | |
| <p>◇ 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもの。平成26年から「提案募集方式」を導入。</p> <p>◇ 法律改正事項については、一括法案等を令和8年通常国会に提出することを基本。</p> <p>◇ 12月23日に地方分権改革推進本部・閣議決定。</p> <p style="text-align: right;">(件数は分権室による推計値)</p> | | |
| 1 デジタル化による国民の利便性向上 | | |
| 支障事例 | 対応方針 | 効果 |
| ① 事業者から地方公共団体への申請手続等のオンライン化 (e-Govの活用) | 事業者による届出について、オンライン化を可能に (e-Gov(政府共通の電子申請システム)の活用)。 (i) 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出 (ii) 振動規制法に基づく特定建設作業の届出 など | 事業者の負担を軽減。手続迅速化。 (i) 届出件数: 約9万件/年 (ii) 届出件数: 約5万件/年 |
| ② 公営住宅の家賃決定に係る収入申告書の省略 | マイナンバー制度における情報連携等によって所得情報等を把握し、毎年度の書面での収入申告を不要とすることを検討。 | 住民の負担を軽減。地方公共団体における督促等の事務負担を軽減。 ※公営住宅の入居戸数: 約165万戸 (令和5年度末時点) |
| ③ 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に | 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に。 | 投資家層の拡大による資金調達手段の多様化に寄与。 |
| 2 人口減少社会に柔軟に対応した地域づくり | | |
| 支障事例 | 対応方針 | 効果 |
| ④ 空家等管理活用支援法人に商工会議所等の指定を可能に | 空家の管理等を行う事業者間の調整等を担える法人として、商工会議所・商工会等の非営利法人の指定を可能に。 | 効率的・効果的な空家等対策の推進を通じた地域振興等の実現に寄与。 |
| ⑤ 公営住宅における建替えを伴わない団地集約の場合でも明渡請求を可能に | 入居者の居住権の保護などを勘案した上で、建替事業を実施しない場合でも明渡請求を可能とすることについて検討。 | 公営住宅の管理運営の効率化や自治体の負担軽減等に寄与。 |
| ⑥ 土地利用の実情に即した市街化区域の設定を可能に | 土地利用の現状や将来見通しに基づき市街化区域の設定が可能であることを周知。 | 地域の実情に応じた土地利用によるまちづくりの推進に寄与。 |
| 3 自治体業務の簡素化・効率化 | | |
| 支障事例 | 対応方針 | 効果 |
| ⑦ 経由事務の廃止及び経由調査の見直し | 経由事務の廃止及び経由調査の見直し。 (i) 管理栄養士、薬剤師、精神保健指定医のオンライン申請における免許証等の交付 (ii) 医薬品国家検定の申請 (iii) 栄養士養成施設等の指定等に係る手続 など | 手続の迅速化、事務負担の軽減。 (i) 免許証等の新規交付件数: 約1.7万件/年 (ii) 医薬品国家検定申請件数: 約900件/年 (iii) 栄養士養成施設等の指定等に係る手続件数: 約400件/年 |
| ⑧ 都道府県による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能に | 都道府県がオンラインにより戸籍電子証明書等を公用にて指定試験機関への委任を可能とするよう検討。 | 事務負担・費用負担の軽減。 ※都道府県における戸籍の公用請求件数: 約60万件/年 |
| ⑨ 行政書士試験に関する事務のうち委任できない事務を委任可能とし全ての試験事務を委任可能に | 合格決定の事務も委任可能とし、全ての試験事務について指定試験機関への委任を可能とするよう検討。 | 事務負担の軽減。 ※合格証への押印: 約6千枚/年 |
| ⑩ 介護・障害福祉サービス等報酬関連補助金に係る支払事務について都道府県から国民健康保険団体連合会への委託を可能に | 関連補助金に係る支払事務についても国保連への委託を可能とすることを検討。 | 都道府県の事務負担を軽減、国保連による効率的な事務の実施。 ※令和6年度補正予算額 1,148億円の内数 |
| ⑪ 国への返還金に関する取扱いの見直し | 実態把握のための全国調査を行い、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応を検討。 | 障害者児通所給付費・児童発達支援管理責任者等、必要な人員を配置せず、約1.1億円の返還請求が生じたが、事業者の實力不足により、未徴収額が発生した事案 ※診療報酬: 看護師配置基準を満たしておらず、約1.4億円の返還請求が生じたが、医療機関の撤廃手続開始決定がされ、未徴収額が発生した事案 |
| ⑫ 社会情勢を踏まえた事務の簡素化 | (i) 地方公共団体の財政状況等の公表回数を年2回以上から1回以上に (ii) 公社等の解散公告(債権の申出の催告)を3回以上から1回に (iii) 外部監査の補助者、土地区画整理組合の理事の住所の告示等における住所の記載内容の見直しを検討 (iv) 地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域の備付け等の廃止 (総務省によるインターネットでの公表) (v) 基本測量・公共測量に係る都道府県による公示の廃止 (国土地理院によるインターネットでの公表) | (i) 財政状況等の公表に係る事務負担が軽減。 (ii) R5年度に解散した土地開発公社数: 25(公社等数: 786) (iii) R4年度の外部監査の補助者: 752人 (iv) 土地区画整理事業(組合による施行中)の地区数: 249 (v) 備付けを廃止する地方公共団体の事務所: 約450事務所 (vi) 基本測量・公共測量の公示件数: 約12,450件/年 ・基本測量 国土地理院が実施 ・公共測量 費用を国又は地方公共団体等が負担して実施 |
| ⑬ 計画策定事務の見直し | 離島活性化交付金等事業計画と離島振興計画等との一体的策定を可能に。 導入促進基本計画(先端設備等の導入)の策定に当たり、他の計画等からの引用を可能に。 | 計画策定事務の負担を軽減。 ※離島活性化交付金等事業計画策定団体 26団体 |
| ⑭ 財産区議会(総会)設置条例について都道府県知事による提案に加え市区町村長等による提案も可能に | 財産区議会(総会)を設置、廃止する条例の提案権について、都道府県知事の提案に加え、市区町村長等による提案を可能に。 | 市区町村等自らの判断で条例の提案が可能に。 ※令和5年度財産区総数: 3,930(うち議会を設けている財産区: 591、総会を設けている財産区: 20) |

また、計画策定等による地方公共団体の事務負担の増大への対応については、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)を着実に運用し、国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進することとされている。

7 地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進

用語の説明

本書において（*）を付記した用語の説明は、以下のとおりである。

地方公共団体

政令指定都市

「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた市（函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川崎市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市）をいう。人口20万以上の市について、当該市からの申出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理する方が効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務、文教行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

施行時特例市

「地方自治法の一部を改正する法律」（平成26年法律第42号。以下「平成26年改正法」という。）により、平成27年4月1日より特例市制度が廃止されたが、平成27年4月1日の時点において特例市である市は施行時特例市として特例の事務を引き続き処理することとされている。

平成26年改正法による改正前の地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた市（つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、沼津市、富士市、春日井市、四日市市、岸和田市、茨木市、加古川市、宝塚市及び佐賀市）は、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核

市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理する方が効率的な事務その他施行時特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

都市

政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市をいう。

なお、市となる時には、地方自治法第8条第1項で定める要件（人口5万以上を有すること等）を満たしていなければならない。

町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のものをいう。

なお、町となる時には、同法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を満たしていなければならない。

特別区

地方自治法第281条第1項の規定による東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

一部事務組合

地方自治法第284条第2項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

広域連合

地方自治法第284条第3項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

特定被災県

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である9県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県）のこと。

特定被災市町村等

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外の227市町村のこと。

会計区分等

普通会計

地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計に区分して経理されており、その中には、一般行政活動に係るものと公営事業会計に係るものがある。普通会計とは、一般会計と特別会計のうち一般行政活動に係るものを一つの会計で経理されたものとみなして整理した会計の呼称。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上、便宜的に用いられる会計区分。

一般会計等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、公営事業会計以外のものが該当する。これは、普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して公営事業会計において経理されたものとする取扱い）は行わないこととしている。

公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

公営企業会計

地方公共団体の経営する公営企業の経理を行う会計。

純計決算額

各地方公共団体の決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。特に断りのない限り、決算額は普通会計に係る地方財政の純計額をいう。

なお、都道府県決算額は全ての都道府県における決算額の単純合計である。市町村決算額は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものである。

歳入

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金（政令指定都市のみ）、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）及び法人事業税交付金を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村

との間の重複額として控除される。

一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税。

現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税がある。

地方特例交付金等

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除及び定額減税（令和6年度及び令和7年度）の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される地方特例交付金、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充による地方公共団体の減収を補填するために交付される新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%及び地方法人税の全額（令和8年2月末現在）を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用^{*1}（測定単位1当たり費用）×測定単位^{*2}（人口・面積等）×補正係数^{*3}（寒冷補正等）

※1 標準的団体（人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位1単位当たりで示したもの。

※2 道府県や市町村の行政の種類（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。

※3 全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落としてしている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×原則として75/100 + 地方譲与税等

震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して、地方公共団体に対して交付する特別交付税。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

使用料

地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するもの。

手数料

特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するもの。

歳出

目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その経済的性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出す

る消費的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、「地方公営企業法」(昭和27年法律第292号)第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は公営事業会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

財政分析指標関係

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額^{*}に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

※ 令和2年度・令和3年度は、猶予特例債も含まれる。

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支(歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額)から、翌年度に繰り越すべき継続費¹繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで²繰越すること)、繰越明許費³繰越(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのもの

を、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと)等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、「地方財政法施行令」（昭和23年政令第267号）附則の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業債の償還金に対する繰出金などの準元利償還金に係る実質的な公債費相当額^{*1}の標準財政規模を基本とした額^{*2}に対する比率の過去3か年の平均値。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、これらが財政運営に与える影響の度合いを示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる「地方財政法」（昭和23年法律第109号）の実質公債費比率と同じ。

※1 元利償還金（繰上償還金等を除く。）及び準元利償還金の合計額から、これらに充当された特定財源及び元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

※2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

将来負担比率

公営企業や地方公社、損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債^{*1}の標準財政規模を基本とした額^{*2}に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

- ※1 一般会計等の将来負担額から財政調整基金や元利償還金等に係る基準財政需要額算入額などの充当可能財源等を控除した額。
- ※2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

地方財政計画等

地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(1) 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、(2) 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(3) 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

地方債計画

地方財政法第5条の3第10項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

減収補填債（特例分）

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、同条の特例として発行される特例分がある。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされている。

一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安

全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

地方一般歳出

地方財政計画において、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中の企業債償還費普通会計負担分を含む。）、臨時財政対策債償還基金費及び不交付団体水準超経費を除いたもの。

債務負担行為

複数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条の規定により、予算の一部を構成することとされている。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

公営企業等

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業としている。

同法において、上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業については全部の規定、病院事業については、財務規定等の適用が義務付けられている。その他の事業については、条例で同法の全部又は財務規定等を適用することが可能となっている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、法適用企業は、同法に基づき発生主義・複式簿記による企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づき現金主義・単式簿記による財務処理が行われる。

地方公営企業決算状況調査においては、法適用企業は地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業とし、法非適用企業は地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている地方財政法施行令第46条に掲げる事業並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業以外のものとしている。

損益収支

公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。

純損益とは、総収益から総費用を差し引いた額をいい、当該年度の総合的な収支状況を表す。総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益（特別利益）や、固定資産売却損等の臨時的な費用（特別損失）を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表す。経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

資本収支

公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

収益的収入

公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

資金不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

資金不足比率

資金不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

資金不足比率が、経営健全化基準以上である地方公共団体は、経営健全化計画を策定[※]し、経営健全化団体として、当該公営企業の経営の健全化を図らなければならない。

※ 当該年度の前年度の資金不足比率が経営健全化基準未満である場合であって、当該年度の翌年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められるとき等を除く。

公営企業型地方独立行政法人

地方独立行政法人[※]のうち「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）第21条第3号に掲げる業務（水道事業（簡易水道事業を除く。）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業）を行う法人をいう。

公営企業型地方独立行政法人の経理は、同法に基づき発生主義・複式簿記による企業会計方式により行われる。

※ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定される、公共上の見地から確実に実施する必要のある事務・事業

のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないが、民間に委ねては実施が確保できない可能性があるものを効率的かつ効果的に行わせる目的のために地方公共団体が設立する法人。

第三セクター等

第三セクター等とは、次の法人をいう。

(ア) 第三セクター

- a 社団法人・財団法人（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに特例民法法人）のうち、地方公共団体が出えんを行っている法人
- b 会社法法人（「会社法」（平成17年法律第86号）等の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

(イ) 地方三公社

地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社